

領収書貼付用紙		No. 25
支出内容	嶋倉事務所費（4-9月分）	
総経費 802,605円	政務活動費 計上額 243,163円	按分率 30.30%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

按分率については、基本的に1/3を政務活動費として請求。ただし、7月の参議院選挙時、告示期間後は選挙事務所として活用しているため1/6として請求。そのため、按分率については政務活動計上額／総経費で算出するため、33%にはなっていません。

注）1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

鳥倉

- ・ 事務所家賃 5月分の領収書がないうので、
引き落としの通帳の表紙と引き落としの所のコピーを
添付しました。
- ・ フレッツ光ネクストとの契約で、ファックスの番号が主と
なっているが、
(072-987-4717)
- ・ <追加番号使用>の契約に、(072-987-7340)が
含まれています。

様式第14（第6条第3項関係）

（事務所費用）

事 務 所 届

令和8年 4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 嶋倉 久美子

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 鷹殿町1-7グローバルビル2階201号室		
延床面積	72,90㎡	賃借料① (月額)	103,000円(税込み)
電話番号	☒ (有) (072-987-7340) ・ ☐ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ ☒ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅が賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 (②)	2025年4月1日 ～2027年3月31日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☐ 写真（外観及び応接スペース） 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (1/3) % + その他の活動 (2/3) %		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 103,000円×2ヶ月×1/6 103,000円×10ヶ月×1/3	377,665円(年間)	
按分率の根拠	政務活動費に1/3, その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用し たとして按分した。但し、2025年の7月については、参議院選挙の期間のため、 2026年2月は衆議院選挙の機関のため政務活動としては1/6で按分 した。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

嶋倉久美子事務所



ローバルビル
皆様 各位

令和元年6月吉日

所有者変更及び賃貸借継承についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年6月20日に本物件の所有権は、株式会社molicaコーポレーションから新所有者：[REDACTED]へ移転いたしました。所有権の移転に伴い、入居者様との賃貸借契約における貸主の地位も、新所有者：[REDACTED]が引き継ぐ事となりましたので、本書をもってご通知申し上げます。

賃貸借契約に関して、契約条件等の変更はございません。尚、賃料等の振込先は変更となります。8月分賃料（7月末日にお支払い分）からは、下記管理会社の口座にお振込をお願いいたします。

また、今後は管理会社「株式会社財法商事」にて当ビルの管理業務を行わせて頂く事となりました。物件に関するご用件やご解約の際の連絡は、(株)財法商事までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

上記に関しましてご不明な点は、(株)財法商事までお問い合わせください。

【管理会社】

■住所 〒542-0081
大阪市中央区南船場1丁目3番5号リーゾー財法ビルⅧ 6階
■社名 株式会社財法商事（ザイハウショウ）
■連絡先 06-6262-1015
■担当 [REDACTED]

【新貸主】

■住所 [REDACTED]
■氏名 [REDACTED]

【旧貸主】

■住所 京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町108
■氏名 株式会社 molica コーポレーション

【家賃振込口座】

■金融機関名 大阪商工信用金庫
■支店名 [REDACTED]
■口座番号 [REDACTED]
■口座名 株式会社財法商事 カ) ザイハウショウジ

覚 書

貸主 [REDACTED] (以下 甲という) と借主 嶋倉 久美子 (以下 乙という) の双方
は令和1年 6月20日付物件名 鷹殿グローバルビル の所有者変更に伴い
前所有者 (株) molica コーポレーションと乙との間で締結された賃貸契約書の内容を
引き継いでいることを確認したので本覚書を交換する。

以下、本覚書を合意した証として、本覚書を2通作成し、甲乙並びに連帯保証人 (以下
丙という) の各自署名捺印し甲と乙が1通を保有するものとする。-----

2021年 3月 29日

賃貸人 (甲)

住所

氏名

TEL

賃借人 (乙)

住所 大阪府東大阪市鷹殿町1-9 トモエビル402

氏名 嶋倉 久美子

TEL 090-6065-4295

連帯保証人 (丙) 住所

氏名

TEL



不動産賃貸借契約書

(建物賃貸借)

貸主 株式会社molicaコーポレーション 様

借主 嶋倉 久美子 様

宅地建物取引業者 株式会社 molicaコーポレーション

借主(乙)と貸主(甲)は、本物件の賃貸借契約締結に関し、その証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ
各その1通を保有するものとします。

年 月 日

貸主住所 〒605-0802 京都府京都市東山区鞘町通七条上ル下堀詰町241番地6

氏名 株式会社molicaコーポレーション

借主住所 東大阪市

氏名 嶋倉久美子

連絡先 しま倉事務所 072-989-7340

しま倉ケイタイ

連帯保証人

住所

氏名

免許証番号

事務所の所在地

商号

代表者または政令使用人

登録番号

宅地建物取引士

京都府知事(1)第13364号

京都市東山区鞘町通七条上ル下堀詰町241番地6

株式会社 molica コーポレーション

森川伸二

(京都)第029068号

高川さおり

不動産賃貸借契約書 (建物賃貸借)

1. 建物の表示

▼建物の名称・所在地等

建物の名称	鷹殿グローバルビル		
住居表示	東大阪市鷹殿町1-7		
所在地	東大阪市鷹殿町127番4 127番5 127番8		
家屋番号	127番5の2		
建物の種類	事務所		
建物の構造	鉄骨造		
屋根の構造	陸屋根		
階数	地上5階	新築年月日	既存物件 平成4年1月

契約対象物件(1)

部屋番号	2階
用途	事業用
事業内容	事務所
間取り	1R
床面積	72.90㎡
延床面積	72.90㎡ 専有

2. 契約内容に関する事項

使用目的	事業用に限る		
引渡し日	契約始期に同じ		
始期	平成28年2月29日	終期	平成30年2月28日
契約期間	2年間		
更新料	0円		
更新事務手数料	0円		

3. 賃料等

▼月額費用 (費用額合計) 103,000円

賃料	103,000円	翌月分を前月末日までに
	関西アーバン銀行	
	名義人:カ) モリカコーポレーション ※振込手数料は借主様負担	

▼一時金

保証金	300000円
-----	---------

特約事項

▼入居者一代限りに関する特約事項

本契約は当該入居者同一人一代限りとし貸主の承諾なく入居者の入れ替えはできません。

▼その他の特約事項

2. 契約内容に関する事項：契約始期・平成28年2月29日からの契約期間は、平成28年5月17日新所有者（株式会社molicaコーポレーション）変更により前所有者（有限会社グローバル）よりの引き継ぎとする。

不動産賃貸借契約書 (建物賃貸借)

第1条 引き渡し及び契約期間

本物件の引き渡し及び本契約の賃貸借期間は表記2のとおりとします。

2 甲が前項の期間満了の6ヶ月前までに、また乙が2ヶ月前までに、それぞれ相手方に対し、文書による何らの申出をしないときは、本契約は更に表記2のとおり更新されるものとし、以後も同様とします。

第2条 使用目的

本物件の使用目的は表記2のとおりとします。

第3条 反社会的勢力の排除に関する確約

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1) 自らが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第4条 賃料・管理費、共益費等の支払

本契約期間の賃料・管理費、共益費及びその他（以下一括して「賃料等」といいます）は、表記3のとおりとします。

2 乙は表記3の支払期日までに、賃料等を表記3の支払方法により、甲または甲の指定する者に支払うものとします。

3 賃料等の計算始期は、契約期間の始期と同日とし、計算終期は乙が甲に本物件を明け渡した日の属する月の末日とします。

4 乙は表記3に規定する支払期日までに賃料等の全部または一部の支払を怠ったときは、延滞した賃料等の額に対し、支払期日の翌日から当該賃料等の支払日までの遅延日数に応じ、年365日当たり14.6%の損害金を賃料等に加算して支払うものとします。

第5条 賃料・管理費、共益費等の改定

本契約期間中であっても、経済事情の変動または近隣建物の賃料と比較して、賃料が不相当となった時は、甲乙協議のうえ改定することができるものとします。

2 本物件の所在する敷地、建物の共用部分もしくは付属施設の維持管理に必要な費用として負担している管理費、共益費が増額されたときは、それに伴い甲は管理費、共益費を増額することができるものとします。

第6条 敷金・保証金【償却引きなし】

乙は、賃料の支払、損害の賠償その他本契約から生ずる債務の担保として、表記3の敷金・保証金を、本契約締結時に甲に差し入れるものとします。ただし、この敷金・保証金には利息をつけません。

2 乙が本契約に基づく甲に対する債務を履行しないときは、甲は、任意に敷金・保証金をもって乙の債務弁済に充当できます。なお、これによって生じた敷金・保証金の不足額を乙は直ちに補填するものとします。

3 乙は、本契約期間中、敷金・保証金をもって賃料その他、本契約に基づく債務の弁済に充当することはできず、敷金・保証金の返還請求権を他に譲渡もしくは質権の設定等を行うことはできません。

4 甲は、本契約が終了し、乙が本契約に基づく一切の債務、電気、ガス、水道、固定電話料金等の清算を行い、その領収証等を確拠し乙が本物件を明け渡した後、以内に、敷金・保証金を乙に返還するものとします。ただし、乙の責めに帰すべき債務があるときは敷金・保証金と相殺し、残額があるときはその残額を返還し、債務の額に満たないときは、乙は不足額を甲に対し直ちに支払うものとします。

第7条 甲の承諾を必要とする事項

次の各号に掲げる行為をする場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得なければなりません。

- (1) 本物件の敷地内に工作をすること。
- (2) 本物件の全部または一部を、表記2の目的の用途以外に用いようとするとき。
- (3) 乙と生計の異なる者を、新たに同居させるとき。
- (4) 表記の連帯保証人（丙）を変更しようとするとき。

第8条 甲に対する通知

次の各号の一つに該当するときは、乙は直ちにその旨を甲、または甲の指定する者に通知しなければなりません。

- (1) 乙または乙の連帯保証人（丙）が住所（本店所在地）・氏名（商号・代表者）・電話番号を変更したとき。
- (2) 乙または乙の連帯保証人（丙）が死亡し、または破産、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人の宣告を受けたとき。
- (3) 乙または乙の連帯保証人（丙）が競売等の申し立てを受け、または解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算等の申し立てをしたとき。
- (4) 1か月以上継続して営業、操業を休止するとき。
- (5) 本物件が破損、汚損または滅失したとき。

第9条 善管義務

乙は、本物件を善良な管理者の注意を払って使用し、本物件内で公の秩序・善良な風俗に反する行為をしてはなりません。

2 乙は、前項の注意義務を怠ったことにより生じた、建物の（内外装を含む）破損、汚損について、その損害を賠償しなければなりません。

3 本物件が区分所有建物である場合等、建物・建物の共用部分・その敷地及び付属施設等の使用に関する管理規約・使用細則が定められている場合は、乙はこれを遵守しなければなりません。

第10条 禁止事項

乙は、次の各号に掲げる行為に関することをしてはなりません。

- (1) 本物件の全部または一部を転貸し、もしくは本物件の賃借権を譲渡すること。
- (2) 本物件の構造上もしくは管理上支障となる設備を設け、または機器等を搬入すること。
- (3) 本物件並びにその建物内に禁制品・危険物・過重量物・衛生上有害なもの・その他近隣から苦情のぞるおそれのある物品を持ち込むこと。
- (4) 本物件のある敷地内及び室内において、甲の承諾なしに動物を飼育すること。
- (5) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (6) 本物件又は本物件の周辺において著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (7) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (8) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法、昭和35年法律第145号)(以下、医薬品医療機器等法)の規定において禁止されている行為を行うこと。
- (9) 医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物及び条例による知事指定薬物の他、成分の特定がされていないものであっても、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化的作用を含む)を有する蓋然性が高く、且つ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(以下危険ドラッグ等)を使用し、もしくは使用・販売・譲渡の目的で危険ドラッグ等を所持もしくは製造又は保管・貯蔵(一時的に預かる等の行為を含む)すること。

第11条 立入点検

甲または甲の指定した管理者は、本物件の修理その他建物管理上必要のあるときは、あらかじめ乙に連絡のうえ、また防火・防犯・救護等緊急の必要のあるときは、乙の承諾なしで本物件に立入り必要な措置をとることができます。なお、乙が1か月以上継続して営業、操業を中止する旨の通知を怠った場合も同様とします。

第12条 甲の解除権等

1. 貸主は、借主が次の各号の一つに該当するときは、貸主からの何らの通知・催告を要せず直ちにこの契約を解除し、またはこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- (1) 本契約書に虚偽の記載をし、その他不正な手段により本契約を締結したとき。
 - (2) 賃料等の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
 - (3) 賃料等の支払をししばしば遅滞する事により、その支払能力がないと貸主が認め、かつその遅滞がこの契約における貸主・借主間の信頼関係を害するものであると貸主が認めたとき。
 - (4) 借主、借主の世帯員又は同居者(借主が法人の場合はその役員)が、反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (5) 契約締結後、借主、借主の世帯員又は同居者(借主が法人の場合はその役員)が、反社会的勢力に該当したとき。
 - (6) 借主が賃貸借契約書約款に定める禁止事項に掲げる行為を行ったとき。
 - (7) 長期不在等により、賃借権の行使を継続する意志がないと貸主が認めたとき。
 - (8) その他本契約書の規定に違反したとき。
2. 前項の規定により、貸主が本契約を解除したことによる借主の損害については、貸主はその賠償の責めを負わないものとします。

第13条 中途解約

貸主が正当な事由により本契約を解約するときは、解約予定期日の2ヶ月以前に文書により借主にその旨を通知して、借主の承諾を得るものとします。この場合、貸主と借主との合意による解約が、賃貸借契約書の表記2に定められた当初の契約期間中に行われるときは、貸主は賃貸借契約書の表記3の預り金の授受がある場合はその金員も、本契約のそれぞれの規定にかかわらず、全額無利息で借主に返還するものとします。ただし、借主において未払の賃料等、その他債務があるときは、これを差し引くものとします。

2. 借主は、貸主または貸主の指定する者に対して、解約予定期日の2ヶ月以前に文書によりその旨を通知して本契約の解除を申し入れることができます。この場合、予定期日の満了と同時に本契約は終了します。

ただし、借主は2ヶ月分の賃料・管理費等を別途支払って即時に解約することができます。

第14条 明け渡し

本契約が期間満了、解約その他の事由により終了したときは、乙は直ちに本契約に基づく一切の債務、電気、ガス、水道、固定電話料金等の清算を行い、本物件を原状に回復し、甲から本物件の点検を受け、たとえば甲に明け渡して返還するものとします。

明け渡しに際しては、乙は甲に立退料等、名目の如何にかかわらず金銭その他の請求をすることはできません。

3. 乙が本物件の明け渡しを完了しないときは、甲は乙の負担においてこれを原状に回復し、乙が残置した物品等があるときは、甲はこれを乙の費用で搬出して他の場所に保管するか、任意に処分することができます。この場合は、搬出・処分が完了した日を以て本物件の明け渡しがあったものとします。

4. 乙は本契約終了後直ちに本物件の明け渡しをしない場合は、本契約終了後明け渡し完了に至るまでの期間、1か月につき賃料の倍額の損害金を甲に支払わなければなりません。

5. 前項の損害金とは別に、本物件の明け渡しをしなかったため甲が損害をこうむった場合は、乙はこの損害についても賠償しなければなりません。

第15条 契約の消滅

天災地変、火災、その他不可抗力等で、甲の責に帰すことのできない事由により、本物件が表記2の使用目的に供することができなくなったときは、本契約は即時消滅し、解約されたものとみなします。

2. 前項により、本契約期間中この契約が消滅した場合、消滅理由が乙の責に帰すべき事由による場合を除いて、甲は原則として表記3記載の敷金・保証金及び礼金等を受領している場合はその全額を、本契約の規定にかかわらず無利息にて乙に返還するものとします。ただし、本契約が更新された後は、甲の責によるものとします。

第16条 連帯保証人

連帯保証人（丙）は、賃料等の支払い債務、契約の解約における明け渡し債務（乙の所有に係る動産等の撤去処分を含む）等、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとします。

2. 甲は連帯保証人（丙）が死亡したとき、または所在不明、無資力等の事由により保証の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して連帯保証人の追加または変更を求めることができるものとします。この場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する連帯保証人を立てなければなりません。

3. 本契約が更新された場合、その後の契約についても、引続き連帯保証人としてその責に任ずることを承諾するものとします。

第17条 管轄裁判所

本契約について紛争が生じた時は、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

2 甲から乙に対する通知は、本契約書記載の乙の住所地（乙から書面にて住所変更の届出が甲に対しされているときはその住所地）に宛てなすものとします。この場合、乙の転居先不明、受け取り拒絶、留置期間満了等の理由により通知が到達しなかったとしても通常到達すべきときに到達したものとみなします。

以上

事務所費請求内訳

2025年4 月

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	5月分(4/22支払い)
水光熱費	電気代	¥12,612	3/17-4/13
	ガス代	¥958	3/16-4/15
	水道代		
	電話	¥8,016	2/1-2/28
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥124,586	
請求額(a*1/3)		¥41,528	

RESONA



店番 □座番号

嶋倉 久美子様

関西みらい銀行

総合口座通帳 (普通預金・定期預金)

普通預金(兼お借入明細)

7

07-04-22 送金 *103,000 ATM カザイホウシ

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、複製図にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご確認ください。

7

5月分の
事務所費

大阪ガス株式会社
北部事務所
お客さまセンター(電話) 0120-5-94817
〒569-0025 高槻市篠の里町3-9-6
この書・封紙は捺印の証明にもなりますので、大切に保管してください。
大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601

電気料金振込受領証(兼請求書)

青

お名前		氏名		〒	
あなまえ		崎倉 久美子 様		7 年 4 月分	
口座番号	口座名義	ご請求金額		12,612 円	
3月17日～	4月13日	ご使用場所		東大阪市鷹蔵町1-7 クローバー	
契約	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)		1,145 円	
31	209	基本料金		5,849 円	
51	80	電気料金		6,763 円	
燃料費調整額		+271.72 円			
再エネ促進賦課金		1,008 円			

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限 5 月 14 日(金) 金納期限 5 月 14 日

本票は、5月26日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

収 納 印

収入印紙不要

(お客さま控え)

新大阪局
料金後納
郵便

579-8036

東大阪市

鷹蔵町

1-7 クローバービル2F

崎倉 久美子 様



親 展

電気料金ご請求書

本書作成年月日：令和 7 年 4 月 18 日 1 35 0020697

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利

〒530-8431 関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

請求書は必ずお引越の住所に届くようにしてください。

※一部の手続きは、ご利用いただけない場合があります。

※一部の手続きは、ご利用いただけない場合があります。

※一部の手続きは、ご利用いただけない場合があります。

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。お問い合わせは、お問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせは、お問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせは、お問い合わせ先へお問い合わせください。

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グロバービル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



02139



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 4月 1日発行

発行会社 差出：NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【添付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M30021221001 02139 02038 00 J

69 000000 12 25030610J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきましたので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お 客 様 電 話 番 号 等 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年 3月ご請求分	8,016円	2025年 4月15日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 6,696円 うち消費税等 608円

非対象等請求額 1,320円 ご請求額合計 8,016円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 嶋倉 久美子 様
お客様番号
2025年 3月ご請求分
金額(円) ¥8,016-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領 収 日 期 印 25.4.05
取 入 印 税 局 付 票 (金融機関・CVS用)→お客様

M30021221001 02139 02038 00

事務所費請求内訳

2025年 5月

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	6月分
水光熱費	電気代	¥13,366	4/14-5/15
	ガス代	¥963	4/16-5/16
	水道代		
	電話	¥8,140	3/1-3/31
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥125,469	
請求額(a*1/3)		¥41,823	

事務所費請求内訳

(2023年5月分)

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	103000	6月分
水光熱費	電気代	13366	4/14~5/15
	ガス代	963	4/16~5/15
	水道代		
	電話代	8140	3/1~3/31
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		125469	
請求額(a*1/3)		41823	

書籍名	金額
合計	
請求額	

領 収 証

No. _____

嶋倉 久美子 様

2025 5 月 25 日

★ ￥ 103,000 -

但 グローバル鷹殿 201号室 6月分家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)

2025 5

¥963

579-8036
大阪府 東大阪市
鷹殿町 1-7
2 F



嶋倉事務所

ご利用番号

6 16

6 26 日まで

東大阪市鷹殿町 1-7

クローバル

請求金額

¥963

内消費税

¥87

10%対象

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

請求金額

大阪ガス株式会社

北部事務所

0120-5-94817

569-0025 高槻市藤の里町 3 9-6

大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601

電気料金振込受領証(兼請求書)

お客様へ
いつもご利用いただきありがとうございます。

お名前	嶋倉 久美子 様	7 年 5 月分
お振込先	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-7-7 グローバル盛殿2F	ご請求金額 13,366 円
振込期	4月14日～5月15日(振込期)	1,215 円
振込種別	電気料金内訳(円)	
31	ご使用量(kWh)	
51	235 49	7,051 6,315
合計振込金額	+636.22 円	
外支金振込残高	1,130 円	

ご使用場所
東大阪市盛殿町1-7グローバル盛殿2F

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 6月16日(金) 振込期限日 6月16日(金)

本票は、6月29日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、電帳法上の通知を必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

収 納 印

収入印紙不要
(お客さま控え)

579-8036

東大阪市

盛殿町

1-7 グローバル盛殿2F

嶋倉 久美子 様



本票作成年月日: 令和 7 年 5 月 21 日 1 75 0020354

〒530-8431

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月～土曜日(祝日を除く)の9:00～17:00(※)までです。お問い合わせは、受付時間内にお電話ください。受付時間外は、お振込先(口座)に振込ください。お振込先(口座)は、お振込先(口座)の案内に従ってください。



1. こちらからゆくり開けてください

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グロバービル 2階
嶋倉 久美子 様



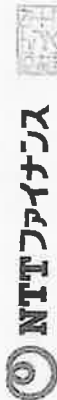
郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



04888



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 5月 1日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021121001 04888 04838 00 J
83 000000 12 . 25040610J

日曜、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。
お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年 4月ご請求分	8,140円	2025年 5月15日 (木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：)

10%対象請求額 (税込) 6,820円 うち消費税等 620円

非対象等請求額 1,320円 請求額合計 8,140円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、ピーンと割、ピーンと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスが解約された場合は、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*** NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 嶋倉 久美子 様
お客様番号 [Redacted]
2025年 4月ご請求分
金額(円) ¥8,140-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
収 入 日 附 印 [Redacted]
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	072-987-4717	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分			
6,820	5,400	フレッツ 光ネクスト R 準利用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	-1,790	光もつともつと割 2025年09月～2025年11月以	合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	184	ひかり電話 (通話料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	620	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
6,820	6,820	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	BIGLOBE利用料 * 2025年03月末締め分	非対象等
		ビッグロップ株式会社ご利用分。	
◇合計			
8,140	8,140	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

事務所費請求内訳

2025年 6月

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	7月分 (参院選のため1/6) ※
水光熱費	電気代	¥12,633	5/16-6/12
	ガス代	¥759	5/17-6/16
	水道代	¥8,254	4/1-4/30
	電話		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウン	¥21,449	3月、5月の検針分
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥146,095	
請求額(a*1/3)		¥31,531	

電気料金振込受領証(兼請求書)

(音)

お客様へ
いつもご利用いただきありがとうございます。

お名前	氏名	〒	7 年 6 月分
〒	579-8036	東大阪市	
ご住所	〒	579-8036	
〒	579-8036	東大阪市	
ご使用場所	〒	579-8036	
〒	579-8036	東大阪市	
ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)		
31	212	6,318	
51	49	6,315	
合計		+584.70 円	
再エネ促進助成金		1,038 円	

ご使用場所
東大阪市豊殿町1-7 クローバル豊殿2F

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期日 7 月 14日 金融機関振込期日 7 月 14日
本票は、7月27日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、重要情報のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

収入印

収入印紙不要

(お書きまかせ)

579-8036

東大阪市

豊殿町

1-7 クローバル豊殿2F

嶋倉 久美子 様

本番作成年月日：令和 7 年 6 月 18 日 1 75
0618 0020339

お引換しの手続き、口座振替のお申し込みは、当社ホームページが利用

〒530-8431

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

※ 本番作成年月日とは、本番作成の日付を指します。

※ 一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

※ 本番作成年月日とは、本番作成の日付を指します。

※ 必ずお名前を記載し、お取扱いください。



電気料金ご請求書

親展



請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グロースビル 2階
嶋倉 久美子 様



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 6月 1日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC株の宮セル6F
社用コード M30021221001 02169 0208 00 J
83 000000 12 25050610J

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



02169

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年 5月ご請求分	8,254円	2025年 6月16日(月)

[NTTファイナンスからのお知らせ]

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 6,934円 うち消費税等 630円

非対象等請求額 1,320円 ご請求額合計 8,254円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 嶋倉 久美子 様
お客様番号 [Redacted]
2025年 5月ご請求分
金額(円) ¥8,254-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領 収 日 附 印 25.6.04
収入印 貼 付 欄 (金融機関・CVS用) - お客様

お客様電話番号 BILLING NUMBER	072-987-4717	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 5月ご請求分
---------------------------	--------------	------------------------	--------------

姓名: 性别: 年龄: 职业: 联系电话: 电子邮箱:

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分			
6,934	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	-1,790	光もつともつと割	2025年09月～2025年11月以 合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	4月 1日～ 4月30日 合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	100	追加番号使用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	288	ひかり電話 (通話料)	4月 1日～ 4月30日 合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	4月 1日～ 4月30日 2番号分 合 算
		のご請求となります。	
	630	消費税等 相当額 (合計)	台算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)			
6,934	6,934	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	BIGLOBE利用料	* 2025年04月末締め分 非対象等
		ビッグロップ株式会社ご利用分。	
◇合計			
8,254	8,254	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N・T・T東西の加入電話番号）の提供を確保するために負担いただく料です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M30021221001 02169 02068 00 J

美子事務所

御中

ご請求書

CD 0729877340

25 年 05 月 31 日

心の通コミュニケーション
ヤチヨコアシスデム株式会社

大阪市北区天満 3-7-4

前回ご請求額	ご入金額	その他入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回ご請求額
0	0	0	0	19,499	1,950	21,449

本社
TEL 06-6356-8484 P 1
登録番号 T4120001071396

年月日	振込先	区分	品番	品名	数量	単価	金額
25.05.08		売上	CNTB CW CC	モノクロ カウンター割増料金 カウンター料 (基本) 合計御買上額 (10%) 合計消費税等 (10%) 税込御買上額	7,402 1 -1	2.80 2,073.00 3,300.00	20,726 2,073 -3,300 19,499 1,950 21,449

『今月のカウンター料金 (CC) につきましては、弊社サービス社員が
検針に伺いましたが、ご不在でしたので契約に基づき基本料金部分のみ
請求させていただきます。
なお、超過枚数部分につきましては、次回以降へ繰り越し処理をさせて
いただきます。なにとぞご了承下さいませようお願い申し上げます。』

本請求書は、25 年 05 月 31 日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。
お振込は右記銀行にお願いします。
毎月 23 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) にご指定口座から自動振替と
御入金の行き違いの額は御了承下さい。
お支払方法 自振

カウンター計算書

お客様名		嶋倉久美子事務所		御中	
お電話番号	072	-	987	-	7340
ご使用の機種	品番	C2501	1		
	機番	001001	922		
機器設置日	19年11月08日				
検針日付	25年03月21日				
検針区分	訪問検針・遠隔検針				

ヤチヨコシステム株式会社
本社 〒530-0043 大阪市北区天満3丁目7番4号
TEL 066356-8484 FAX 066356-8400



CC

内容	計量式	フルカラー コピー	フルカラー プリント	モノカラー・コピー 2色/1枚	モノカラー 2色/1枚
今回検針外-値	①				
前回検針外-値	②				
当月ご使用枚数	③=①-②				
ミスコピー控除	④= ③×()%				
ご購入枚数	⑤=③-④				
最低料金/基本料金 (⑥ 3000) 円 / (2) ヶ月					
内容 (月)	単 価	枚数	金額	単 価	金額
1 枚 ~ () 枚	16	15		28	
() 枚 ~ () 枚					
() 枚 ~ () 枚					
() 枚以上					
合 計					

カウンター 料金	(⑦+⑧+⑨+⑩) > ⑥のと看、⑩=⑦+⑧+⑨+⑩	
割増額	⑧=⑥×()%	3000
合計カウンター料金	③+⑩+⑫	3300
消費 税 額	⑭=⑬×10%	330
ご 請 求 額	⑮=⑬+⑭	3630

※コピー用 第6版14.07

ヤチヨコシステム株式会社 (乙) 御中
保守メンテナンスプログラム

チャージシステム契約申込書

申込日 西暦 2019 年 11 月 8 日
本体設置日 西暦 2019 年 11 月 8 日
契約期間 (自) 西暦 2019 年 11 月 8 日
(至) 西暦 2024 年 11 月 7 日

【私 (弊社) は、貴社 (サービス委託店) に対し下記および裏面の
内容の「チャージシステム契約書」の申し込みを行います。
なお、この契約は、申し込みに対し貴社の承諾があったときに成
立することに異存ありません。】

(設置場所)
郵便番号
住所
会社名
電話番号

(甲)
郵便番号 579-8036
住所 大阪府大阪市東淀川区1-7-10 ビル>F
会社名 嶋倉久美子事務所
代表者名 嶋倉久美子
電話番号 072-987-7340

同布

機種	トータル	フルカラー・コピー	フルカラー・プリント	モノカラー・2色/1枚	モノクロ
① カウンター数	(A)+(B)+(C)+(D)	(A)	(B)	(C)	(D)
1. 最低料金 3000 円 (料金請求額が左記料金に達しない場合に適用されます)					
2. 基本料金 円 (下記 (A・D) の カウンタ分のプリントを含みます)					
月間使用プリント/カウンタ数		(A)フルカラー・コピー	(B)フルカラー・プリント	(C)モノカラー・2色/1枚	(D)モノクロ
1 カウンタ以上 () カウンタまで	16 円	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき
() カウンタ以上 () カウンタまで	16 円	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき
() カウンタ以上 () カウンタまで	16 円	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき
() カウンタ以上	16 円	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき	1 カウンタにつき

1. フルカラー・プリント、モノカラー・2色/1枚は対価機器にその機能が搭載されている場合にのみ適用されます。
2. モノクロ出力装置は、モノクロのみ適用されます。
3. モノクロのカウント数には、モノクロでのコピー、プリント、FAX 等出力が含まれます。
4. フルカラー・プリント出力カウントには、モノカラー・2色/1枚の枚数も含まれます。
5. 両面出力は2カウント計算となります。
6. ミスコピー控除は一律1%の枚数控除となります。
7. 6年目以降の料金は、基本料金または最低料金および、1枚当たりのチャージ料金A、B、C、Dをもとに計算した料金に1.1を乗じた金額となります。

課 税 方 法	課 税 方 法	請求期日	お支払方法	お支払期日
課 税 方 法	課 税 方 法	請求期日	お支払方法	お支払期日
課 税 方 法	課 税 方 法	請求期日	お支払方法	お支払期日

普通預金(兼お借入明細)

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
07-06-23	振替		*21,449	SMBC(サポコアス)	
[Redacted]					

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

カウンター計算書

お客様名 嶋倉久美子事務所 御中

お電話番号	072	-	987	-	7340
ご使用の機	品番	C2501	01		
	機番	001	00	922	
機器設置日	19年	11月	08日		
検針日付	25年	05月	08日		
検針区分	訪問検針	電話検針			

ヤチヨコアシステム株式会社
〒530-0043 大阪市北区天満3丁目7番4号
TEL 066356-8484 FAX 066356-8400



内 容	計 算 式	フルカラー コピー	フルカラー プリント	モノカラーコピー 2色フルカラープリント	モノクロ コピープリント	
今回検針から一回	①	0	6	0	90684	
前回検針から一回	②	0	6	0	83207	
当月ご使用枚数	③=①-②	0	0	0	7477	
ミスコピー控除	④= ③×1%				-75	
ご請求枚数	⑤=③-④	0	0	0	7402	
最低料金/基本料金 (⑥ 3000) 円 / (2) ケ月						
内 容 (月)	単 価	枚数	金額	単 価	枚数	金額
1 枚 ~ () 枚	16	16		15	28	7402
() 枚 ~ () 枚						
() 枚 ~ () 枚						
() 枚 以上						
合 計						

金額計算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

カウンター料金	①	19449
割増額	②	2073
合計カウンター料金	③=①+②	21522
消費税額	④=③×10%	2152
ご請求額	⑤=③+④	23674

複写機用 第6版14.07

ヤチヨコアシステム株式会社 (乙) 御中
保守メンテナンスプログラム

チャージシステム契約申込書

申 込 日 西暦 2019 年 11 月 8 日
本体設置日 西暦 2019 年 11 月 8 日
契約期間 (自) 西暦 2019 年 11 月 8 日
(至) 西暦 2024 年 11 月 7 日

私 (弊社) は、貴社 (サービス実施店) に対して下記および裏面の
内容の「チャージシステム契約書」の申し込みを行います。
なお、この契約は、申し込みに対し貴社の承諾があったときに成
立することに異存ありません。

(設置場所)
郵便番号
住 所
会社名
電話番号

(甲)
郵便番号 579-8036
住 所 東大阪市鶴屋町1-7ク"b"ビル2F
会社名 嶋倉久美子事務所
代表者名 嶋倉久美子
電話番号 072-987-7340

同右

課 税 区 分	課 税 率	フルカラーコピー	フルカラープリント	モノカラーコピー2色フルカラープリント	モノクロ
課税後の価格	C2501	1	0	0	1
カウンターの数値 (A+H+G+H)		(A)	(B)	(C)	(D)
1. 最低料金 3000 円 【料金請求額が左記料金に達しない場合に適用されます】					
2. 基本料金 円 【下記 (A・D) の カウント分のプリントを含みます】					
チャージシステム料金表 (税別)					
月間使用プリントカウント数	(A)フルカラーコピー	(B)フルカラープリント	(C)モノカラーコピー2色フルカラープリント	(D)モノクロ	
1 カウント以上 () カウントまで	1 カウントにつき 16 円	1 カウントにつき 16 円	1 カウントにつき 15 円	1 カウントにつき 2.8 円	
() カウント以上 () カウントまで	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	
() カウント以上 () カウントまで	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	
() カウント以上	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	1 カウントにつき 円	

1. フルカラープリント、モノカラー・2色カラー料金は対象機器にその機能が搭載されている場合のみ適用されます。
2. モノクロ出力装置は、モノクロのみ適用されます。
3. モノクロのコピーには、モノクロのコピー、プリント、FAX受信出力が含まれます。
4. フルカラープリント出力カウントには、モノクロのコピー、プリント、FAX受信出力が含まれます。
5. 画面出力は2カウント計算となります。
6. ミスコピー控除は一律1%の枚数控除となります。
7. 6年目以降の料金は、基本料金または最低料金および、1枚当たりのチャージ料金A、B、C、Dをもとに計算した料金に1.1を乗じた金額となります。

確認日	カウンター数値の確認	お支払方法	請求期日	お支払期日
確認サイクル	本契約開始日より 2 ケ月ごと	1. 預金口座振替 (自動引落)	月末	2. 翌月 23日
確認方法	1. 電話 2. 訪問 3. 集荷 4. 管理端末 5. FAX 6. その他 ()	2. 現金	なし	販売日当日
		3. 集金		1. 当月 日
		4. 指定銀行振込		2. 翌月 日

事務所費請求内訳

2025年 7月

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	8月分
水光熱費	電気代	¥20,476	6/13-7/13 (参院選のため1/6) ※
	ガス代	¥759	6/17-7/15 (参院選のため1/6) ※
	水道代		
	電話	¥8,052	5/1-5/31
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥132,287	
請求額(a*1/3)		¥40,556	

領 収 証

No. _____

嶋倉久美子 様

27 年 7 月 25 日

★ ￥103,000—

200円

■グローバル鷹殿201号室8月份家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)		2025 年 7 月	払込金額 ￥759	
579-8036 大阪府 東大阪市 鷹殿町 1-7 2F 嶋倉事務所 [Redacted]		38-34-330-01-0710	10%対象	内消費税 ￥69
		8 14	￥759	
		8 24		
		東大阪市鷹殿町1-7 クローバル		
		7 15	6/17 - 7 15	*** 般 A
		※ 当回、残回数の***は、複数あり		

大阪ガス株式会社
北部事務所

0120-5-94817

〒569-0025 高槻市藤の里町39-6

大阪ガス株式会社 登録番号T3120001077601

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

氏名		嶋倉 久美子 様	
振込先	口座番号	7 年 7 月分	
6月13日～7月13日	電気料金内訳(円)	ご請求金額	20,476 円
ご使用場所	ご使用量(kWh)	電気料金	1,860 円
東大阪市豊殿町1-7クローバ	31 273 8,260		
ル豊殿2F	51 342 12,216		
電気代	+1377.66 円		
用エネ付随雑費	2,447 円		

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 8 月 13日 金融機関振込期限日 8 月 13日

本票は、8月25日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お管さま控え)

収 納 印

収入印紙不準



579-8036

東大阪市

豊殿町

1-7 クローバル豊殿2F

嶋倉 久美子 様

電気料金ご請求書

親 展



本書作成年月日：令和 7 年 7 月 17 日 1 75 0020365

〒530-8431

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

※本書は必ずお読みください。お読みください。必ず「0800」をご利用ください。※一部の戸電からは、ご利用いただけません。

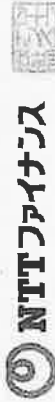
本書は必ずお読みください。必ず「0800」をご利用ください。必ず「0800」をご利用ください。

必ずお読みください。必ず「0800」をご利用ください。必ず「0800」をご利用ください。

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グロバールビル 2階
嶋倉 久美子 様



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 7月 1日発行
発行会社 NTTファイナンス (株)

お問合せ先 0800-333550 (無料)
【選付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M30021121001 04834 04785 00 J
63 110000 12 25060610J



04834

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年 6月ご請求分	8,052円	2025年 7月15日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

非対象請求額

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともと割、Web光もつともと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*** NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
嶋倉 久美子 様

お客様番号

2025年 6月ご請求分

金額(円)

¥8,052-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日 附印

取入印 磨込付 備

(金額機読・CVS用)→お客様

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	072-987-4717	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025 年 6 月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分			
6,732	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	1,790	光ももっともっと割 2025年09月～2025年11月以	合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 5月 1日～ 5月31日	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	100	追加番号使用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	104	ひかり電話 (通話料) 5月 1日～ 5月31日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 5月 1日～ 5月31日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	612	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
6,732	6,732	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	BIGLOBE利用料 * 2025年05月末締め分	非対象等
		ビッグロップ株式会社ご利用分	
合計			
8,052	8,052	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021121001 04834 04785 00 J

事務所費請求内訳

2025年 8月

名前 嶋倉 久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103,000	9月分
水光熱費	電気代	¥20,035	7/14-8/17
	ガス代	¥759	7/16-8/15
	水道代		
	電話	¥8,122	6/1-6/30
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウン	¥10,580	7/16検針分
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥142,496	
請求額(a*1/3)		¥45,735	

領 収 証

No. _____

嶋倉 久美子 様

2025 年 8 月 25 日

★ ￥103,000 -

200円

但グローバル鷹殿201号室9月分家賃として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)

579-8036
大阪府 東大阪市
鷹殿町1-7
2F



嶋倉事務所

2025 年 8 月分

現金決済

¥759

10%対象

¥759

内消費税

¥69

9月16日

9月26日

ご使用開始住所・氏名
東大阪市鷹殿町1-7

クローバル

8月15日

0716

8月15日

般

A

※ 当回、残回数[]は、複数あり

CVS



大阪ガス株式会社

0120-5-94817

569-0025 高槻市藤の里町39-6

大阪ガス株式会社 登録番号

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
嶋倉 久美子 様

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



02085

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに画面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/ 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年7月ご請求分	8,122円	2025年8月15日(金)

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

6,802円 うち消費税等

1,320円 請求額合計

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともと割、Web光もつともと割、どーんと割、どーんと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスが解約された場合は、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合は解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*** NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ご請求先氏名 嶋倉 久美子 様
お客様番号 [REDACTED]
2025年7月ご請求分
金額(円) ¥8,122-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収日 押印 25.8.05 取込印 振込 振替 印 (金融機関・CVS用)→お客様

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

072-987-4717

請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 7月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717			
◇NTT西日本ご利用分			
6,802	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
	-1,790	光もっともっと割 2025年09月～2025年11月以	合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	1,300	ひかり電話オフィスタ입 (基本料) 6月 1日～ 6月30日	合 算
	1,000	ひかり電話対応機器使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
	100	追加番号使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
	168	ひかり電話 (通話料) 6月 1日～ 6月30日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 6月 1日～ 6月30日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	618	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計 × 1.0%	
◇NTT西日本分 (小計)			
6,802	6,802	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	BIGLOBE利用料 * 2025年06月末締め分	非対象等
		ビッグロブ株式会社ご利用分。	
◇合計			
8,122	8,122	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021221001 02085 01982 00 J

普通預金(兼お借入明細)

07-08-25 振替

#10,580 SMBC(ヤチヨコアシス)

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、振込額にお払戻しができず赤字を表示します。お支払明細時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

3

嶋倉久美子事務所

御中

ご請求書

CD 0729877340

25 年 07 月 31 日

心の通うコミュニケーション
ヤチヨコアシス株式会社

大阪市北区天満3-7-4

前のご請求額	ご入金額	その他ご入金額	差引繰越額	今回お買上額	消費税等	今回ご請求額
0	0	0	0	9,618	962	10,580

本社
TEL 06-6356-8484 P 1
登録番号 T4120001071396

年月日	伝票No	区分	品番	品名	数量	単価	金額
25.07.16		売上	CNTB CW	モノクロ カウンター割増料金 合計御買上額 (10%) 合計消費税等 (10%) 税込御買上額	3,123 1	2.80 874.00	8,744 874 9,618 962 10,580

本請求書は、25 年 07 月 31 日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。

お振込は右記銀行にお願いします。

御入金の行き違いの節は御了承下さい。

お支払方法 自振

毎月23日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にご指定口座から自動振替となります。通帳には「SMBC(ヤチヨコアシス)」と表記されます。

事務所費請求内訳

2025年9月分

名前 嶋倉久美子

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥103000	10月分
水光熱費	電気代	¥16,515	8/18-9/15
	ガス代	¥759	8/16-9/12
	水道代		
	電話代	¥11,398	7/1-7/31 (参議院選前1/6)
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥131,672	
請求額(a*1/3)		¥43,890	

書籍名	金額
合計	
請求額	

領 収 証

No. _____

嶋倉 久美子 様

R7年9月25日

★ ¥103,000-



但 グローバル鷹殿 201号室の10月分家賃として、

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



大阪ガス 払込金受領証(兼請求書)		2025年 9月分		請求金額 ¥759	
579-8036 大阪府 東大阪市 鷹殿町 1-7 2F		ご使用場所 10月14日 10月24日まで		10%対象 ¥759 内消費税 ¥69	
嶋倉事務所		ご使用場所・お名前 東大阪市鷹殿町1-7 グローバル			
(QRコード)		(通帳情報)			
大阪ガス	¥759	9月	9月12日	0816	9月12日
大阪ガス					***-般 A
大阪ガス株式会社		大阪ガス株式会社		収入印紙	
北都事務所		0120-5-94817		25.9.19	

北都事務所

0120-5-94817

569-0025 高槻市藤の里町3-6

大阪ガス株式会社 登録番号 T3120001077601

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

〒579-8036 東大阪市 鷹倉 久美子 様		7 年 9 月分
口座番号	口座名義	金額
000000	000000	16,515 円
ご振込日	振込金額	1,501 円
8月18日	9月15日	
契約	ご使用場所	
	東大阪市鷹倉町1-7グローバ	
	ル鷹倉2F	
31	246	6,811
51	238	9,704
電気料金内訳(円)		
-77.38 円		
1,926 円		
関西電力株式会社		

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限 10 月 16 日 金曜日の前日 10 月 16 日
本票は、10月27日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、票面記載のお知らせを必ずご確認ください。
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

収入印紙不要 (お客さま控え)

新大阪局
料金後納
郵便

電気料金ご請求書

親展



本書作成年月日: 令和 7 年 9 月 19 日 1 75 0020242
0919

お申し込みのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利

関西電力株式会社

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。
お申し込み、お振替、お振替手数料は、ご利用いただく場合がござい
ます。一部の手数料は、ご利用いただく場合がござい
ます。必ずお申し込みください。
必ずお申し込みください。
必ずお申し込みください。

請求書 (西日本ご利用分)

579-8036
東大阪市鷹殿町1-7

鷹殿グローバルビル 2階
嶋倉 久美子 様



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 9月 1日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-333550 (無料)
【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M3002121001 03757 03714 00 J
63 000000 12 25080610J

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



03757

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
072-987-4717	2025年 8月ご請求分	11,398円	2025年 9月16日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 10,078円 うち消費税等 916円

非対象等請求額 1,320円 ご請求額合計 11,398円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*** NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 嶋倉 久美子 様
お客様番号 [REDACTED]
2025年 8月ご請求分 金額(円) ¥11,398-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収日 印 [REDACTED]
取入印 帳 簿 印 (金融機関・CVS用)→お客様

2/ 2ページ)

5

[illegible]

15163575

[illegible]

62

2025年8月1日 求分

請求年月
MONTH OF ISSUE

072-987-4717

お客様電話番号
BILLING NUMBER

中陸雜誌社

【附錄】

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆072-987-4717 ◇N.T.T.西日本ご利用分 10,078			
	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光らっとらと割 7月 1日～ 7月31日 2025年09月～2025年11月以 外の解約は解約金がかかります	合算 合算
	1,300 1,000 100	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) ひかり電話対応機器使用料 追加通話使用料 7月 1日～ 7月31日 7月 1日～ 7月31日 7月 1日～ 7月31日	合算 合算 合算
	2,984 160 8	ひかり電話 (通話料) ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他 7月 1日～ 7月31日 7月 1日～ 7月31日 2番号分	合算 合算 合算
◇N.T.T.西日本分 (小計) 10,078	916 10,078 (小計)	消費税等相当額 (合計) この請求となります。 合算表示の料金合計×10%	
◇N.T.T.ファイナンスご利用分 1,320	1,320	BIGLOBE 利用料 ビッグロブ株式会社ご利用分。 2025年07月末締め分	非対象課税
◇合計 11,398	11,398	合計 ◇N.T.T.ファイナンスからのお知らせ> ◇上記※印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会（ホームページ：https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/）のホームページ（「電話リレーサービス料」）に掲載されています。

M30021121001 03757 03714 00 J

領収書貼付用紙		No.	26
支出内容	上原事務所費(4-9月分)		
総経費	530,041円	政務活動費 計上額	161,652円
		按分率	30.50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 按分率については、基本的に1/3を政務活動費として請求。ただし、7月の参議院選挙時、告示期間後は選挙事務所として活用しているため1/6として請求。そのため、按分率については政務活動計上額／総経費で算出するため、33%にはなっていません。			
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。			

様式第14 (第6条第3項関係)

(事務所費用)

事務所届

2025年 4月 1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 上原 賢作

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 友井2-9-21		
延床面積	約66㎡	賃借料① (月額)	65,000円(税込み)
電話番号	有 (06-6730-5840) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 ②	2025年4月1日～2026年3月31日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ 写真(外観及び応接スペース) 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動(1/3)% + その他の活動(2/3)%		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 65,000円(月額)×10ヶ月×1/3% +65,000×2ヶ月×1/6	238,326円(年間)	
按分率の根拠	政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用。ただし、2025年参議院選挙及び2026年総選挙時は政務活動の按分率を1/6にした。		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

借主様

事業用貸借契約書
(事務所)

平成31年1月1日

上原 賢作 様

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 上原 賢作 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[] 貸事務所			階 号室	
	所在地	(住居表示) 東大阪市友井2丁目9-21				
	構造	(登記簿) 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺・スレート葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸				
	種類	連棟建て	新築年月	昭和	年	月
	面積	1階 約33㎡ 2階 約33㎡				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2019年(平成31年) 1月 1日 から2020年 12月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(平成31年) 1月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 65,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	円 (賃料 ヶ月)		円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	1,000,000円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件		保証金は、解約時800,000円引き。無利息。			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込				
	☒ 持 参	持 参 先	[]		
	☐ 口座引落	委託会社名	[]		

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 1月 1日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 上原 賢作	TEL
	住所 東大阪市	
連帯保証人	氏名	
	住所	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 東大阪市友井1丁目3-18 TEL 06-6722-2666	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称 本西不動産	商号又は名称
	代表者の氏名 石井 和枝	代表者の氏名
	免許証番号 大阪府知事(1)第57645号	免許証番号 大阪府知事()第 号
	免許年月日 平成26年5月15日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名 織田 陽子	氏 名
	登録番号 (大阪) 第103631号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 本西不動産	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 東大阪市友井1丁目3-18 TEL 06-6722-2666	事務所所在地 TEL

※印は表印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時30万円を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなけ

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理に必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第8項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ビニールの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3. 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



保証金預り証

平成31年1月1日

金 1,000,000 円

上記正にお預かり致しました。

- 一、この保証金は無利息とします。
- 一、賃貸契約が終了したときに、甲は下記を保証金から控除し
残額があるときは、乙に返還します。

記

1. 解約控除金 300,000円

2. 賃料の延滞金・損害賠償金等

以上

領収証

年 月 日

金 円

但し 賃貸契約礼金として。

上記正に領収致しました。

保証金返金領収証

年 月 日

金 円

上記の金額を正に受領いたしました。

住所

氏名



577-0816

大阪府東大阪市友井2-9-21

上原けんさく事務所 御中

(6601K0637088) 01753- 01753

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払い方法	口座振替
ご契約日	2021年	6月10日	お問い合わせ おせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2021年	6月10日から 2027年	6月9日まで	(72ヵ月)
お支払合計額	514,800円	内消費税額	46,800円	

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

ゆうちょ銀行(郵便局)	大阪	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	ウエラ ケンサク

お取扱店 有限会社 アクセスコーポレーション
TEL 06-6481-8787

お支払明細

作成日 2021年 6月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高
1	21 7	71150円	650円	507650円	49	25 7	71150円	650円	64450円
2	21 8	71150円	650円	500050円	50	25 8	71150円	650円	57300円
3	21 9	71150円	650円	493350円	51	25 9	71150円	650円	50150円
4	21 10	71150円	650円	486200円	52	25 10	71150円	650円	43000円
5	21 11	71150円	650円	479050円	53	25 11	71150円	650円	35850円
6	21 12	71150円	650円	471900円	54	25 12	71150円	650円	28700円
7	22 1	71150円	650円	464750円	55	26 1	71150円	650円	21550円
8	22 2	71150円	650円	457600円	56	26 2	71150円	650円	14400円
9	22 3	71150円	650円	450450円	57	26 3	71150円	650円	7250円
10	22 4	71150円	650円	443300円	58	26 4	71150円	650円	00100円
11	22 5	71150円	650円	436150円	59	26 5	71150円	650円	92950円
12	22 6	71150円	650円	429000円	60	26 6	71150円	650円	85800円
13	22 7	71150円	650円	421850円	61	26 7	71150円	650円	78650円
14	22 8	71150円	650円	414700円	62	26 8	71150円	650円	71500円
15	22 9	71150円	650円	407550円	63	26 9	71150円	650円	64350円
16	22 10	71150円	650円	400400円	64	26 10	71150円	650円	57200円
17	22 11	71150円	650円	393250円	65	26 11	71150円	650円	50050円
18	22 12	71150円	650円	386100円	66	26 12	71150円	650円	42900円
19	23 1	71150円	650円	378950円	67	27 1	71150円	650円	35750円
20	23 2	71150円	650円	371800円	68	27 2	71150円	650円	28600円
21	23 3	71150円	650円	364650円	69	27 3	71150円	650円	21450円
22	23 4	71150円	650円	357500円	70	27 4	71150円	650円	14300円
23	23 5	71150円	650円	350350円	71	27 5	71150円	650円	7150円
24	23 6	71150円	650円	343200円	72	27 6	71150円	650円	0000円
25	23 7	71150円	650円	336050円					
26	23 8	71150円	650円	328900円					
27	23 9	71150円	650円	321750円					
28	23 10	71150円	650円	314600円					
29	23 11	71150円	650円	307450円					
30	23 12	71150円	650円	300300円					
31	24 1	71150円	650円	293150円					
32	24 2	71150円	650円	286000円					
33	24 3	71150円	650円	278850円					
34	24 4	71150円	650円	271700円					
35	24 5	71150円	650円	264550円					
36	24 6	71150円	650円	257400円					
37	24 7	71150円	650円	250250円					
38	24 8	71150円	650円	243100円					
39	24 9	71150円	650円	235950円					
40	24 10	71150円	650円	228800円					
41	24 11	71150円	650円	221650円					
42	24 12	71150円	650円	214500円					
43	25 1	71150円	650円	207350円					
44	25 2	71150円	650円	200200円					
45	25 3	71150円	650円	193050円					
46	25 4	71150円	650円	185900円					
47	25 5	71150円	650円	178750円					
48	25 6	71150円	650円	171600円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

1753 XB01

上原賢作事務所



	総費用	政務活動費分
4月	88,141	29,380
5月	84,485	28,161
6月	90,457	30,152
7月	85,369	28,456
8月参議院選挙期間中	90,152	15,025
8月参議院選挙期間外	10,808	3,602
9月	80,629	26,876
	530,041	161,652

30.5%

事務所費請求内訳

2025年4月支払い分

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	5月分
水光熱費	電気代	¥2,914	2/21~3/24
	ガス代		
	水道代	¥2,599	1/9~3/4
	電話+インターネット	¥8,357	4月分
	ポイント還元	(¥79)	インターネット回線(ビッグロープ)の9月分利用料7,807円の1.0%がポイント還元78.07
リース・使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウン	¥2,200	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥88,141	
請求額(a*1/3)			¥29,380

書籍名	金額
合計	
請求額	



NTT西日本
西日本電信電話株式会社
関西支店

0120-747488

〒812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 4月 16日発行

目次、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所はこの請求書をご参考のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
なお支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先

0120-747488

※営業時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜・年末年始（12月29日～1月3日）は概ね通ず。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お宮さま番号		ご請求年月 2025 年 4 月 分		ご請求額 (Charge) 8,357 円		お支払期限 (Due Date) 2025 年 4 月 30 日	
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)		お 知 ら せ			
NTT西日本ご利用分		550		料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。			
料金回収代行サービスご利用分		7,807					
(合計)		8,357					
お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 年末年始を除く(12月29日～1月3日)		加入電話番号 局番なしの「116」 電話番号・PHSからは0800-2000116 クレジットサービス・ひかり電話 0120-116116		故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付		加入電話番号 局番なしの「113」 電話番号・PHSからは0120-444113 クレジットサービス・ひかり電話 0120-248995	
※通話料別		※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。		※料金に關するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。			

※下の部分を切り取り、裏面のお支払場所にてお支払い願います。よく切り取り線>

社用コード

ご利用料金内訳書

お客さま番号

ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT西日本ご利用分】			
I-P電話対応機器使用料	300	合算	3月 1日～ 3月31日
発行手数料	150	合算	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。
収納手数料	50	合算	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。
消費税当額	50		
(内訳) 消費税当額 (合算分)	(50)		合算表示の料金を合計した50.0円に1.0%を乗じて算出しています。
(小 計)	550		
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビッグロープ株式会社ご請求分	7,807	非対象額ビッグロープご利用料	
(小 計)	7,807		
(合 計)	8,357		

利用明細 | 2025年2月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。

※BIGLOBEモバイルの利用料金についてはこちら

※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら

※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 寛作 様

ビッグロープ株式会社

登録番号 T2010001146797

2025年 2月

7,807 円 (税込)

内訳 (税: 5% 8% 10% 0%)

接続サービスの利用料金

2025年 2月	10% ビッグロープ光・月額利用料 (ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 1月	10% ビッグロープ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料 (複数チャネル)	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料 (追加番号)	100
	10% ビッグロープ光電話 A (エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロープ光電話機器セット割	-200
	10% ビッグロープ光電話 通話料 (固定電話)	416
	10% ビッグロープ光電話 A (エース) 無料通話分	-416
	10% ビッグロープ光電話 通話料 (携帯電話等)	112
	10% ビッグロープ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
税		
消費税		709
合計 (税込)		7,807

他社サービス利用分を除く小計

※郵送料金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計 (税抜)	7,098
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	
7,098	
消費税額 税率毎小計	
10% 小計 (税)	709
他社サービス利用分を除く消費税額合計	
709	

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに移動します)

> 利用明細の見方を確認する

ご注意ください

一部の利用料金は1カ月遅れでの請求になります。

詳しくはこちら>

×請求額はそれぞれの課税金額の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。

そのため、尚で記帳の税引金額をもとにお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。

消費税額記載についての詳細はこちら

×他社サービス利用分 (ご請求、免状含む) とは、諸通信費 (インボイス) をサービス提供会社が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に関しては、サービス提供元にて課税処理を行っているため税込に記載し、税率を表記しておりません。消費税計算の都合上、サービス提供元の帳目に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元にご確認ください。

×請求金額の利用料金領引金は、BIGLOBE会員の料金欄に記載されます。

×「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご確認ください。

×2025年3月までフレッツ 光ライトをご利用いただいていたお客様のうち、一部のお客様において光ライトの配線が残っている場合がありますが、光ネットワークへ移行されております。なお、品目も同じ場合は利用料金は同様です。詳細はNTT東日本へお問い合わせください。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客様番号

お客様氏名

上原 賢作 様

金額

2025 年 4 月分

¥8,357

うち、消費税

50 円

西日本電信電話株式会社

関西支店

お客様からの
料金お問合せ先 (無料)

0120-747488

収入印紙貼付欄



領収日付印

(お客様)

② 東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号

水栓番号

使用場所 東大阪市友井2丁目9-21

使用人名 リエハラ ケンサク

使用期間 令和07年01月09日~令和07年03月04日分

固定年月	令和07年03月	42857
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****	
用途	家事用	
水道使用量	1 m ³	
下水道使用量	1 m ³	
水道料金	1,337 円	(税率10%のうち消費税 121 円)
下水道使用料	1,262 円	(税率10%のうち消費税 114 円)
請求金額	2,599 円	

便利な口座振替制度をご利用ください。

(概要参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期前までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者

東大阪市水道事業 14-8000-2000-3668

東大阪市下水道事業 13-8000-2000-2553

発行日 令和07年04月15日

納期限 令和07年04月30日



上記の金額を領収しました。

〒539-0104 大阪上本町センタービル

口座番号 6099000000000000

納入者名 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証は、
金銭の授受を証明する
又は税金の徴収を証明
するもの及び金額も
正しいものは、
有効です。
※領収証は、私達の
業務に必要です。
から、大切に保管し
てください。
※利用の場合わせは、
宛先に送付しており
ます。



収入印紙不要

※領収証は、領収システム

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ	上原 賢作 様	7 年 3 月分
お客様番号		ご請求金額 2,914 円
ご使用期間	2月21日~ 3月24日	264 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)
31	115	-
燃料費調整額	-29.84 円	
再エネ促進賦課金	401 円	
税		

2月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 2月分
から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 4月24日 金融機関振込期限日 4月24日

本票は、5月6日までコンビニエンスストアにて
お取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 口座番号

収 納 印



収入印紙不要

(お客様控え)

上原 賢作さん
会員グレード：プラチナ



Gポイントサービス

5,566 G

びっふるメンバープログラム



びっふるメンバープログラムとは



会員限定
クーポン



Gポイント

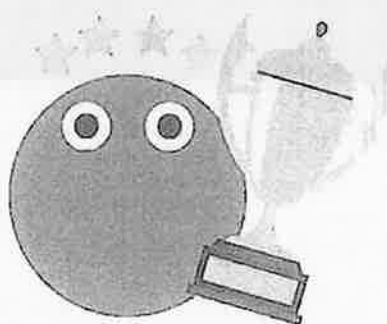


BIGLOBE
Club Off



上原 賢作さんの
現在の会員グレード

プラチナ



現在のグレード

会員グレード

プラチナ

ご利用期間

2025年10月時点で11年1カ月

2014年10月利用開始

プラチナのポイント率	利用料金（税抜）の1.0%
ポイント進呈月	毎年11月

グレードは前月末の情報をもとに毎月8日頃に確定します。
ポイント進呈時点で、BIGLOBEを退会、または接続コースを解約、利用停止されている場合は、Gポイントは進呈いたしません。BIGLOBE入会初年度のポイント進呈月は、Gポイントを進呈いたしません。

グレードアップ条件

インターネット回線とモバイルの同時継続利用でグレードアップ対象になります。

インターネット回線（以下サービス）のご利用

BIGLOBE光、auひかり、ドコモ光、フレッツ光、
コミュファ光、eo光、BIGLOBE WiMAX

利用あり

モバイルのご利用

BIGLOBEモバイル 音声通話SIM

利用なし

モバイルのお申し込みはこちら >

*グレードアップの条件は家族会員の方のご利用も対象です。

*複数ご契約でもグレードアップは1グレードまでです。

Gポイント

Gポイント残高 5,566G

Gポイントを貯める

>

Gポイントを使う

>

事務所費請求内訳

2025年5月支払い分

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	6月分
水光熱費	電気代	¥2,486	3/25~4/21
	ガス代	¥1,518	5月分
	水道代		
	電話＋インターネット	¥8,410	5月分
	ポイント還元	(¥79)	インターネット回線(ビッグロップ)の9月分利用料7,860円の1.0%がポイント還元78.60
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥84,485	
請求額(a*1/3)			¥28,161

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
通之収領金貸家	
第 号	上原事務所 殿

 		領收印鑑	此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日 満了	
約定金		六万五千円	定	
26 8 日 月	9 月分受取		26 9 日 月	10 月分受取
26 7 日 月	8 月分受取		26 日 月	月分受取
29 6 日 月	7 月分受取		日 月	月分受取
30 5 日 月	6 月分受取		日 月	月分受取
28 4 日 月	5 月分受取		日 月	月分受取
26 3 日 月	4 月分受取			

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

お名前		上原 賢作 様		7 年 4 月分	
お客様番号	[REDACTED]		ご請求金額	2,486 円	
ご使用期間	3月25日~	4月21日	前月料金	226 円	
契約種別	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 東大阪市友井2丁目9-21		
31	92	-			
電気料金総額		+86.54 円			
再エネ促進税額(円)		321 円			

3月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 3月分
から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 5 月 22日 金融機関振込期限日 5 月 22日

本票は、6月 3日までコンビニエンスストアにて
お取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

収納印

37161
755.29
収入印紙不要

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

← ゆうちょ銀行でのお支払いの場合は左側の取らないでお出しください

2025年 5月分

金額 1,518 円

支払期限日 6月23日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払い
いただいた場合は、その経過日数に応じて
1日あたり0.0274%の率で算定した
延滞利息をお支払いいただきます。

取扱可能日 7月 3日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンス
ストア・スマートフォンアプリでの払込は
できなくなります。



大阪ガス株式会社
登録番号
T3120CC*077601

(お客さま控え)

大阪ガスご使用量のお知らせ

ご使用番号 [REDACTED]

ガス供給地点特定番号 [REDACTED]

上原 賢作 様

2025年 5月 ご使用期間(日数)
4月22日~ 5月22日(31日間)

請求金額 1,518 円

当月ガス料金	759 円
・基本料金	759円00銭
・従量料金(①×②)	0円00銭
内 前月ガス繰越分金額	759 円
10%対象 内消費税	1,518 円 138 円
消費税別合計	

ご契約 一般



NTT 西日本

西日本電信電話株式会社
関西支店



TEL 0120-747488
（無料）
受付先：〒812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

社用
コード

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 5月 18日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所はこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただきます。

577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様



※電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようお願いいたします。

※お問い合わせ先
0120-747488
受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
※お支払期：PHSからのご利用は、お支払期にしてください。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら
<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お書きの番号		ご請求年月 2025 年 5 月分		ご請求額 (Charge) 8,410 円		お支払期限 (Due Date) 2025 年 6 月 2 日	
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)		お 知 ら せ			
NTT西日本ご利用分		550					
料金回収代行サービスご利用分		7,860					
(合計)		8,410				料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 加入電話番号：0800-2000116 受付時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		ご請求に関するご相談 受付時間：24時間 ※音声ガイダンスによる通話受付 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。		加入電話番号：0800-2000116 受付時間：24時間 ※音声ガイダンスによる通話受付 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。			

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。＜切り取り線＞



は用コード

ご利用料金内訳書

お客様番号

ページ

電話料金等領収証
(Receipt)

お客様番号

【NTT西日本ご利用分】

IP電話対応機器使用料

発行手数料

収着手数料

消費税相当額

(内訳) 消費税相当額 (合算分)

(小計)

【料金回収代行サービスご利用分】

ビッグロープ株式会社ご請求分

(小計)

(合計)

ご利用期間等のお知らせ

税区分

金額(円)

合算 4月 1日～ 4月30日

合算 本請求書の発行にかわる各種費用になります。

合算 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。

合算表示の料金を合計した500円に10%を乗じて算出しています。

300

150

50

50

(50)

550

7,860 非対象ビッグロープご利用料。

7,860

8,410

金額

2025年 5月分

¥8,410

5円、消費税5円

50円

西日本電信電話株式会社

関西支店

お客様からの

料金お問合せ先 (無料)

0120-747488



利用明細 | 2025年3月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。
※BIGLOBEモバイルの利用料金の方についてはこちら
※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら
※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 賢作 様

ビッグロブ株式会社
登録番号

2025年 3月 7,860 円 (税込)

内訳 (税: 5% 8% 10% 0%)		
接続サービスの利用料金		
2025年 3月	10% ビッグロブ光・月額利用料 (ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 2月	10% ビッグロブ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (複数チャネル)	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (追加番号)	100
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロブ光電話機セット割	-200
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (固定電話)	72
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 無料通話分	-72
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (携帯電話等)	160
	10% ビッグロブ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
	税	
消費税		714
合計 (税込)		7,860

他社サービス利用分を除く小計

※調整料金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計 (税抜)	7,146
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	
7,146	
消費税額 税率毎小計	
10% 小計 (税)	714
他社サービス利用分を除く消費税額合計	
714	

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに移動します)

> 利用明細の見たを確認する

ご注意ください
※一部の利用料金は1カ月遅れでの請求になります。
詳しくはこちら
※請求額はそれぞれの税抜金額の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。
そのため、他で延滞の税抜金額をとお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。
消費税負担についての詳細はこちら
※他社サービス利用分 (非課税、免税含む) とは、通話料 (インボイス) をサービス提供会社が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に関しては、サービス提供元にて課税処理を行っているため税額を記載し、税率を記載していません。消費税計算の都合上、サービス提供元の明細に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元に確認下さい。
※調整料金の利用料金明細は、BIGLOBE会員の料金明細に記載されます。
※「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご確認ください。
※2025年3月までフレッツ 光ライトをご利用いただいていたお客さまのうち、一部のお客さまにおいて光ライトの転送が既に行っている場合がありますが、宛先リストへ移行されておりません。なお、転送が完了した場合は利用料金は明細です。詳細はNTT東日本へお問い合わせください。

通帳貯金 (貸借入明細)



年 月 日	取扱店	お 振 り 金 種	お 振 込 金 額	取 引 商 名
01				01
02	7-05-07	(シャープファイナンス) 自 払	7,150	2
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

・現金 (円) の金額に「-」(マイナス) がある場合は引当金を表します。
 ・通帳をATM (現金自動付戻機) に入金するときは、矢印の方向に挿入してください。

事務所費請求内訳

2025年6月支払い分

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	7月分
水光熱費	電気代	¥3,099	4/22～5/22
	ガス代		
	水道代	¥2,599	5月調定分
	電話＋インターネット	¥8,287	5月分
	ポイント還元	(¥78)	インターネット回線(ビッグロープ)の9月分利用料7,737円の1.0%がポイント還元77.37
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウン	¥4,400	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥90,457	
請求額(a*1/3)			¥30,152

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
通之収領金賃家	
第 号	上原事務所 殿

		領収印鑑 		此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日 満了 5 年	
約定金 六万五千円		約定			
26 8 日 月	9 月分受取		26 8 日 月	9 月分受取	
26 7 日 月	8 月分受取		26 7 日 月	8 月分受取	
29 6 日 月	7 月分受取		29 6 日 月	7 月分受取	
30 5 日 月	6 月分受取		30 5 日 月	6 月分受取	
28 4 日 月	5 月分受取		28 4 日 月	5 月分受取	
26 6 日 月	4 月分受取		26 6 日 月	4 月分受取	
25 9 日 月	10 月分受取		25 9 日 月	10 月分受取	

東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []

水柱番号 []
使用場所 東大阪市友井2丁目9-21

使用者名 ウエハラ ケンサク 様
使用期間 令和07年03月05日～令和07年05月01日分

測定年月	令和07年05月	43276
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****	
用途	家事用	
水道使用量		1 m ³
下水道使用量		1 m ³
水道料金	(税率10% 水道税) 1,337 円	121 円
下水道使用料	(税率10% 下水道税) 1,262 円	114 円
請求金額		2,599 円

便利な口座振替制度をご利用ください。

(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者

東大阪市水道事業 14-8000-2000-3068

東大阪市下水道事業 13-8000-2000-3051

発行日 令和07年05月16日

納期限 令和07年05月30日



上記の金額を領収しました。

取りまとめ
〒599-7779 大阪府金沢センター(株)
口座番号 00330-0-960348
加入者名 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。
領収証は、お支払金額の領収証として有効です。

25628

収入印紙不要

※お支払方法は、口座振替、現金、クレジットカード、コンビニエンスストアでのご振込みが可能です。

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 上原 賢作 様 7 年 5 月分

口座番号 [] ご請求金額 3,099 円

ご使用期間 4月22日～ 5月22日 281 円

契種 31 ご使用量(kWh) 109 電気料金内訳(円) -

ご使用場所 東大阪市友井2丁目9-21

前払金調整額 +244.22 円

前払金調整額 433 円

4月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 4月分
から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 6 月 23日 金銭振替受領期限日 6 月 23日

本票は、7月6日までコンビニエンスストアにて
お取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

お支払方法 口座振替

収 納 印

25628

収入印紙不要
(お客さま控え)

電話料金等領収証
(Receipt)

お客様番号

お客さま氏名

上原 賢作 様

2025 年 6 月分
¥ 8,287

西日本電信電話株式会社

関西支店

お客さまからの
料金お振込先 (当座)
0120-747488

3716
25.6.28
収入印紙貼付欄
(お客さま)

577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様



当電話番号をお振込みのうえ、お間違のないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

0120-747488

※ 当支店: 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祭日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
※ 請求期限: PHSからご利用いたただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



NTT西日本 西日本電信電話株式会社

関西支店



0120-747488

受付先 812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025 年 6 月 16 日発行

目次
1. 当支店、NTT西日本をご利用いただきありがとうございます。お支払いのうえ、お振込みください。
2. 当支店、NTT西日本をご利用いただきありがとうございます。お振込みのうえ、お振込みください。
3. 当支店、NTT西日本をご利用いただきありがとうございます。お振込みのうえ、お振込みください。

お客さま番号		ご請求年月		ご請求額 (Charge)		お支払期限 (Due Date)	
[Redacted]		2025 年 6 月分		8,287 円		2025 年 6 月 30 日	
ご請求の内訳		金額 (円)		お知らせ		その他	
NTT西日本ご利用分		550		料金回収代行サービスをご利用になった料金です。			
料金回収代行サービスご利用分		7,737		詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。			
(合計)		8,287					

お申し込み・お問い合わせ 加入電話等 局番なしの「113」 料金に関するご相談 加入電話等 局番なしの「113」
営業時間: 午前9時～午後5時 電話サービス 携帯電話・PHSからは0120-444113 営業時間: 24時間 電話サービス 携帯電話・PHSからは0120-444113
※ 通話料等 当支店、NTT西日本をご利用いただきありがとうございます。お振込みのうえ、お振込みください。
※ 通話料等 当支店、NTT西日本をご利用いただきありがとうございます。お振込みのうえ、お振込みください。

※ 下の部分を切り取り、裏面の「お支払場所」にてお支払いください。

ご利用料金内訳書

お客さま番号

ページ

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
IP電話対応機器使用料	300	合算	5月 1日～ 5月31日
発行手数料	150	合算	本部事務等の発行にかかわる各種費用になります。
取替手数料	50	合算	本請求をオンラインでのご利用、各種金額超過でお支払いただく場合の手数料です。
消費税相当額	50		
(内訳) 消費税相当額(各算分)	(50)		
(小計)	550		合算表示の料金を合計した500円に10%を乗じて算出しています。
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビッグデータ株式会社ご請求分	7,737	非対象	ビッグデータ株式会社のご請求分
(小計)	7,737		
(合計)	8,287		

利用明細 | 2025年4月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。
※BIGLOBEモバイルの利用料金の方についてはこちら
※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら
※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 賢作 様

ビッグロブ株式会社
登録番号 T2010001146797

2025年 4月 7,737 円 (税込)

内訳 (税: 5% 8% 10% 0%)		
接続サービスの利用料金		
2025年 4月	10% ビッグロブ光・月額利用料 (ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 3月	10% ビッグロブ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (複数チャネル)	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (追加番号)	100
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロブ光電話機器セット割	-200
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (固定電話)	40
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 無料通話分	-40
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (携帯電話等)	48
	10% ビッグロブ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
税		
消費税		703
合計 (税込)		7,737

他社サービス利用分を除く小計

※期間料金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計 (税抜)	7,034
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	7,034
消費税額 税率毎小計	
10% 小計 (税)	703
他社サービス利用分を除く消費税額合計	703

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに移動します)

> 利用明細の見方を確認する

ご注意ください

※一部の利用料金は1カ月遅れでの請求になります。
詳しくはこちら>

※請求額はそれぞれの税抜金額の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。
そのため、他で記載の税込金額をもとにお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。
消費税額に関する詳細はこちら

※他社サービス利用分 (非課税、免税含む) とは、遠隔請求 (インボイス) をサービス提供会社が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に関しては、サービス提供元にて請求処理を行っているため税込で記載し、税率を表記しておりません。消費税計算の都合上、サービス提供元の明細に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元にご確認ください。

※本会員の利用料金優待等は、BIGLOBE会員の料金欄に記載されます。

※「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご確認ください。

※2025年3月までフレッش 光ライトをご利用いただいていたお客さまのうち、一部のお客さまにおいて光ライトの配達が滞っている場合がありますが、光ネクストへ移行されております。なお、品目が同じ場合は利用料金は同額です。詳細はNTT東通へお問い合わせください。

通常貯金 (貸借入明細)



年月日	取組店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				

年月日	取組店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13	7-06-03	(シャープ・ファイナンス)	自払 7,150	
14				
15	7-06-07 41021	アクセスコーポレーシ	振込 4,400	*34,333
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

現在高(貸付高)の金額に「ペナハ」がある場合は現在高を公表。
 通帳を「ペナハ」(貸付高)に記入するときは「ペナハ」欄に挿入してください。

東大阪市友井2-9-21

2025 年 04月 30日 締切分 No.

660-0892 尼崎市東難波町5-23-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

登録番号：T6140002044620

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

[illegible]

東大阪市友井2-9-21

2025 年 05 月 31日 締切分 No.

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共榮會館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

登録番号：T6140002044620

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,200	0	0	2,200	2,000	200	4,400

[illegible]

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-06-07	41021	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N060	*4,400	
	残高	
	*34,113	
尼崎信用金庫		
[Redacted]		
ユ.アクセスコーポレーション		
送金料金	*220円	
振込予定日	07-06-07	
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

事務所費請求内訳

2025年7月支払い分

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	8月分
水光熱費	電気代	¥2,862	5/23～6/19
	ガス代		
	水道代		
	電話＋インターネッ	¥8,234	5月分
	ポイント還元	(¥77)	インターネット回線(ビッグロープ)の9月分利用料7,684円の1.0%がポイント還元7684
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウン	¥2,200	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥85,369	
請求額(a*1/3)			¥28,456

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
通之収領金賃家	
第 号	上原事務所 殿

		領收印鑑 		此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日迄 満了 満了 5 年	
約定金		六万五千円		定	
26 日	8 月	9 月分受取		26 日	8 月
26 日	7 月	8 月分受取		25 日	9 月
29 日	6 月	7 月分受取		日 月	日 月
30 日	5 月	6 月分受取		日 月	日 月
28 日	4 月	5 月分受取		日 月	日 月
26 日	3 月	4 月分受取		日 月	日 月
26 日	2 月	3 月分受取		日 月	日 月
26 日	1 月	2 月分受取		日 月	日 月

電気料金振込受領証(兼請求書)

青

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ		上原 賢作 様		7 年 6 月分	
お客さま 番号	日付(前)	ご請求金額	2,862 円		
ご使用 期間	5月23日~ 6月19日	前月(前)	260 円		
契約 31	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 東大阪市友井2丁目9-21		
	100	-			
燃料費調整額		+224.06円			
再エネ促進賦課金		398円			

(裏面も) 宛先を記入してください。

5月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 5月分
から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 7 月 22日 金融機関振込期限日 7 月 22日

本票は、8月 8日までコンビニエンスストアにて
お取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

振込先 関西電力

収 納 印

収入印紙不要

(お客さま控え)



NTT西日本株式会社
関西支店

〒590 0120-747488
福岡市博多区 博多駅前中央街
博多郵便局 私書箱112号



577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様



NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

上原 賢作 様

お客さま番号

電話料金等領収証
(Receipt)

2025 年 7 月 5 日
¥8,234

NTT西日本株式会社

関西支店

0120-747488



2025 年 7 月 16 日発行

ご利用のNTT西日本をご利用いただきありがとうございます。
請求書にお客さまの請求内容が記載されています。お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
なお、お支払い期限に支払われた場合は、契約料金を定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

お客さま番号		ご請求年月		ご請求額 (Charge)		お支払期限 (Due Date)	
[Redacted]		2025 年 7 月 分		8,234 円		2025 年 7 月 31 日	
ご請求の内訳		金額 (円)		お知らせ			
NTT西日本ご利用分		550					
料金回収代行サービスご利用分		7,684					
(合計)		8,234					
				料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。			

料金お問い合わせ先 (紙料)

0120-747488

※ 受付時間：午前9時～午後5時 土日・祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は休業します。
※ 携帯電話からのご利用はできません。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら
<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お申し込み・お問い合わせ 加入電話等 局番なしの1116
電話サービス 携帯電話からは0800-2000116
※ 年末年始を除く（12月29日～1月3日） フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116

故障に関するご相談 加入電話等 局番なしの1113
※ 受付時間：午前9時～午後5時 携帯電話からは0120-444113
※ 携帯電話からのご利用はできません。 ※ 料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ」までお願いいたします。

※ 下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 ※ 切り取り線

社用コード

ご利用料金内訳書

お客様番号

ページ

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
IP電話対応機器使用料	300	合算	6月 1日～ 6月30日
発行手数料	150	合算	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。
取扱い手数料	50	合算	本請求書をご利用システム・各種金融機関でも支払いただく場合の手数料です。
消費税相当額	50		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(50)		合算表示の料金を合計した500円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	550		
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビッグロープ株式会社ご請求分	7,684	非対象ビッグロープご利用料	
(小計)	7,684		
(合計)	8,234		

利用明細 | 2025年 5月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。
※BIGLOBEモバイルの利用料金の見方についてはこちら
※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら
※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 賢作 様

ビッグロープ株式会社
登録番号 T2010001146797

2025年 5月	7,684 円 (税込)
----------	--------------

内訳 (税 : 5% 8% 10% 0%)		
接続サービスの利用料金		
2025年 5月	10% ビッグロープ光・月額利用料 (ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 4月	10% ビッグロープ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料 (複数チャネル)	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料 (追加番号)	100
	10% ビッグロープ光電話 A (エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロープ光電話機器セット割	-200
	10% ビッグロープ光電話 通話料 (固定電話)	8
	10% ビッグロープ光電話 A (エース) 無料通話分	-8
	10% ビッグロープ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
税		
消費税		698
合計 (税込)		7,684

他社サービス利用分を除く小計

※調整金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計 (税抜)	6,986
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	
消費税 税率毎小計	
10% 小計 (税)	698
他社サービス利用分を除く消費税金額合計	
698	

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに移動します)

> 利用明細の見方を確認する

ご注意ください

※一部の利用料金は1カ月先での請求になります。
詳しくはこちら

※請求額はそれぞれのサービス料金の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。
そのため、毎月の請求金額をとお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。
消費税負担についての詳細はこちら

※他社サービス利用分 (非課税、免税含む) とは、適格請求書 (インボイス) をサービス提供会社が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に際しては、サービス提供元にて課税処理を行っているため税込で記載し、税率を記載しておりません。消費税計算の都合上、サービス提供元の明細に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元にご確認ください。

※通信料金の利用料金引きは、BIGLOBE会員の料金表に記載されます。

※「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご確認ください。

※2025年3月までフレッツ 光ライトをご利用いただいていたお客さまのうち、一部のお客さまにおいて光ライトの記述が残っている場合がありますが、光ネクストへ移行されております。なお、品目が同じ場合は利用料金は同様です。詳細はNTT東西へお問い合わせください。

5770816

東大阪市友井2-9-21

【請求書】

2025 年 06 月 30日 締切分 No. [REDACTED]

有限会社アクセスコーポレーション

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

共栄会館1F

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

登録番号：T6140002044620

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫 [REDACTED]

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
4,400	4,400	0	0	2,000	200	2,200

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
06/07	10109486	入金(振込)			-4,400	
06/30	7052	TASKalfa2510i 基本料金	1	2,000	2,000	
06/30	7052	TASKalfa2510i 黒カウンタ 22204→22561	357	0		
06/30	7052	消費税10% 対象売上2000円			200	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-07-27	41021	通帳送金
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N240	*2,200	
	残高	
	*107,584	
尼崎信用金庫		
[REDACTED]		
1. アクセスコーポレーション		
送金料金 *220円		
振込予定日 07-07-27		
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

通常貯金 (残高借入明細)



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24	7-07-03	(シャープファイナンス)	自払	7,150	

・現在高(貸付高)の金額に「-」(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
 ◎ 西暦を「MMYY」(例: 全自動貸付機)に入力するときは、表の方向に入力してください。

通常貯金 (兼お借入明細)



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					01
02					02
03					03
04					04
05					05
06	7-07-27	410213. アクセスコープ レーシ	振込	2,200	06
07					07
08					08
09					09
10					10
11					11
12					12

記帳する欄が残らなくなったので、残りで残りの欄に切り替えてください。

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13					13
14					14
15					15
16					16
17					17
18					18
19					19
20					20
21					21
22					22
23					23
24					24

現在高(貸付高)の金額に「マイナス」がある場合は貸付高を減します。
この欄を「ATM(現金自動預け)」に記入するときは、お預り方向に記入してください。

事務所費請求内訳

2025年8月支払い分(参議院選挙時期間中)

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	9月分
水光熱費	電気代	¥6,127	6/20~7/21
	ガス代	¥1,518	6/21~7/22
	水道代		
	電話+インターネッ	¥8,234	インターネット回線(ビッグローブ)の7月分利用料7,684円の1.0%がポイント還元76.84
	ポイント還元	(¥77)	
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウン	¥2,200	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥90,152	
請求額(a*1/6)			¥15,025

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
家賃金領収之通	
第 号	上原事務所 殿

		領収印鑑 		此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日 満了 6 年	
約定金		六万五千円		定	
26 8 日 月	9 月金受取	26 7 日 月	8 月金受取	29 6 日 月	7 月金受取
26 7 日 月	8 月金受取	26 7 日 月	8 月金受取	30 5 日 月	6 月金受取
28 4 日 月	5 月金受取	28 4 日 月	5 月金受取	26 6 日 月	4 月金受取
26 6 日 月	4 月金受取	26 6 日 月	4 月金受取	26 9 日 月	10 月金受取

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

2025年 7月分

金額 1,518円

支払期限日 8月21日

上記お支払い期限日を過ぎてお支払い
いただいた場合は、その経過日数に応じて
延滞利息をお支払いいたします。

取扱可能日 8月31日まで

上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンス
ストア・スマートフォンアプリでの払込は
できなくなります。

←
その
他の
窓口
で
の
お
支
払
い
の
場
合
は
左
側
の
2
票
の
み
を
お
出
し
く
だ
さ
い



大阪ガス株式会社
登録番号
T3120001077601

(お客さま控)

大阪ガスご使用量のお知らせ

ご使用番号

ガス供給地点特定番号

上原 賢作 様

2025年 7月

ご使用期間(日数)

6月21日~ 7月22日(32日間)

請求金額 1,518円

内訳
当月ガス料金 759円
・基本料金 759円00銭
・従量料金(①×②) 0円00銭
前月ガス繰越分金額 759円

消費税別合計
10%対象 1,518円
内消費税 138円

ご契約 一般

電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ

上原 賢作 様

7年 7月分

お支払
日
号

日付/所/番/号

ご請求金額

6,127円

ご使用
期間

6月20日~ 7月21日

消費電力量
当分消費

557円

契約

ご使用量(kWh)

電気料金内訳(円)

ご使用場所

東大阪市友井2丁目9-21

31

206

-

燃料費調整額

+461.50円

再エネ促進費

819円

用

用

6月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 6月分
から順にお支払いをお願いいたします。

お支払期限日 8月21日 金融機関振込期限日 8月21日

本票は、9月2日までコンビニエンスストアにて
お取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター

電話番号

0800-777-8810

振込先

振込先

収納印

収入印紙不要

(お客さま控え)

NTT西日本 NTT西日本株式会社
関西支店

0120-747488

受付時間 812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

電話料金等領収証
(Receipt)

お客様番号

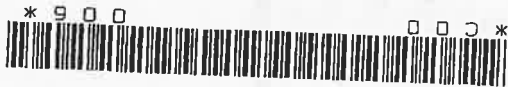
上原 賢作 様

2025年 9月分
¥8,234

NTT西日本株式会社

関西支店

0120-747488



NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 9月18日発行

用ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
東画のお支払場所はこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の財源については、裏面をご覧ください。
なおお支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

お客様番号

ご請求年月
2025年 9月分

金額 (円)
550
7,684
8,234

ご請求の内訳
NTT西日本ご利用分
料金回収代行サービスご利用分
(合計)

お申し込み・お問い合わせ
受付時間：午前9時～午後5時
お支払期限：12月29日～1月3日

加入電話等 原番なしの「116」
電話サービス 振替電話からは0800-2000116
フリッツサービス・ひかり電話 0120-116116

※通話料別 通話料をお振込みのうえ、お間違えのないようお支払い願います。 ※料金を払い戻しする場合は、お振込みのうえ、お間違えのないようお支払い願います。 ※切取り線より下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 ※切取り線より下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様



※電話番号をお振込みのうえ、お間違えのないようお支払い願います。
料金お問い合わせ先

0120-747488

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



ご請求額 (Charge) 8,234 円 お支払期限 (Due Date) 2025年 9月30日

お知らせ

料金回収代行サービスをご利用になった料金です。
詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

加入電話等 原番なしの「116」
電話サービス 振替電話からは0120-444113
フリッツサービス・ひかり電話 0120-248995

社用コード

ご利用料金内訳書

お客さま番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT西日本ご利用分】			
IP電話対応機器使用料	300	合算	8月 1日～ 8月31日
発行手数料	150	合算	本請求書等の発行にかかわる各種取用になります。
取納手数料	50	合算	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。
消費税相当額	50		
(内訳)消費税相当額 (合算分)	(50)		
(小 計)	550		合算表示の料金を合計した500円に10%を乗じて算出しています。
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビックローブ株式会社ご請求分	7,684	非対象ビッグローブご利用料	
(小 計)	7,684		
(合 計)	8,234		

利用明細 | 2025年7月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。
※BIGLOBEモバイルの利用料金の見方についてはこちら
※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら
※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 賢作 様

ビッグロープ株式会社
登録番号 T2010001146797

2025年 7月	7,684 円(税込)
----------	-------------

内訳(税: 5% 8% 10% 0%)		
接続サービスの利用料金		
2025年 7月	10% ビッグロープ光・月額利用料(ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 6月	10% ビッグロープ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料(複数チャネル)	200
	10% ビッグロープ光電話 付加サービス月額利用料(追加番号)	100
	10% ビッグロープ光電話 A(エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロープ光電話通話セット割	-200
	10% ビッグロープ光電話 通話料(固定電話)	40
	10% ビッグロープ光電話 A(エース) 無料通話分	-40
	10% ビッグロープ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
税		
消費税		698
合計(税込)		7,684

他社サービス利用分を除く小計

※調整料金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計(税抜)	6,986
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	
6,986	
消費税額 税率毎小計	
10% 小計(税)	698
他社サービス利用分を除く消費税金額合計	
698	

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに準拠します)

> 利用明細の見方を確認する

心当たりのない請求について
心当たりのない請求がある場合は、以下のページをご確認ください。
心当たりのない請求について>
なお、ご利用中のオプションサービスの確認、解約手続きなどは、オプション契約情報をご覧ください。

ご注意ください

※一部の利用料金は1カ月遅れでの請求になります。

詳しくはこちら>

※請求額はそれぞれの税抜金額の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。

そのため、他で支払った税込金額をもとにお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。

消費税額に関する詳細はこちら

※他社サービス利用分(非課税、免税金)とは、通信請求書(インボイス)をサービス提供会社が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に関しては、サービス提供元にて課税処理を行っているため税別で記載し、税率を表記しておりません。消費税計算の都合上、サービス提供元の明細に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元にご確認ください。

※家族会員の利用料金優待は、BIGLOBE会員の料金プランに記載されます。

※「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご確認ください。



東大阪市友井2-9-21

2025 年 07 月 31日 締切分 No.

登録番号：T6140002044620

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

ゆうちょ銀行

通常貯金 (兼お借入明細)



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				01
02				02
03				03
04				04
05				05
06				06
07				07
08				08
09				09
10				10
11				11
12				12
13				13
14				14
15				15
16	6-08-05	(シャープファイナンス)	自払 7,150	16
17				17
18				18
19				19
20				20
21				21
22				22
23				23
24				24

○ 現在高(貸付高)の金額にー(マイナス)がある場合は貸付高を表します

○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

通常貯金 (兼お借入明細)

4



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					
02					
03					
04					
05	6-08-31	41021	2, アクセスコーポレーシ	振込 2,200	
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳を A T M (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

事務所費請求内訳

2025年8月支払い分(参議院選挙期間 外)

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃		
水光熱費	電気代		
	ガス代		
	水道代	¥2,599	5/2~7/2使用
	電話+インターネット	¥8,287	
	ポイント還元	(¥78)	インターネット回線(ビッグロブ)の6月分利用料7,737円の1.0%がポイント還元77.37
リース・ 使用料等	コピーリース料等		
	コピーリースカウンタ		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥10,808	
請求額(a*1/3)			¥3,602

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
通之収領金貸家	
第 号	上原事務所 殿

 		領収印鑑	此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日迄 満了	
約定金		六万五千円	定	
26 8 日 月	9 月全受取		26 8 日 月	9 月全受取
26 7 日 月	8 月全受取		26 7 日 月	8 月全受取
29 6 日 月	7 月全受取		29 6 日 月	7 月全受取
30 5 日 月	6 月全受取		30 5 日 月	6 月全受取
28 4 日 月	5 月全受取		28 4 日 月	5 月全受取
26 3 日 月	4 月全受取		26 3 日 月	4 月全受取
			26 9 日 月	10 月全受取

東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []
水柱番号 []
使用場所 東大阪市友井2丁目9-21

使用人名 ウエハラ ケンサク 様
使用期間 令和07年05月02日～令和07年07月02日分

課定年月	令和07年07月	58684
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****	
用途	家事用	
水道使用量		1 m ³
下水道使用量		1 m ³
水道料金	(基本10% 35%増徴)	1,337 円 121 円)
下水道使用料	(税率10% 35%増徴)	1,262 円 114 円)
請求金額		2,599 円

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業 11-8000-1000-1000
東大阪市下水道事業 11-8000-1000-1000
発行日 令和07年08月15日
納期限 令和07年08月31日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局
〒539-3794 大阪府金事務所ビル
口座番号 00930-0-960046
加入者名 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証書に取扱
金融機関等の領収印
又は現金取扱印の
ないもの及び金額を
訂正したものは、無
効です。
領収証書は、払込の
証拠になるものです
から、大切に保管し
てください。
お問い合わせ窓口は
裏面に記載しており
ます。



収入印紙不要

▶ お支払方法 収納代行: 電算システム

電話料金領収証
(Receipt)

お客様番号

お客様氏名

上原 賢作 様

2025 年 8 月分
¥8,287

NTT西日本株式会社
関西支店

お支払の
料金お振替先(振替)
0120-747488



NTT西日本
関西支店

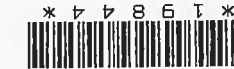
〒590-0012 0120-747488

〒590-0012 812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025 年 8 月 17 日発行

目こる、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
東原のお支払場所はこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の同封については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約利率等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。



577-0816

東大阪市友井2丁目9-21

上原 賢作 様



※電話番号をお振込みのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先 (無料)

0120-747488

※営業時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜・夜間・年末年始(12月29日～1月3日)は開通します。
※関係電話からご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



ご請求年		ご請求月		ご請求額 (Charge)		お支払期限 (Due Date)	
2025 年		8 月 分		8,287 円		2025 年 9 月 1 日	
ご請求の内訳		金額 (円)		お知らせ			
NTT西日本ご利用分		550					
料金回収代行サービスご利用分		7,737					
(合計)		8,287					
お申し込み・お問い合わせ		加入電話番号 局番なしの「116」		故障に関するご相談		加入電話番号 局番なしの「113」	
営業時間：午前9時～午後5時		電話番号 0120-2000116		営業時間：24時間		電話番号 0120-444113	
※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116		※音声ガイダンスによる録音受付		フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995	
※通話料無料		※電話番号をお振込みのうえ、お間違えのないようお願いいたします。		※料金に関するお問い合わせは上記「お申し込み・お問い合わせ」までお願いいたします。			

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。よく切り取り線へ

社用コード

ご利用料金内訳書

お客さま番号

ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT西日本ご利用分】			
IP電話対話機使用料	300	合算	7月 1日～ 7月31日
発行手数料	150	合算	本請求書の発行にかかわる各種費用になります。
収納手数料	50	合算	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。
消費税相当額	50		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(50)		各表示の料金を合計した500円に10%を乗じて算出しています。
(小 計)	550		
【料金回収代行サービスご利用分】			
ビッグロース株式会社請求分	7,737	非対象等ビッグロースご利用料	
(小 計)	7,737		
(合 計)	8,287		

利用明細 | 2025年6月の利用明細

利用料金の内訳が確認できます。
※BIGLOBEモバイルの利用料金の見方についてはこちら
※支払方法が「KDDI請求」の場合の請求タイミングについてはこちら
※スマートフォンでの印刷方法はこちら

上原 賢作 様

ビッグロブ株式会社
登録番号 T2010001146797

2025年 6月 7,737 円 (税込)

内訳 (税: 5% 8% 10% 0%)		
接続サービスの利用料金		
2025年 6月	10% ビッグロブ光・月額利用料 (ファミリー2年プラン)	5,180
2025年 5月	10% ビッグロブ光電話 ひかり電話対応機器利用料	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (複数チャネル)	200
	10% ビッグロブ光電話 付加サービス月額利用料 (追加番号)	100
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 月額基本料	1,500
	10% ビッグロブ光電話設置セット割	-200
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (固定電話)	168
	10% ビッグロブ光電話 A (エース) 無料通話分	-168
	10% ビッグロブ光電話 通話料 (携帯電話等)	48
	10% ビッグロブ光電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	6
税		
消費税		703
合計 (税込)		7,737

他社サービス利用分を除く小計

※調整料金は対象外

税抜金額 税率毎小計	
10% 小計 (税抜)	7,034
他社サービス利用分を除く税抜金額合計	7,034
消費税額 税率毎小計	
10% 小計 (税)	703
他社サービス利用分を除く消費税金額合計	703

auひかり電話、auひかりテレビ等の利用料金や、KDDIサービスを含めた合計金額は My au でご確認ください。

My au の利用明細
(KDDIのサイトに移動します)

> 利用明細の見方を確認する

ご注意ください

※一部の利用料金は1ヵ月遅れでの請求になります。

詳しくはこちら>

※請求額はそれぞれの税抜金額の合計に消費税を加算し、小数点以下を切り捨てた金額となります。

そのため、他で記述の税込金額をもとにお手元で計算された額と、実際の請求額が異なる場合があります。

消費税徴収についての詳細はこちら

※他社サービス利用分 (非課税、免税含む) とは、通信請求書 (インボイス) をサービス提供元が発行するサービスのご利用料金です。他社サービス利用分の請求に関しては、サービス提供元に課税処理を行っているため税込で記載し、税率を表記しておりません。消費税計算の都合上、サービス提供元の明細に記載されている金額は、BIGLOBEからの請求より多くなる可能性があります。詳細はサービス提供元に確認ください。

※車載会員の利用料金引きは、BIGLOBE会員の料金値に反映されます。

※「ユニバーサルサービス料」「電話リレーサービス料」それぞれについては、こちらをご覧ください。

※2025年3月までフレッツ 光ライトをご利用いただいていたお客さまのうち、一部のお客さまにおいて光ライトの記述が残っている場合がありますが、光ネクストへ移行されております。なお、品目が同じ場合は利用料金は同額です。詳細はNTT東証へお問い合わせください。

事務所費請求内訳

2025年9月支払い分

名前 上原 賢作

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	¥65,000	10月分
水光熱費	電気代	¥4,761	7/22~8/24
	ガス代	¥1,518	8/22~9/19
	水道代		
	電話＋インターネット		9月に支払っているが、参議院選挙期間中が含まれているので、8月支払い(参議院選挙期間中)にて計上
	ポイント還元		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	¥7,150	
	コピーリースカウン	¥2,200	
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		¥80,629	
請求額(a*1/3)			¥26,876

書籍名	金額
合計	
請求額	

令和 7 年	
通之収領金貸家	
第 号	上原事務所 殿

		領收印鑑 	此通帳付込期限 令和 7 年 4 月 31 日 満了 満了 年 月 日	
約定金		六万五千円		定
26 8 日 月	9 月分受取		26 8 日 月	9 月分受取
26 7 日 月	8 月分受取		25 9 日 月	10 月分受取
29 6 日 月	7 月分受取		日 月	月分受取
30 5 日 月	6 月分受取		日 月	月分受取
28 4 日 月	5 月分受取		日 月	月分受取
26 3 日 月	4 月分受取			

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)
いつもご利用いただきありがとうございます。				
おなまえ		上原 賢作 様		7 年 8 月分
お客さま番号	ご請求金額		4,761 円	
ご使用期間	7月22日~ 8月24日	電気料金内訳(円)	432 円	
契約	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 東大阪市友井2丁目9-21	
31	174	-		
燃料費調整額		+41.82 円		
再エネ促進税額		692 円		
7月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 7月分 から順にお支払いをお願いいたします。 お支払期限日 9月24日 最終支払期限日 9月24日 本票は、10月 5日までコンビニエンスストアにて お取扱いただけます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)				

収 納 印



収入印紙不要
(お客さま控え)

大阪ガス 振込依頼票 兼 領収証

上原 賢作 様

← ゆうちょ銀行でのお支払いの場合は左側の取扱いのみをお出しください
その他の窓口でのお支払いは切取りの取扱いとなります。

2025年 9月分
金額 1,518 円
支払期限日 10月20日
上記お支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合は、その超過日数に応じて延滞利息をお支払いいただきます。
取扱可能日 10月30日まで
上記取扱可能日を過ぎますとコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの払込はできなくなります。

日 附 印



大阪ガス株式会社
登録番号
T3120001077601

(お客さま控)

大阪ガス ご使用量のお知らせ

ご使用番号	
ガス供給地点特定番号	

上原 賢作 様

2025年 9月 使用期間(日数) 8月22日~ 9月19日(29日間)

請求金額 1,518 円

当月ガス料金	759 円
・基本料金	759円00銭
・従量料金(①×②)	0円00銭
前月ガス繰越分金額	759 円

10%対象 内消費税	1,518 円 138 円
---------------	------------------

ご契約 一般

東大阪市友井2-9-21

2025 年 08 月 31日 締切分 No.

660-0892 尼崎市東難波町5-21-7

TEL. 06-6481-8787

FAX. 06-6481-8789

登録番号：T6140002044620

日本共産党上原賢作事務所 御中

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

尼崎信用金庫

※振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

前回御請求額	今回御入金額	調整金額	繰越金額	今回売上金額	消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	0	2,000	200	2,200

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単価	金額	備考
08/05	10110540	入金(振込)			-2,200	
08/31	8030	TASKalfa2510i 基本料金	1	2,000	2,000	
08/31	8030	TASKalfa2510i 黒カウンタ	22932→23173	241	0	
08/31	8030	消費税10%_対象売上2000円			200	

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-09-14	1021	通帳送金
記号		番号

取扱番号	お取引金額	
N019	*2,200	
	残高	
	*40,315	

尼崎信用金庫

ユ.アクセスコーポレーション

送金料金 *220円

振込予定日 07-09-14

ウエハラ ケンサク

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

二 利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-09-14	41021	通帳送金
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N019	*2,200	
[REDACTED]	残高	
	*40,315	
尼崎信用金庫		
[REDACTED]		
ユ.アクセスコーポレーション		
送金料金	*220円	
振込予定日 07-09-14		
ウエハラ ケンサク		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

通常貯金 (兼お借入明細)



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01				01
02				02
03				03
04				04
05				05
06				06
07	6-09-03	(シャープファイナンス)	自払 7,150	07
08				08
09				09
10				10
11				11
12				12

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				13
14				14
15				15
16				16
17	6-09-28 41021	ユ.アクセス・ホーレーシ	振込 2,200	17
18				18
19				19
20				20
21				21
22				22
23				23
24				24

通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

領収書貼付用紙		No. 27
支出内容	塩田事務所費(4-9月)	
総経費 517,146円	政務活動費 計上額 155,916円	按分率 30.15%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 按分率については、基本的に1/3を政務活動費として請求。ただし、7月の参議院選挙時、告示期間後は選挙事務所として活用しているため1/6として請求。そのため、按分率については政務活動計上額／総経費で算出するため、33%にはなっていません。		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

様式第14（第6条第3項関係）

（事務所費用）

事 務 所 届

2026 年 4 月 1 日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 塩田 清人

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所 在 地	東大阪市 西石切町1-11-2		
延床面積	49.5㎡	賃借料① (月額)	70,000円(税込み)
電話番号	有 (072-988-2000) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 (②)	2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ 写真（外観及び応接スペース） 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (1/3) % + その他の活動 (2/3) %		
支出費用	賃借料①×使用期間②×按分率③ 70,000円(月額) × 10ヶ月 × 1/3 % + 70,000 × 2ヶ月 × 1/6	256,666円(年間)	
按分率の根拠	政務活動に1/3。その他の議員活動及び後援会活動に2/3を使用。ただし、2025.7月の参議院選挙時と2026.2月の衆議院選挙は政務活動の按分率を1/6にした。(選挙時は投票のあった当該月を1ヶ月分を1/6で按分)		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

スクープ通称
くらしに役立つ
「しんぶん赤旗」
日本共産党が



日本共産党 東大阪市議会議員

しおた清人

連絡先 事務所 567-8434

大に!!

「しおた」さん
の「くらし」が
大に役立つ
「しんぶん赤旗」
日本共産党が

企業団体の
献金禁止

水・電気・ガス
料金引き上げ
ストップ

消費税5%減税
財源はどこにある



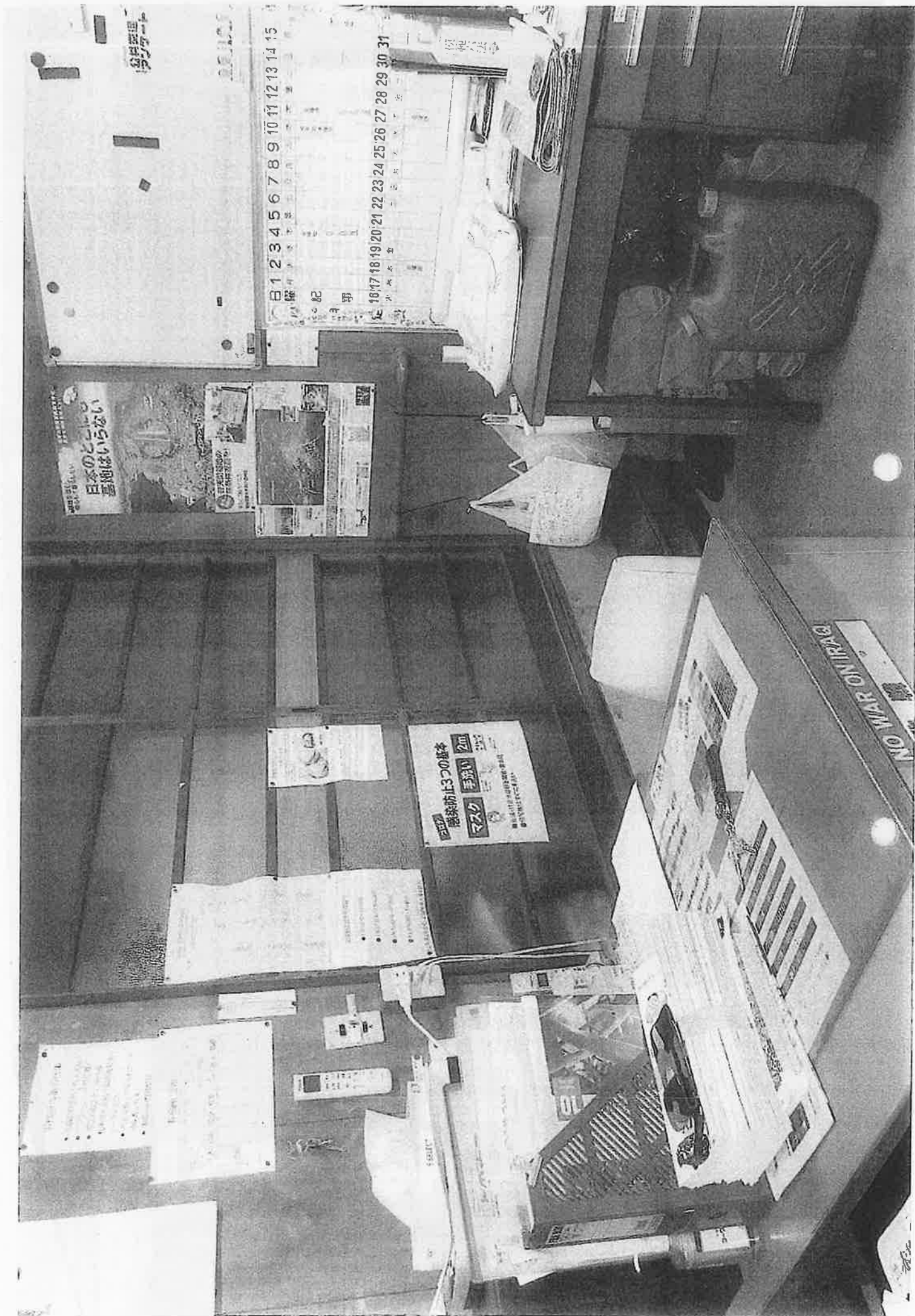
日本共産党

くらしの
ため
大幅賃上げ
の
時短を

シエンター平等
あなにと同じく

消費税5%に
廃止

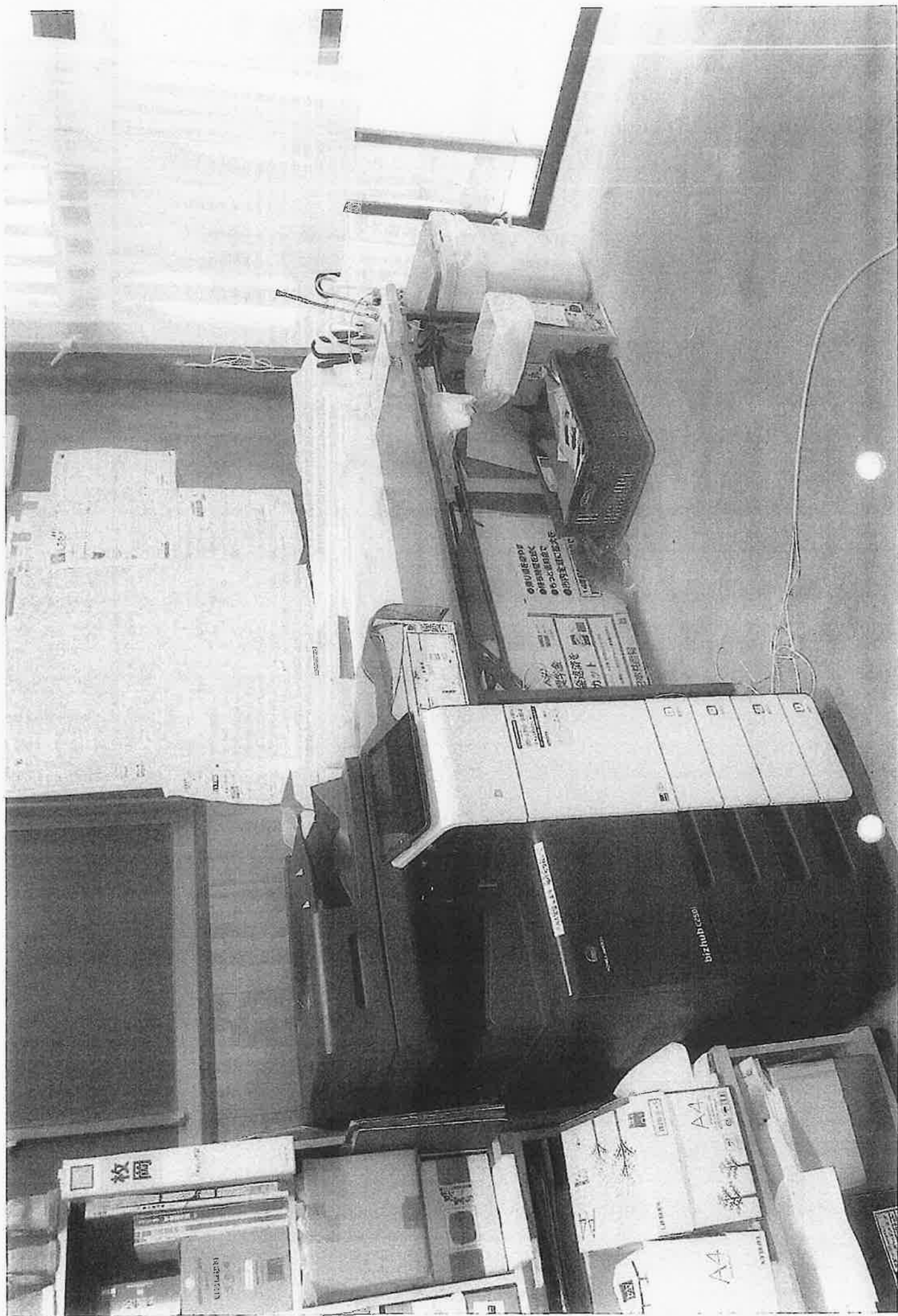
消費税5%
減税を!
日本共産党



日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

NO WAR ON HUNG



東大阪市西石切町1丁目1番2号

貸貸借契約證書

2022年4月1日

貸借人 塩田 清人

貸貸人 

賃貸借契約書

2022年4月1日

貸主 (甲)

住所

氏名

TEL

借主 (乙)

住所

東大阪市

氏名

塩田 清 入

TEL

連帯保証人

住所

氏名

TEL

下記記載の物件について以下のとおり賃貸借契約を締結し、本契約書を式通作成し、後日のため貸主 (甲)、借主 (乙)、各々通ずつ保有するものとする。

<物件の表示>

所在地

東大阪市西石切町1丁目11番2号

目的 物件

店舗付住宅

構造

木造瓦葺陸屋根式2階建

附物 表示

畳建具一式、流し調理台、トイレ、シャッター他

第1条 甲は下記の条項により本物件を事務所として乙に賃貸し、それを使用させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 本契約の期間は2022年4月1日よりし、2025年3月31日までとする。ただし期間満了の場合、甲乙双方より異議のない場合は更に1ヶ年更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 (1) 賃料は1ヶ月につき一金 70,000 円也とする。
(2) 本物件に関する管理費は必要ないものとするが、必要事情が生じた場合は甲乙双方協議の上、合意をもって別途対処する。
(3) 賃料は、翌月分を毎月末日までに次の方法で支払うこと。
(イ) 甲の指定したる場所に持参払い。
(ロ) 甲の指定したる金融機関に振込払い。ただし振込料金は乙の負担とする。
(4) 本契約が月の途中で締結せられた時は、賃料は日割り計算とし、本契約が月の途中で解約せられた時は日割り計算を行わず、1ヶ月未満の日数に対しては月額計算とする。

第4条 乙に本契約に基づく債務の不履行が生じた時は、甲は乙の連帯保証人にその債務の履行を求めることができる。乙、丙が尚履行しない場合は、明け渡しを求め、乙、丙は応じなければならない。

第5条 乙は、ガス、水道、電気その他の消耗費は賃料と別に支払うものとする。ただし賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。租税公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は、双方協議の上定めるものとする。

第6条 乙は本物件を使用の目的に応じて造作の様様替えをすることができる。ただし本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を甲に提出して、予め甲の書面による承諾を得なくてはならない。

第7条 乙は本物件に於いて、議員活動等に関係すること以外を営んではならない。ただし双方の合意が成立した場合はこの限りではない。

第8条 次の場合には、甲は何等の催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明け渡しを求めることができる。

- (1) 法律又は命令、或いは公共事業施工の為本物件の取り払い又は使用禁止等の事由が発生したとき。
- (2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃、その他名目の如何を問わず第三者をして使用同居させた場合、乙が他の債務により破産宣告や強制執行を受けた時、株券譲渡、商号、役員変更等による場合。
- (3) 本件建物が消失又は大破した場合、甲に連絡もなく本物件を2ヶ月以上使用しない時。

第9条 乙又は乙の継承人が本物件を明け渡すときは賃借成立当時の原状に復すべきこと。

第10条 乙は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた場合は、その状況により損害賠償をしなければならない。

第11条 双方の都合により本契約を解除する時は、乙に於いては1ヶ月前、甲に於いては6ヶ月前に互いに通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に物件を明け渡し、立ち退き料又は

- 第12条 乙は転出の場合、ガス、水道、電気の各料金は転出当日までに使用した使用料金を確実に支払し、その証明書或いは領収書を甲に提出すること。
- 第13条 連帯保証人（丙）は甲に対し、本契約に基づく乙の甲に対する債務のすべてにつき連帯保証する。本契約が更新せられたときは、更新後における乙の甲に対する債務についても同様とする。
- 第14条 本契約に関し紛争を生じたる場合は、双方共民法の法規に準ずるものなるべく道義的に解決すること。万一訴訟等が生じたときは、甲の住所地内の裁判所にすることを双方合意した。

特約条項

1. 乙は近隣の迷惑となる行為、特に騒音（酔客、音楽）、臭気、車輛の駐車、排水等に注意すること。
2. 本件賃貸借契約の解除については、本文第8条による規定の他、下記の条件に適合した場合、甲は何等の通知・催告を要せず本契約を解除し、乙に対して明け渡しを要求することができる。
 - (1) 乙が甲に無断で2ヶ月以上本物件の使用を休止したり、1ヶ月以上行方不明になったとき。
この項目は乙が賃借料を支払っている場合でも適用されるものとする。
 - (2) 名目の如何を問わず乙が暴力団と関係をもった場合、並びに組員が一般客に迷惑をかけた
り、又はかける恐れのある場合。
 - ~~(3) 賃借物件の転賃、第三者との共同使用、営業の委託、その他名目の如何を問わず事実上他人をして使用同居させた場合。~~
 - (4) 甲の同意なく賃貸物件の用途の変更をした場合、たとえば第7条の内容以外に使用した時。
3. 本文第9条の原状に復すとは、乙の費用にて本件建物の外部（入口、看板、テント等）、内部（内装、什器、備品、カウンター等）を取り払うことをいう。

ヤチヨコシステム専用 SFCリース契約書

No1184 (23.10改)

※お客様がお申込みになる会社名
貸借人(乙) シャープファイナンス(株)

〒102-0083 東京都千代田区御所町5丁目1番地1
リースについての説明書と併せてお送りします。TEL:0570-003338

① 新規② 機種変更 ③ 増設
申込年月日 2024.4.20 2024.3.12
契約年月日 2024.4.20 2024.3.12

所在地 フリガナ 072-988-2000
E-mail
法人 代表者名 法人 代表者名
法人 代表者名 法人 代表者名
法人 代表者名 法人 代表者名
法人 代表者名 法人 代表者名

フリガナ
お勤め先 名称・所属・役職
ご自宅
所在地
お勤め先 名称・所属・役職
ご自宅
所在地

フリガナ
お勤め先 名称・所属・役職
ご自宅
所在地
お勤め先 名称・所属・役職
ご自宅
所在地

お支払口座
銀行・信用金庫
借入組合・農協
預金種別 口座番号
1. 普通(総合口座) 2. 当座
名義人(金融機関のお届けを順通りにご記入ください。)

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。
4枚目に金融機関のお届け印を押印してください。

商品名 メーカー名 機種名 台数
1 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12
2 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12
3 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12
4 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12
5 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12
6 リース開始日 2024.4.20 2024.3.12

リース期間 リース開始日から 60ヶ月
リース開始予定日 2024.4.20 2024.3.12
リース開始日 2024.4.20 2024.3.12

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

リース料 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払月 第1回目 2024.4.20 2024.3.12
第2回目 2024.4.20 2024.3.12
支払日 毎月3日 支払方法 口座振替・銀行振込

事務所費請求内訳

(2025/令和7年 4 月分)
名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	3,753	3/19~3/20 3AB
	ガス代	肉栓	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,872	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		84,625	
請求額(a*1/3)		28,208	

書籍名	金額
合計	
請求額	

電気料金振込票 お振込人		電気料金振込受領証(兼請求書)		
坂田 清人 様 お客さま番号		2月 19日 ~ 3月 20日		7 年 3 月分 3,753 円
2月 19日 ~ 3月 20日		341 円		
契約種		ご使用量(kWh)		ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2
31		145		
31		145		
年月		7 3		
金額		3,753		
収 納 印		37.64 円 506 円		
275955 25.4.03		37.64 円 506 円		
被振込人		お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
関西電力		お支払期限日 4月21日		
(取扱店控え)		本票は、4月30日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。		
大阪料金センター		お支払いただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		
電話番号		0800-777-8810		
関西電力		(お客さま控え)		

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シヤープワァイナンス株式会社

領収内容		金額
領収日	お支払方法 ご契約番号	
2025年	銀行振込	10872
4月 7日		
合計		10872

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
ジャヤブファインانس株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

事務所費請求内訳

(2025/令和7年 5 月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	3,266	3/21 ~ 4/17 40分
	ガス代	円栓	
	水道代	1,337	3/6 ~ 4/3 40分
	電話代	3,646	3/16 ~ 3/15 30分15秒 3/16 ~ 3/15 40分15秒
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,892	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		89,121	
請求額(a*1/3)		29,707	

書籍名	金額
合計	
請求額	

2024 ^(令和6) 年			
家賃金領収之通			
第	号	塩田清人殿	

領収印鑑		此通帳付込期限 2025 ^(令和7) 年 5月迄 満了	
約定金目金		七千円 定	
28 10 日 月	11 月分受取	26 4 日 月	5 月分受取
28 9 日 月	10 月分受取	26 3 日 月	4 月分受取
24 8 日 月	9 月分受取	25 2 日 月	3 月分受取
27 7 日 月	8 月分受取	25 1 日 月	2 月分受取
28 6 日 月	7 月分受取	23 12 日 月	1 月分受取
25 5 日 月	6 月分受取	26 11 日 月	12 月分受取

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)
おなまえ 塩田 清人 様				7 年 4 月分
お支払 日	口座 番号	ご請求金額	3,266 円	
お支払 期間	3月21日～ 4月17日	電気料金内訳(円)	296 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2	
31	123	-	2	
燃料費戻金		+115.68 円		
電気料金振込額		429 円		
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 5 月 19日 金融機関振込期限日 5 月 19日 本票は、6 月 1 日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え) 振込先 関西電力				

東大阪市水道料金 納入通知書兼領収証書			
お客様番号	[masked]		
水検番号	[masked]		
使用場所	東大阪市西石切町1丁目11-2		
使用者名	シオタ キコト 様		
使用期間	令和07年02月06日～令和07年04月03日分		
調定年月	令和07年04月	82253	
戸数(戸)	家: *****	業: *****	事: *****
用途	家事用		
水道使用量	1 m ³		
下水道使用量	***** m ³		
水道料金	1,337 円 (税別10%35消費税)		
下水道使用料	***** 円 (税率 ** 35消費税)		
請求金額	1,337 円		
便利な口座振替制度をご利用ください。(裏面参照)			
※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。 下記納期限までに納入してください。 東大阪市上下水道事業管理者 東大阪市水道事業 14-8000-2000-3000 発行日 令和07年05月15日 納期限 令和07年05月31日 上記の金額を領収しました。 取りまとめ局 〒570-0194 大阪府金沢市センター(19) 口座番号: 00000-0-000010 加入者名 東大阪市上下水道事業管理者 この領収証は、領収金振込額の請求印又は現金振込額の訂正印のみを証明するものではありません。私達の記録にのみ有効です。大切に保管してください。お問い合わせ窓口は、別紙に記載しております。 領収日付印 収入印紙不要 ▶ 領収金振込 振込先 東大阪市水道事業			

請求書 (西日本ご利用分)

579-8013
東大阪市西石切町1丁目11-2

塩田 清人 様

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2025年 5月 1日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLCC森の雪ビル6F
社用コード

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ



04601

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
072-988-2000	2025 年 4 月ご請求分	3,646円	2025 年 5 月 15 日 (木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

3,646円 うち消費税等

ご請求額合計

3,646円

331円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回納まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともと割、Web光もつともと割、どんと割、どんとと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

塩田 清人 様

お客様番号

2025 年 4 月ご請求分

金額(円)

¥3,646-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

取 入 印 帳 貼 付 欄

(金銭振替・C/S用)→お客様

シヤワーブファインサンス株式会社

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	金 額	円
2025年 5月13日	銀行振込	10872	

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

事務所費請求内訳

(2025/令和7年 6 月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	4,091	4/18 ~ 5/20 503
		3,868	5/21 ~ 6/17 603
	ガス代	南栓	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,872	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		88,831	
請求額(a*1/3)		29,610	

書籍名	金額
合計	
請求額	

6A6

2025 ^年			
通之收領金貸家			
第 号		塩田清人殿	

		領收印鑑		此通帳付込期限 満了年 5月迄 2025年 6月31日	
利息定率月金				七万円 定	
25 日 月 10	28 日 月 9	24 日 月 8	26 日 月 7	27 日 月 6	24 日 月 5
11 月金受取	10 月金受取	9 月金受取	8 月金受取	7 月金受取	6 月金受取

事務所関係諸費・領収書

2025 年度(R7)

6 月分

電気料金振込票		電気料金振込受領証(兼請求書)	
お振込人		おなまえ	
塩田 清人 様		塩田 清人 様	
お客さま番号		ご請求金額	
[REDACTED]		4,091 円	
ご使用期間		ご使用場所	
4月18日～ 5月20日		東大阪市西石切町1丁目11-2	
ご使用量(kWh)		電気料金内訳(円)	
31 142		-	
燃料費調整額		+318.14 円	
再エネ促進賦課金		565 円	
金額		371 円	
年月 7 5		収入印	
金額 4,091		275955	
25.6.05		25.6.05	
被振込人		お支払いの便利なお支払方法・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。	
関西電力		お支払期限日 6月20日 金融機関受取期限日 6月20日	
(取扱店控え)		本票は、7月2日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。	
		お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。	
		大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810	
		振込人 関西電力	

電気料金振込票		電気料金振込受領証(兼請求書)	
お振込人		おなまえ	
塩田 清人 様		塩田 清人 様	
お客さま番号		ご請求金額	
[REDACTED]		3,868 円	
ご使用期間		ご使用場所	
5月21日～ 6月17日		東大阪市西石切町1丁目11-2	
ご使用量(kWh)		電気料金内訳(円)	
31 185		-	
燃料費調整額		+302.46 円	
再エネ促進賦課金		537 円	
金額		351 円	
年月 7 6		収入印	
金額 3,868		275955	
25.6.30		25.6.30	
被振込人		お支払いの便利なお支払方法・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。	
関西電力		お支払期限日 7月18日 金融機関受取期限日 7月18日	
(取扱店控え)		本票は、7月30日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。	
		お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。	
		大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810	
		振込人 関西電力	

SHARP

領收証

領收証番号

発行日: 2025年 6月10日

日本共産党 塩田清人事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上で査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

¥10,872

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

納告税紙紙印
東きにつに
済認承署務税

※リース・利払取引のインボイス（送付請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

平102-0083

東京都千代田区豊町5丁目1番地1
住友不動産麹町方一丁目1番地1

シヤーマーフアインダンス株式会社

[illegible]

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シヤープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

事務所費請求内訳

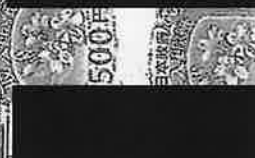
(2025/令和7年 7 月分)

名前 堀田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	(1/6に請求)
水光熱費	電気代	6,350	4/18 - 7/16 09/2 (7月分請求の2/3に請求) 1058
	ガス代	円栓	
	水道代	1,337	4/4 ~ 6/5 6月請求 (7月分請求) 445 (7月分請求) 1/3に請求
	電話代	3,585	4/16 ~ 5/15 1,811 5/16 ~ 6/15 1,774 16月分請求 (7月分請求) 1195 (7月分請求) 1/3に請求
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,872	7月分請求の2/3に請求 1,812 (1/6に請求)
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		92,144	
請求額(a*1/3)	7月分請求の家賃、電気代、水道代、電話代 (7月分請求) 1/3に請求	15,756 16,176	

書籍名	金額
合計	
請求額	

2025 ^年			
家賃金領収之通			
第 号		塩田清人殿	

		領収印鑑	此通帳付込期限 昭和25年 6月31日 昭和25年 5月迄 満了之年	
総定金		750円 定		
25 10 日 月	11 月分受取		5 月分受取	
28 9 日 月	10 月分受取		4 月分受取	
24 8 日 月	9 月分受取		3 月分受取	
26 7 日 月	8 月分受取		2 月分受取	
29 6 日 月	7 月分受取		1 月分受取	
24 5 日 月	6 月分受取		12 月分受取	

事務所関係諸費・領収書

2025 年度(R7)

7 月分

電気料金振込受領証(兼請求書)			
いつもご利用いただきありがとうございます。			
おなまえ 塩田 清人 様		7 年 7 月分	
ご請求金額 6,350 円			
ご使用期間 6月18日～7月16日		577 円	
契種 31	ご使用量(kWh) 213	電気料金内訳(円) -	ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2
燃料費調整額 +477.18 円			
再エネ促進減価額 847 円			
お支払いには便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。			
お支払期限日 8 月 18日 金融機関振込期限日 8 月 18日			
本票は、8 月 31 日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。			
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。			
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810		収入印紙不要 (お客さま控え)	

東大阪市水道料金 納入通知書兼領収証書	
お客様番号	
水栓番号	
使用場所	東大阪市西石切町1丁目11-2
使用人名	シオタ キコヒト 様
使用期間	令和07年04月04日～令和07年06月05日分
課定年月	令和07年06月 82675
戸数(戸)	単: ***** 複: ***** 事: *****
用途	家事用
水道使用量	2 m ³
下水道使用量	***** m ³
水道料金	1,337 円 (税率10%・55割増)
下水道使用料	***** 円 (税率 ** 55割増)
請求金額	1,337 円
便利な口座振替制度をご利用ください。(裏面参照)	
※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。下記納期限までに納入してください。	
東大阪市上下水道事業管理者 東大阪市水道事業 14-8000-2000-3000	
発行日	令和07年07月15日
納期限	令和07年07月31日
上記の金額を領収しました。	
取りよせ先	〒590-8700 大阪府会事務センター(2F)
口座番号	00930 0-000048
納入者名	東大阪市上下水道事業管理者
この領収証は、東大阪市の水道料金にのみ有効です。また、領収証の写しを提出する場合は、領収証の写しを提出する必要があります。	
領収証は、お支払の領収証にのみ有効です。お支払の領収証は、領収証の写しを提出する必要があります。	
お支払いの領収証は、領収証の写しを提出する必要があります。	
収入印紙不要	

事務所関係諸費・領収書

2025 年度(R7)

7 月分

請求書 (西日本ご利用分)

579-8013
東大阪市西石切町1丁目11-2

塩田 清人 様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分ご請求先氏名
塩田 清人 様

お登録番号

2025年 6月ご請求分

金額(円)

¥3,585-

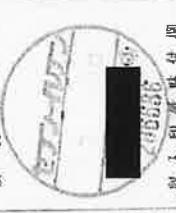
受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収書 附 印

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お登録NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2025年 7月 1日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536

-0025

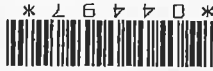
大阪府城東区森之宮1-6

社用コード

811000010

25060610J

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



04546

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。

お 客 様 電 話 番 号 等 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
072-988-2000	2025年 6月ご請求分	3,585円	2025年 7月 15日 (火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名:NTTファイナンス株式会社 (登録番号:T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 3,585円 うち消費税等

ご請求額合計 3,585円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスが解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

シヤープファインズ株式会社

[illegible]

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シヤープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

事務所費請求内訳

(2025/令和7年

8 月分)

名前 塩田 清人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	170000	
水光熱費	電気代		領収書の紛失のため 請求せず
	ガス代	円全	
	水道代		
	電話代		
リース・ 使用料等	コピーリース料等		電気代、電話代、水道代、 コピーリース代、領収書の紛失 のため請求せず
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		70,000	
請求額(a*1/3)		23,333	

書籍名	金額
合計	
請求額	

2025 ^年			
家賃金領収之通			
第	号	座田清人殿	

 		領収印鑑	此通帳付込期限 2025 ^年 5月迄 満了 ^年	
終止金 7万円 定				
25 10 日 月	11 月金受取			5 月金受取
28 9 日 月	10 月金受取			4 月金受取
24 8 日 月	9 月金受取			3 月金受取
26 7 日 月	8 月金受取			2 月金受取
29 6 日 月	7 月金受取			1 月金受取
24 5 日 月	6 月金受取			12 月金受取

事務所費請求内訳

(2025/令和7年

9 月分)
名前 塩田 靖人

項目	内訳	金額	備考
家賃	事務所家賃	70,000	
水光熱費	電気代	6,969	7/17~8/20 888 (788年 6/20付)
	ガス代	雨栓	
	水道代		
	電話代	4,584 (1/6 764)	6/16~7/15 1847, 7/16~8/15 1,552 (788年 6/20付)
リース・ 使用料等	コピーリース料等	10,872	
	コピーリースカウンタ		
	ネット利用料		
備品・他	事務所備品代等		
事務所費合計(a)		92,425	
請求額(a*1/3)		28,882	

書籍名	金額
合計	
請求額	

2025 ^{甲子} 年			
第 号		塩田清人殿	
家賃金額收之通			

 		領收印鑑	此通帳付込期限 2025(甲子)年 5月迄 満了年	
総定金 七万円 定				
25 10 日 月	11 月分受取		日 月	5 月分受取
28 9 日 月	10 月分受取		日 月	4 月分受取
24 8 日 月	9 月分受取		日 月	3 月分受取
26 7 日 月	8 月分受取		日 月	2 月分受取
29 6 日 月	7 月分受取		日 月	1 月分受取
24 5 日 月	6 月分受取		日 月	12 月分受取

事務所関係諸費・領収書 2025 年度(R7) 9 月分

電気料金振込票 お振込人 塩田 清人 様 お客さま番号 日 月 年 分 号		電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。 お 名 前 塩田 清人 様 7 年 8 月分 お客さま 日 月 年 分 号 ご 請 求 金 額 6,969 円 ご 使 用 期 間 7月17日～ 8月20日 電気料金内訳(円) 633 円 契 種 31 ご使用量(kWh) 248 電気料金内訳(円) - ご使用場所 東大阪市西石切町1丁目11-2 年月 7 8 金額 6,969	
収 納 印  被振込人 関西電力 (取扱店控え)		燃料費調整額 +59.58 円 再エネルギー促進税額 987 円 お支払いの便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 9 月 22 日 金融機関取扱期限日 9 月 22 日 本票は、10月 2日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 被振込人 関西電力	
収 納 印  収入印紙不要 (お客さま控え)			

事務所関係諸費・領収書

2025 年度(R7)

9 月分

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分ご請求先氏名
堀田 清人 様

お客様番号

2025年 8月ご請求分

金額(円)

¥4,584-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日 期 印

記入印・蔵・電・付・印
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

579-8013

東大阪市西石切町1丁目11-2

堀田 清人 様

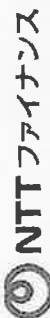
郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



03473



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 9月 1日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536

-0025 大阪市城東区森之宮1-6

社用コード -111 NLC森の宮ビル6F

61 000000 10

25080610J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分で確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
072-988-2000	2025 年 8月ご請求分	4,584円	2025 年 9月 16日 (火)

お 知 ら せ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 4,584円 うち消費税等

ご請求額合計 4,584円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、ゾーンと割、ゾーンと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*** NTT西日本副請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しております。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シヤープアライナンス株式会社

[illegible]

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シヤープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

領収書貼付用紙		No.	28
支出内容	長岡事務所費(4-9月分)		按分率 45.63%
総経費	515,458円	政務活動費 計上額 235,184円	
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 按分率については、基本的に1/2を政務活動費として請求。ただし、7月の参議院選挙時、告示期間後は選挙事務所として活用しているため1/4として請求。そのため、按分率については政務活動計上額／総経費で算出するため、50%にはなっていません。			
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。			

様式第14（第6条第3項関係）

（事務所費用）

事務所届

2025年4月1日

会派名と議員名

日本共産党東大阪市会議員団 長岡嘉一

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 高井田元町 1-9-33		
延床面積	54.7㎡	賃借料① (月額)	66,000円(税込み)
電話番号	有 (06 - 6784 - 7252) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらない場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間②	2025年4月1日 ~ 2026年 3月31日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ 写真（外観及び応接スペース） 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (50) % + その他の活動 (50) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 66,000円 (月額) × 10ヶ月 × 50% + 66,000円 × 2ヶ月 × 25%		363,000円 (年間)
按分率の根拠	事務所の2階部分を政務活動用のスペースとして計上するため家賃の50%。 但し7月、1月は参院選と総選挙で選挙活動として活用したため、通常の按分のさらに半分として計上		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

No. 北陸4車目

証 收 領

氏世事務所

長岡 嘉 一 様

2 年用

2023 年 10 月

日 発行

領収	自2023年10月 日										
印鑑	至2025年9月 日										
<table border="1"><tr><td>(1ヶ月)</td><td>管理費</td></tr><tr><td>賃料等 66,000.-</td><td>共益費</td></tr><tr><td>内消費税</td><td>雑費</td></tr><tr><td>管理他等 6,000.-</td><td>駐車料</td></tr><tr><td></td><td>その他</td></tr></table>		(1ヶ月)	管理費	賃料等 66,000.-	共益費	内消費税	雑費	管理他等 6,000.-	駐車料		その他
(1ヶ月)	管理費										
賃料等 66,000.-	共益費										
内消費税	雑費										
管理他等 6,000.-	駐車料										
	その他										
備考 この領収証は金銭受授のときに最も必要なものであり、 又二年間通用致しますので大切に保管して下さい。											

2024年 10月分	2024年9月27日 受取りました	領収印	
2024年 11月分	2024年10月26日 受取りました		
2024年 12月分	2024年11月26日 受取りました		
2025年 1月分	2024年12月26日 受取りました		

2025年 2月分	2025年1月24日 受取りました		
2025年 3月分	2025年2月25日 受取りました		
2025年 4月分	2025年3月25日 受取りました		
2025年 5月分	2025年4月25日 受取りました		

7年 6月分	7年5月24日 受取りました	領収印	
7年 7月分	7年6月27日 受取りました		
7年 8月分	7年7月25日 受取りました		
7年 9月分	7年8月25日 受取りました		

領 収

自 2025 年 10 月 日

印 鑑

至 2027 年 9 月 日

(1ヶ月)

賃 料 等 66,000-

内 消費税
管理費等

6,000-

管理費

共益費

雑 費

駐車料

その他

備 考 この領収証は金銭受授のときに最も必要なものであり、
又二年間通用致しますので大切に保管して下さい。

契 約 事 項

1.

1. 敷金・保証金の有無にかかわらず翌月分を毎月
日限りこの領収証と共に間違いなく持参
することを約束願います。

貸主又は
管 理 人

2025年 10月分	2025年9月29日 受取りました	領収印	
2025年 11月分	2025年10月25日 受取りました		
2025年 12月分	2025年11月29日 受取りました		
年 月分	年 月 日 受取りました	領収印	



貸借契約書

借主

長岡嘉一

様

令和5年10月16 日

取引業者名

大柵商事

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 様（以下「甲」という。）と借主 長岡嘉一 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	■氏貸事務所 2階建北より4軒自東向			階	号室
	所在地	(住居表示) 大阪府東大阪市高井田元町1丁目 9番33号				
		(登 記 簿)				
	構 造	木造 / 瓦ぶき / 2階建 / 全 () 戸				
	種 類	戸建		新築年月	年 月	
面 積	約54, 7㎡					
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市政相談事務所開設

頭書(3) 契約期間

令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで(2年間)

目的物件の引渡し時期

年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 60,000円 (別途消費税相当額 6,000円) 消費税率 10%	賃貸保証料	保証料等 59,400円(更新無)
その他の条件		電気・ガス・水道は乙の負担です。	
貸与する鍵	鍵No		
	本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 66,000円(別途消費税相当額 6,000円) 消費税率 10%	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の支払方法	☐ 振 込	振込先金融機関名： 預金： 普通 当座 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者： 借主	
	☒ 持 参	持 参 先	貸主様へご持参下さい。
	☐ 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者：

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者登録番号	
管 理 業 者	商号又は名称	
所 在 地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管 理 担 当 者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	1,584,000円	
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	K-net株式会社	
		主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号 富士信3F	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 (1) 第3号	

頭書(8) 更新に関する事項

契約条項第2条第2項参照

頭書(9) 特約事項

- 1, 万一、明渡しの際は月の日割り計算はしないものとする。
- 2, 本契約に於いて6ヵ月未満の解約については、家賃の2ヵ月分を1年未満の解約については、家賃の1ヵ月分を違約金として、支払って頂きます。
- 3, トイレにはトイレ専用の紙以外は流さないで下さい。それ以外の物で万一、詰まった場合は高額の実費請求の恐れがあります。
- 4, 退去時に煙草のヤニ・臭い等黄ばみが著しくある場合、クロスの張替え及び設備機器の交換をお願い致します。
- 5, バイクの駐車は禁止です。
- 6, キッチン・ベランダの各排水口は月1回程度ごみの清掃をして下さい。
- 7, 火災保険は乙が契約し、そのコピーを甲に渡すものとする。

8, エアコンについては、前入居者の残置物があり、修理は乙において下さい。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2028 年10月16日

甲・貸主	氏名	
	住所	

乙・借主	氏名	長岡 嘉一
	住所	東大阪市

丙・連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	1,584,000円

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	東大阪市永和一丁目9番8号	主たる事務所所在地	
	商号又は名称	大樹商事	商号又は名称	
	代表者の氏名	榊岡洋子	代表者の氏名	
	免許証番号	大阪府知事(8)第41634号	免許証番号	()第 号
宅地建物取引士	氏名	榊岡洋子	氏名	
	登録番号	大阪 第022552号	登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名	大樹商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	東大阪市永和一丁目9番8号 TEL 06-6723-3289	事務所所在地 TEL	TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B)** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条** 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して³字抹消³字記入 1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から³字抹消³字記入 1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して³字抹消³字記入 1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の可否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



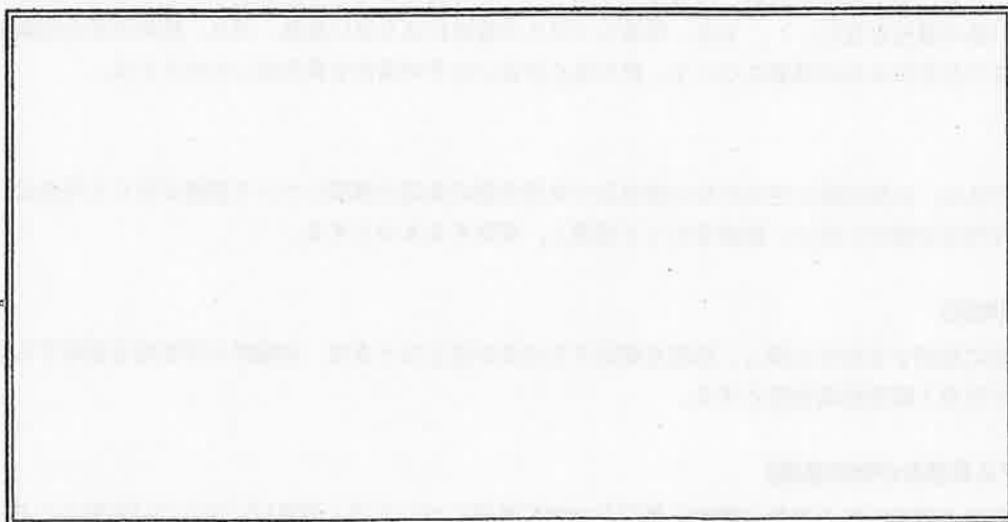
このハトマークは全宅連系47都道府県宅建協会会員のシンボルマークです。

2羽の鳩は、「お客様と私どもの信頼と繁栄」を意味しています。

また、使用されています3つの色については、

赤は“太陽”を、緑は“大地”を、

そして白は“公正”を表しています。



政務活動費(事務所費)請求用紙

4月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃	5月	66,000	
電気代			—
ガス代			
水道代			
電話代	4月	7045 7214	2/11-4/10(7252) 2/11-4/10(7253)
インターネット利用料			
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		80,259	
うち、政務活動費分		40,129	



NTTファイナンス (NTT西日
本

2025/04/30 20:02 決済

決済金額

7,045円

d払い残高

7,045円

獲得dポイント合計

0P

ご利用状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額
のご案内と異なる場合やご利用金額へ反映されるまでに時間がか
かる場合があります。

決済状態

完了

決済番号

支払い方法

d払い残高

決済種別

d払い（バーコード）



NTTファイナンス (NTT西日
本

2025/04/30 20:01 決済

決済金額

7,214円

d払い残高

7,214円

獲得dポイント合計

0P

ご利用状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額
のご案内と異なる場合やご利用金額へ反映されるまでに時間がか
かる場合があります。

決済状態

完了

決済番号

支払い方法

d払い残高

決済種別

d払い（バーコード）

大阪ガス 大阪ガス

2025年4月22日 20時12分

3,558円

支払い完了

Figure 1

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 4月25日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550（無料）
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード 61 000000 1 0 25040510.1

09489

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1/ 2ペ-

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
06-6784-7252 [REDACTED]	2025 年 4 月ご請求分	7,045 円	2025 年 5 月 12 日 (月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）

10%対象請求額(税込)

7,045円　うち消費税等

640円

②請求額合計

7,045円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ

フレッツ光の割引サービス（光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

* N T T西日本請求額のうち、料金回収代行分はN T Tファイナンスへ請求事務を委託しています。

1.下の部分を切り取り、当社指定のコピー機・コンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ持込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受付
西日本ご利用分

72 | NTTファイナンス株式会社 払込取扱票



通寶林站附近
伊人 200 册

口座記号 番号	[REDACTED]	金額	7,045 円
振替口座 番号	56102	お振替 番号	[REDACTED]
請求 年月	2025 年 4 月に請求分		左上の口座記号番号への振込以外の 「お支払方法」(裏面)でお支払下さい。

NTTファイナンス株式会社

7,045 10

ご請求先氏名
長岡 嘉一

客棧號

2025年 4月ご請求

金額(円)

¥7.045

受取人

NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)

0800-333555

附 日 收 領

收入印紙貼付

この調剤料は、大切に保存してください。(金融機関・CVS店等保管)

(金融機関・CVS用)→

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

06-6784-7252

請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252		3月分	
◇NTT西日本ご利用分			
2,856	2,500	回線使用料 (基本料) (事務用) 2月11日～ 3月10日	合 算
	60	屋内配線使用料 2月11日～ 3月10日	合 算
	34	ダイヤル通話料 2月11日～ 3月10日。なお前月分は187円でした。	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。	合 算
	259	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	2,856	(小計)	
4,189	2,500	4月分	
◇NTT西日本ご利用分			
	60	回線使用料 (基本料) (事務用) 3月11日～ 4月10日	合 算
	102	屋内配線使用料 3月11日～ 4月10日	合 算
		ダイヤル通話料 3月11日～ 4月10日。なお前月分は34円でした。	合 算
	144	携帯電話等への通話料 3月11日～ 4月10日。なお前月分は0円でした。	合 算
	1,000	工事料	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。	合 算
	380	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	4,189	(小計)	
◇合計	7,045	合計	2か月分のご請求額です。

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

、お支払期限が過
場。当社指定の
払方法にて至急お
いください。なお、
支払期限後コンビニ
ストアでのお支
がでなくなる場
ございます。

お支払期限後、金
額、ゆうちょ銀
郵便局でお支払
なられた場合
お問い合わせ
までご連絡をお願
います。)

、お支払い期限後
払われた場合、最
14.5% (NTTドコ
個別信用購入あっ
契約及び割賦販売
は法定利率) の割
計算した延滞利息
1算させていただきます。
があります。

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参
のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

<店頭窓口>

・コンビニエンスストア
・信用金庫
・労働金庫
・協同
・銀行
・信用組合
・農協
・商工中金
・農協
・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>

Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>

下記のスマートフォンアプリでお支払いいた
できます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレ

金融機関様 (ゆうちょ銀行・郵便局を除く)

お支払期限後に収納された場合は表面
の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚れたり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の海外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおと、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。

※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)
この場所には何も記載しないでください。

(全形形四: CVC四) + 子

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6784-7253	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7253			
◇NTT西日本ご利用分			
2,884	2,500	3月分	
	60	回線使用料〈基本料〉(事務用)	2月11日～ 3月10日 合 算
	59	屋内配線使用料	2月11日～ 3月10日 合 算
	3	ダイヤル通話料	2月11日～ 3月10日。なお前月分は408円でした。 合 算
	262	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	2,884	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
		(小計)	
◇NTT西日本ご利用分			
4,330	2,500	4月分	
	333	回線使用料〈基本料〉(事務用)	3月11日～ 4月10日 合 算
	60	回線使用料〈基本料〉(事務用) [日割]	4月11日～ 4月14日 合 算
	8	屋内配線使用料	3月11日～ 4月10日 合 算
	33	屋内配線使用料 [日割]	3月11日～ 4月15日。なお前月分は59円でした。 合 算
	1,000	ダイヤル通話料	3月11日～ 4月15日。なお前月分は59円でした。 合 算
	3	工事料	合 算
	393	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	4,330	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
		(小計)	
◇合計	7,214	合計	2か月分のご請求額です。

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

、ご支払期限が過
場、当社指定の
払方法にて至急お
いください。なお、
払期限後コンビニ
ストアでのお支
ができなくなる場
ございます。
定払期限後、金
網、ゆうちょ銀
郵便局でお支払
なされた場合
返金の対応を
でご連絡をお願い
ます。)

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参
のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

<店頭窓口>

- ・コンビニエンスストア
- ・信用金庫
- ・労働金庫
- ・漁協
- ・信用組合
- ・農林中金
- ・郵便局
- ・銀行
- ・商工中金
- ・農協
- ・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>

Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>

下記のスマートフォンアプリでお支払いいた
できます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレ
ジ

金融機関様(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)

お支払期限後に収納された場合は表面
の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、
折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機
付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員
にお預けになるときは、引
換えに預り証を必ず受け
取りください。
- ・ご依頼人様からご提出い
だきました払込密に記載さ
れたおと、おなまえ等
は、加入者様に通知する場
合があります。
- ・この受領証は、払込みの
証拠となるものですから大
切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上
貼 付

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンス
ストアでお支払いいただけます。

コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。

※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意
ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

この場所には何も記載しないでください。

政務活動費(事務所費)請求用紙

5月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃		66,000	6月分家賃
電気代	5月	3512	5/23支払い 4/14-5/15
ガス代			
水道代		2599	5月19日 2/4-4/1
電話代			
インターネット利用料	4月	5995	4/30請求分
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		78,106	
うち、政務活動費分		39,053	

東大阪市（上下水道料金）に支払い

2025年5月19日 17時44分54秒

2,599 円

支払い完了

詳細を見る ▼



あなたの木を育てよう >

年間約10,000本の木を植樹しよう

電子請求書払いに変更して、

紙の請求書を

廃止してあなたの時間を節約しましょう

詳しく見る

大阪ガス

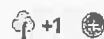
大阪ガスに支払い

2025年5月23日 12時30分50秒

3,512 円

支払い完了

詳細を見る ▼



あなたの木を育てよう >

年間約10,000本の木を植樹しよう

電子請求書払いに変更して、

紙の請求書を

廃止してあなたの時間を節約しましょう

詳しく見る

④ 東大阪市水道料金等収納通知書

お客様番号 様

決定年月	令和7年04月	使用期間	令和7年02月04日～令和7年04月01日
用途	家事用	口径	13mm
水道使用量	3 ³	水道料金	1,337円
下水道使用量	3 ³	下水道使用料	1,262円
請求金額		(うち消費税	235円)

*三菱UFJ銀行は令和6年4月以降、窓口の取り扱いを終了しています。

CVS収納用



(91)959909-4063392025050700040050

250605-0-002599-7

納期限 令和7年05月31日

上記のとおり徴収しましたので通知します。
(あて先) 東大阪市上下水道事業管理署
東・都市上下水道課出納係(徴収金係)
東大阪市上下水道課出納係(徴収金係)
東・都市上下水道課出納係(徴収金係)
東・都市上下水道課出納係(徴収金係)

取りまとめ局 大分県立中央病院センター(株)
口座番号 00230-0760046
加入者 東大阪市上下水道事業管理署

取扱店 取りまとめ局 東大阪市上下水道局管理
CVS収納用

④ 東大阪市水道料金等 納入書 (原簿)

お客様番号 様

決定年月	令和7年04月	使用期間	令和7年02月04日～令和7年04月01日
用途	家事用	口径	13mm
水道使用量	3 ³	水道料金	1,337円
下水道使用量	3 ³	下水道使用料	1,262円
請求金額		(うち消費税	235円)

納期限 令和7年05月31日

上記のとおり納入します。

取りまとめ局 大分県立中央病院センター(株)
口座番号 00230-0760046
加入者 東大阪市上下水道事業管理署

領収日付印

取扱店 取りまとめ局 東大阪市上下水道局管理
CVS収納用

④ 東大阪市水道料金等 納入書 (原簿)

お客様番号 様

決定年月	令和7年04月	使用期間	令和7年02月04日～令和7年04月01日
用途	家事用	口径	13mm
水道使用量	3 ³	水道料金	1,337円
下水道使用量	3 ³	下水道使用料	1,262円
請求金額		(うち消費税	235円)

納期限 令和7年05月31日

上記のとおり納入します。

取りまとめ局 大分県立中央病院センター(株)
口座番号 00230-0760046
加入者 東大阪市上下水道事業管理署

領収日付印

取扱店 取りまとめ局 東大阪市上下水道局管理
CVS収納用

請求書

長岡 嘉一 様

(お客様番号:)

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
インボイス登録番号 T8010701005322



2025年 5 月度 請求金額	5,995 円	(a)+(b)+(c)
-----------------	---------	-------------

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の定めによる

1. 2025 年 5 月度 新規請求額

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	5,450 円	545 円	5,995 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			5,995 円

(a)

2. 2025 年 5 月度 前払い金額 (ポイント利用など)

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	0 円	0 円	0 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			0 円

(b)

3. 繰越請求

繰越請求の合計	0 円
---------	-----

(c)

<お知らせ>

ポイントで全額お支払いいただいたサービスについて税計算の都合で差額が発生する場合があります。
多くいただいている場合 : ポイント返却いたします。
少なくいただいている場合 : 差額を減額し、ご請求いたします。

請求書（明細）

＜税の取扱 欄について＞

課税対象外：消費税法上の非課税・不課税のご請求。

譲渡/回収代行：弊社が債権を譲り受けている、または回収代行しているご請求。
該当サービスのインボイスはサービスの提供事業者にてご確認ください。

割賦：初回請求時に税計算を行った合計金額を月々の請求と合わせてご請求。
初回請求時のインボイスはマイページの「毎月のご請求以外のインボイス一覧」にてご確認ください
いただけます。

1. 新規請求				
取引年月日	取引の内容	ご利用アカウント	税の取扱	本体価格
2025/4/30	So-net光 M 戸建 西日本	takaيدا0504@xa3	10%	5,450 円
2025/4/30	So-net 安心サポート	takaيدا0504@xa3	10%	300 円
2025/4/30	「So-net 安心サポート」月額基本料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-300 円
2025/4/30	So-net 安心サポートプラスセット割	takaيدا0504@xa3	10%	-50 円
2025/4/30	So-net 暮らしのお守り ワイド	takaيدا0504@xa3	10%	450 円
2025/4/30	「So-net 暮らしのお守り ワイド」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-450 円
2025/4/30	バレットライフ for So-net	takaيدا0504@xa3	10%	500 円
2025/4/30	「バレットライフ for So-net」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-500 円
2025/4/30	Benefit Station for So-net	takaيدا0504@xa3	10%	500 円
2025/4/30	「Benefit Station for So-net」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-500 円
2025/4/30	So-net v6プラス対応ルーター (WSR-1500AX2L)	takaيدا0504@xa3	10%	600 円
2025/4/30	「So-net v6プラス対応ルーター」レンタル 月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-600 円
2025/4/30	S-SAFE (総合セキュリティソフト)	takaيدا0504@xa3	10%	500 円
2025/4/30	「S-SAFE」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-500 円
2025/4/30	S-SAFE ID Keeper	takaيدا0504@xa3	10%	300 円
2025/4/30	「S-SAFE ID Keeper」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-300 円
2025/4/30	So-net 安心サポートプラスセット割	takaيدا0504@xa3	10%	-50 円
2025/4/30	詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証	takaيدا0504@xa3	10%	600 円
2025/4/30	「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」月額利用料金最大2カ月無料	takaيدا0504@xa3	10%	-600 円
*****	*****	*****	*****	*****
2. 前払金				
なし				
*****	*****	*****	*****	*****
3. 繰越請求	※繰越請求の消費税内訳は初回請求年月の請求書をご確認ください。			
なし				

政務活動費(事務所費)請求用紙

6月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃			参議院選挙のため、別で請求
電気代	6月	3519	5/16-6/12 6/20支払い
ガス代			
水道代	漏水分 還付	-1802 -1234	24/10/2-12/2 24/12/3-25/2/3
電話代		23785	4/11-4/30 6/2支払い
インターネット利用料		5995	5/31請求分
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		30,263	
うち、政務活動費分		15,131	

長岡 嘉一様
発行日 令和07年06月13日
東大阪市上下水道事業管理者
調定更正通知書
日頃は、水道・下水道事業にご協力いただきありがとうございます。
水道料金及び下水道使用料を下記のとおり更正することを通知いたします。

記

受付番号	2025060037	お客様番号	
使用者	長岡 嘉一様		
使用場所	東大阪市高井田元町 1丁目9-33		
決定の理由	漏水減額		

調定年月	令和07年02月	073447
更正前	令和06年12月03日	令和07年02月03日
更正後	令和06年12月03日	令和07年02月03日

種別	用途	戸数				適用税率	
		家共	業務	事業	水道	水道	下水道
更正前	家事用	0戸	0戸	0戸	0戸	10%	10%
更正後	家事用	0戸	0戸	0戸	0戸	10%	10%

種別	更正前		更正後		差 引	
	水量 (m³)	金額 (円)	水量 (m³)	金額 (円)	水量 (m³)	金額 (円)
水道	24 (238)	2,626	19 (170)	1,876	-5 (-69)	-750
下水道	24 (202)	2,230	19 (158)	1,746	-5 (-44)	-484
合計		4,856		3,622		-1,234

※水道料金、下水道使用料には () 内の消費税等相当額が含まれています。

種別	更正前 納付済額 (円)	更正後 請求金額 (円)	差 引 未納金額 (円)	過誤納額 (円)
水道	(2,626)	(1,876)	(*****)	(750)
下水道	(2,230)	(1,746)	(*****)	(484)
合計		4,856	3,622	1,234

※水道料金、下水道使用料には () 内の消費税等相当額が含まれています。
※上記差引合計金額について、別途通知させていただきます。

【下水道使用料の不届申立て及び取消訴訟】

この処分（通知）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（通知を受けた日）の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求めた日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市の被告诉として（東大阪市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ずに提起することができますが、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、提起することができなくなります。

- ①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

下水道使用料に関するご質問は
下水道部サービス推進室 下水道賦課収納課
TEL 06(4309)3251までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

通知内容にご不明な点がございましたらお問い合わせ先までご連絡下さい。よろしくお願いいたします。

水道	東大阪市水道事業	T4-8000-2000-3088
下水道	東大阪市下水道事業	T8-8000-2000-2953

長岡 嘉一様
発行日 令和07年06月13日
東大阪市上下水道事業管理者



調定更正通知書

日頃は、水道・下水道事業にご協力いただきありがとうございます。
水道料金及び下水道使用料を下記のとおり更正することを通知いたします。

記

受付番号	2025060036	お客番号	073509
使用者	長岡 嘉一様		
使用場所	東大阪市高井田元町1丁目9-33		
決定の理由	漏水減額		

調定年月	令和06年12月	073509
更正前	令和06年10月02日	令和06年12月02日
更正後	令和06年10月02日	令和06年12月02日

種別	用途	戸数				適用税率			
		家共	業務	事業		水道	下水道		
更正前	家専用	0戸	0戸	0戸		10%	10%		
更正後	家専用	0戸	0戸	0戸		10%	10%		
更正前	更正前	金額 (円)	水量 (m³)	金額 (円)	水量 (m³)	金額 (円)	金額 (円)	差 引	
	水道	28 (3,269)	21 (297)	21 (2,145)	-7 (195)	-7 (-102)	-1,124 (-102)		
更正後	更正後	28 (2,618)	21 (238)	21 (1,940)	-7 (176)	-678 (-62)	-1,802 (-62)	差 引	
	合計	5,887	4,085				-1,802		

※水道料金、下水道使用料には () 内の消費税等相当額が含まれています。

種別	更正前 納付済額 (円)	更正後 請求金額 (円)	差 引	
			未納金額 (円)	過剰納額 (円)
水道	(3,269)	(2,145)	(1,124)	(102)
下水道	(2,618)	(1,940)	(678)	(62)
合計	5,887	4,085	1,802	

※水道料金、下水道使用料には () 内の消費税等相当額が含まれています。
※上記差引合計金額について、別途通知させていただきます。
【下水道使用料の不届申立て及び取消訴訟】

この処分（通知）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（通知を受けた日）の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。また、この処分の取消しを求めるとは、前記の審査請求に対する裁決を経た後において、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（東大阪市上下水道事業管理者が原告の代表者となります。）提起することができます。なお、次のいずれかから起算して1年を経過した場合は、提起することができません。

①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

下水道使用料に関するご質問は、
下水道部サービス推進室 下水道賦課収納課
TEL 06(4309)3251までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

通知内容にご不明な点がございましたらお問い合わせ先までご連絡
下さい。よろしくお願いいたします。

水道	東大阪市水道事業	T4-8000-2000-3088
下水道	東大阪市下水道事業	T8-8000-2000-2953

×
お支払い完了

大阪ガス株式会社
2025年06月分

2025年06月20日(金) 22時23分

3,519円 ✓

払込番号

📄 スタンプ

詳細へ ▶

スタンプカードクリアで最大10,000Pが当たる！



6/30 まで

キャンペーン期間中は
最大合計11%還元！

※ポイント(100円未満)は100円未満

ENERGY MAX

○ お支払い完了

NTTファイナンス (NTT西日本)

2025年06月02日(月) 18時13分

23,785円 ✓

払込番号

📄 スタンプ

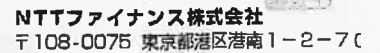
詳細へ ▶

スタンプカードクリアで最大10,000Pが当たる！



NEW 6/30 まで

577-
東大阪市



発行年月日 2025年 5月27日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス（株）
東京都区港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550（無料）
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード XXXXXXXXXXXX
61 000000 1 0 25050510J

郵便区内特別



04292

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（

1/ 2ペ

お 知 ら せ

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。



Pay-easy

長岡 嘉一 様



: 金融機関→NTTファイナンス(CVS本部控)

第一單元 英語語法之求與解
第二單元 英語語法之求與解

NTTファイナンス株式会社

23,785 円

2025 5 6 10

長岡 嘉一 様

0120
874-569

附 日 收 領

收入印紙貼付書

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗受領)

(全點標準・CVS用)→お

請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252 ◇N T T西日本ご利用分	23,785	回線使用料(基本料)(事務用)【日割】 4月11日～ 4月14日	合 算
	333	屋内配線使用料【日割】	合 算
	800	契約料	合 算
	333	ひかり電話ネクスト(基本料) 4月15日～ 4月30日	合 算
	213	ナンバー・ディスプレイ使用料 4月15日～ 4月30日	合 算
	213	複数チャネル使用料 4月15日～ 4月30日	合 算
	53	追加番号使用料 4月15日～ 4月30日	合 算
	72	ひかり電話(通話料) 4月15日～ 4月30日	合 算
	96	ひかり電話(携帯電話等への通話料) 4月15日～ 4月30日	合 算
	100	ひかり電話ネットワーク工事料	合 算
	12,400	ひかり電話お客様宅内工事料	合 算
	6,000	工事料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料他	合 算
	2,162	消費税等相当額(合計)	合 算
◇合計	23,785	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。

電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(N T T東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

、お支払期限が過
場 当社指定の
払方法にて至急お
いください。なお、
払期限後コンビニ
ストアでのお支
いができなくなる場
ございます。

支払期限後、金
額、ゆうちょ銀
、郵便局でお支払
こなられた場合
表面のお問合せ
までご連絡をお願
います。}

、お支払い期限後
に払われた場合、最
多14.5%(NTTドコ
)個別信用購入あっ
、契約及び割賦販売
は法定利率)の割
計算した延滞利息
計算させていただきます。

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参
のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

<店頭窓口>

・コンビニエンスストア
・信用金庫
・労働金庫
・漁協

・銀行
・商工中金
・農協
・郵便局
・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>

Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>

下記のスマートフォンアプリでお支払いいた
できます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレジ

金融機関振替(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)

お支払期限後に収納された場合は表面
の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、
折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機
能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込票を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員
にお預けになるときは、引
換えに預り証を必ずお受け
取りください。
- ご依頼人様からご提出いた
だきました払込票に記載さ
れたおとこ、おなまえ等
は、加入者様に通知する場
合があります。
- この受領証は、払込みの
証拠となるものですから大
切に保管してください。

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンス
ストアでお支払いいただけます。

コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。

※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意
ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

この場所には何も記載しないでください。

請求書

長岡 嘉一 様

(お客様番号:)

ソニーネットワークコミュニケーションズ
インボイス登録番号 T8010701005322



2025年 6月度 請求金額	10,560 円	(a)+(b)+(c)
----------------	----------	-------------

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の定めによる

1. 2025 年 6 月度 新規請求額

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額	
10%合計	9,600 円	960 円	10,560 円	
8%合計	0 円	0 円	0 円	
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円	
課税対象外合計	0 円	—	0 円	
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円	
割賦合計	—	—	0 円	
合 計			10,560 円	(a)

2. 2025 年 6 月度 前払い金額 (ポイント利用など)

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額	
10%合計	0 円	0 円	0 円	
8%合計	0 円	0 円	0 円	
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円	
課税対象外合計	0 円	—	0 円	
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円	
割賦合計	—	—	0 円	
合 計			0 円	(b)

3. 繰越請求

繰越請求の合計	0 円	(c)
---------	-----	-----

<お知らせ>

ポイントで全額お支払いいただいたサービスについて税計算の都合で差額が発生する場合があります。

多くいただいている場合 : ポイント返却いたします。

少なくいただいている場合 : 差額を減額し、ご請求いたします。

請求書（明細）

<税の取扱 欄について>

- 課税対象外 : 消費税法上の非課税・不課税のご請求。
- 譲渡/回収代行 : 弊社が債権を譲り受けている、または回収代行しているご請求。
該当サービスのインボイスはサービスの提供事業者にてご確認ください。
- 割賦 : 初回請求時に税計算を行った合計金額を月々の請求と合わせてご請求。
初回請求時のインボイスはマイページの「毎月のご請求以外のインボイス一覧」にてご確認ください
だけです。

1. 新規請求				
取引年月日	取引の内容	ご利用アカウント	税の取扱	本体価格
2025/5/31	So-net光 M 戸建 西日本		10%	5,450 円
2025/5/31	So-net 安心サポート		10%	300 円
2025/5/31	So-net 安心サポートプラスセット割		10%	-50 円
2025/5/31	So-net 暮らしのお守り ワイド		10%	450 円
2025/5/31	パレッドライフ for So-net		10%	500 円
2025/5/31	Benefit Station for So-net		10%	500 円
2025/5/31	So-net v6プラス対応ルーター (WSR-1500AX2L)		10%	600 円
2025/5/31	S-SAFE (総合セキュリティソフト)		10%	500 円
2025/5/31	S-SAFE ID Keeper		10%	300 円
2025/5/31	So-net 安心サポートプラスセット割		10%	-50 円
2025/5/31	So-net 備えて安心 データ復旧		10%	500 円
2025/5/31	詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証		10%	600 円
*****	*****	*****	*****	*****
2. 前払金				
なし				
*****	*****	*****	*****	*****
3. 繰越請求	※繰越請求の消費税内訳は初回請求年月の請求書をご確認ください。			
なし				

※初期費用は、代表的な工事の例であり、ご注文内容によっては初期費用が異なる場合があります。

※《アクセスラインの工事をお申し込みのお客さま》

上記「分割請求」欄に「分割可」と記載されている初期費用につきましては、
アクセスライン工事情報の「工事料金請求方法」欄が「分割」となっている場合のみ、
工事料金を分割して請求いたします。

なお、表示されている金額はお支払いいただく総額となっております。

初期費用について *「ひかり電話ネクスト」をお申し込みのお客さま

本書面では「ひかり電話ネクスト」(IP電話サービス)の「初期費用」に関する内容についてご説明いたします。十分に内容をご確認ください。

ひかり電話ネクストをお申し込みのお客さま

区分			単位	料金
契約料			1契約ごと	880円
基本工事費 ※1			1工事ごと	8,250円 ※8
交換機等工事費【光回線側】			1工事ごと	1,100円 ※8
交換機等工事費【電話側】	基本機能		1契約ごと	1,100円
	ひかり電話ネクストA（エース） ※2		1契約ごと	1,100円
	オプションサービス	ボイスワープ ※2、3	1電話番号ごと	1,100円
		ナンバー・ディスプレイ ※2	1契約ごと	1,100円
		ナンバー・リクエスト ※2	1契約ごと	1,100円
		迷惑電話おことわりサービス ※2	ひかり電話1契約ごと ※5 または、1電話番号ごと	1,100円
		キャッチホン ※2	1契約ごと	1,100円
		着信お知らせメール ※2	1電話番号ごと	1,100円
		複数チャネル ※2	1契約ごと	1,100円
		追加番号 ※2	1追加電話番号ごと	770円
		FAXお知らせメール ※2、3	1電話番号ごと	1,100円
	フリーアクセス・ひかりワイド	基本機能の利用開始 または内容の変更	1着信課金番号ごと	1,100円
		追加機能の利用開始 または内容の変更	1着信課金番号につき1追加機能ごと	1,100円
	特定番号通知機能		1電話番号ごと	1,100円
	発信電話番号通知の変更 ※2		1電話番号ごと	770円
同番移行工事費 ※4			1電話番号ごと	2,200円
屋内配線工事費			1工事ごと	10,340円 ※8
回線終端装置工事費			1工事ごと	2,310円 ※8
機器工事費	ひかり電話対応ホームゲートウェイ（単体型／一体型）	機器設置 ※6	1装置ごと	1,650円
		機器設定 ※7		1,100円

●初期導入費用には、別途契約料880円が必要となります。また、工事費は、工事の内容によって異なる場合があります。

- ※1 派遣工事を伴わない場合は2,200円となります。
- ※2 「ひかり電話ネクスト」と同時に工事する場合は無料です。
- ※3 「FAX お知らせメール」(オプション)と同一番号での「ボイスワープ」(オプション)の重畳契約はできません。
- ※4 同番移行工事費とは、現在加入電話等でご利用の電話番号を「ひかり電話サービス」でそのまま利用する場合に必要な工事費です。別途、加入電話等の休止工事費3,300円[基本工事費2,200円、交換機等工事費1,100円]が必要となります。＜「ひかり電話ネクスト」と同時に同番移行工事を行う場合、いずれか1つのサービスの休止工事費の基本工事費2,200円のみ必要となります。詳しくは販売担当者にご確認ください。＞
- ※5 追加番号をご契約いただいているお客さまは「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」でのご契約も可能です。
- ※6 機器の開梱、設置、開通試験、片付け等に関わる工事費です。機器がONU(回線終端装置)と一体型の場合、およびONU(回線終端装置)またはVDSL宅内機器と同時工事の場合は発生しません。
- ※7 内線電話・鳴り分け等の電話設定等、ひかり電話対応機器の設定を弊社にご依頼いただく場合に発生する工事費です。お客さまご自身で設定等を行う場合は発生しません。
- ※8 ・分割払いの対象となるのは代表的な工事(回線終端装置までの

配線および設置工事)を、弊社工事担当者がお客さま宅内で工事を実施した場合です。弊社工事担当者がお客さま宅内で工事を実施しない場合の工事費については、分割払いの対象外です。契約料880円および交換機等工事費【電話側】等、お客さま宅内の配線設備等を再利用し、お客さまご自身で回線終端装置等を設置する場合は対象外となります。

- ・工事後の「一括払い」から「分割払い」への変更はできません。「分割払い」の場合、お支払い期間中に残額を一括してお支払いいただくことも可能です。
- ・ご解約時に残額がある場合は、残額を一括でお支払いいただきます。提供エリア外(NTT東日本エリア、海外等)へ移転された場合においても同様です。
- ・分割払い:初回3,300円+2回目以降813円/月×22回+最終月814円(一括払い合計22,000円)
- ・LAN方式の場合(分割払い):初回3,300円+2回目以降363円/月×22回+最終月374円(一括払い合計11,660円)

*「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込みいただいた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。詳しくは別紙の【「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について】をご確認ください。

記載の料金・解約金等は特に記載のない限り税込です。

弊社レンタル商品等について

弊社レンタル商品等をお客さまの責により、紛失あるいは破損した場合は、相当金額の請求をさせていただきます。また、弊社レンタル商品等の解約後、一定期間を経てもご返却の確認が取れない場合、ご利用いただいたレンタル商品について相当金額を請求させていただく場合があります。

〈弊社レンタル商品等の相当金額について〉

対象サービス	対象物品		相当金額（不課税）
ひかり電話ネクスト	ひかり電話対応機器	基本装置	12,000円
	福祉電話	シルバーホン	58,800円
		リモートスイッチ	6,800円

- *相当金額は、最大額として記載しております。実際の請求は、減価償却を考慮した金額となります。また、対象物品のオプション品や付属品の相当金額を合わせた請求額となる場合があります。
- *弊社レンタル商品等の対象サービス・対象物品・相当金額は不定期で更新されます。当該事象が発生した場合は、その都度ご確認をお願いします。
- *弊社資産でない機器については、弊社からの請求対象外です。
- *上記に記載の内容は、2022年7月時点のものです。

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化について

- 「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込みいただいた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。
- 現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客さまにおかれましても、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、月額利用料を無料といたします。
- *「ひかり電話ネクスト(事務用)」または「ひかり電話ネクストA(エース)」については対象外となります。
- *基本工事費および交換機等工事費の割引は、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事（「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の同時工事の場合を含む）の場合に限ります。

本取り組みに関する詳細については、報道発表資料[<https://www.ntt-west.co.jp/news/2303/230322a.html>]をご確認ください。なお、対象である旨をご申告をいただき、月額利用料が無料となっている場合でも、本書面においては「ナンバー・ディスプレイ」の月額利用料440円と「ナンバー・リクエスト」の月額利用料220円が表示されますが、請求はされません。



記載の料金・解約金等は特に記載のない限り税込です。

西日本電信電話株式会社(2025.04)

ボイスワープ

自宅や事務所にかかってきた電話をあらかじめ指定した電話番号(携帯電話など)へ転送できるサービスです。

◎ご契約時は「停止状態」です。ご利用にあたっては、最初に転送先電話番号の登録、お客さまの用途にあわせた転送方法の選択、転送開始の設定等を行っていただく必要があります。
凡例 : ガイダンスが流れます。

機能	操作方法	初期設定
----	------	------

*追加番号をご契約時の注意点

追加番号をご契約で、他の電話番号にて「ボイスワープ」を設定したい場合は、該当の電話番号の入力が必要です。追加番号のご契約がない場合は、この操作は不要です。

※災害等でご契約回線が故障した際においても、ご契約回線以外から「ボイスワープ」の開始等ができるように、「リモートコントロール」の暗証番号・転送先をあらかじめ登録いただくことをおすすめします。

(注)「話中時転送」「無応答時転送」モードを選択している場合は、回線故障時には転送されません。

「リモートコントロール」では、転送先電話番号の新規登録等はできません。

かかってきた電話番号をすべて転送させる(自動転送機能)

転送先電話番号の登録・指定を行う	転送先の電話番号を1つ登録する	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	2	転送先電話番号	+#	1	—
	転送先リスト「1~4」から電話番号を1つ指定する	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	4	1	1~4	1	—
	転送先の電話番号を複数登録する	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	4	0	2~4	—	—
転送の開始・停止を行う	転送方法を指定し、転送を開始する	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	1	1	—	—	停止
	転送を停止する	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	0	—	—	—	停止
その他設定・確認	設定状況の確認	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	3	5~6	0+#	1	5秒
その他確認	設定状況の確認	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	8	0	—	—	—

あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合だけ転送または着信させる(セレクト機能)

転送または着信させる電話番号の登録・削除を行う	登録リストに電話番号を登録する(最大30番号)	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	2	登録する電話番号	+#	1	—
	登録リストから電話番号を削除する	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	9	削除する電話番号	+#	1	—
転送の開始・停止を行う	登録した番号だけを転送させる	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	3	1	—	—	停止
	登録していない番号を転送させる	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	3	2	—	—	停止
	セレクト機能を停止させる	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	3	0	—	—	停止
その他確認	登録した電話番号の確認	147*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	8	—	—	—	—

リモートコントロール機能を利用する リモコン用アクセス番号 : 06-6480-6142(有料) ※加入電話・INSネットのリモコン用アクセス番号とは番号が異なります。ご注意ください。

利用の開始・停止を行う ※ご契約回線から行います。	ご利用になる場合 (あわせて暗証番号を登録します。 暗証番号の変更時も同じ操作です。)	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	4	3	1	—	なし
	ご利用にならない場合	142*(5)	ボイスワープの転送設定を行う電話番号	+#	4	3	0	—	なし
転送先の指定・転送の開始・停止を行う ※外出先から行います。	転送先リスト「1~4」から電話番号を1つ指定する	2	1~4	1	—	—	—	—	—
	転送を開始する	リモコン用アクセス番号	ボイスワープご契約電話番号	+#	暗証番号	+#	1	—	—
	転送を停止する	リモコン用アクセス番号	ボイスワープご契約電話番号	+#	暗証番号	+#	0	—	—

「ひかり電話ネクスト」(IP電話サービス)をお申し込みのお客さまへ

インターネットへの接続はできません

「ひかり電話ネクスト」ではインターネットへの接続はできません。

ひかり電話対応機器について

ひかり電話対応機器をお客さまご自身で設置する方法(加入電話等でご利用されていた電話番号を引き続きご利用される場合を含む)は、こちらのホームページでご確認いただけます。[<https://flets-w.com/user/support/service/hikaridenwa/>]

接続できない番号があります

「ひかり電話サービス」では加入電話と異なり、接続できない番号があります。

*下記は代表例です。下記以外にも発信できない番号がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

[<https://flets-w.com/opt/hikaridenwa/ryuujiyou/>]

00XY番号 「00」から始まる電気通信事業者を指定した発信

制限される事項があります

- 「ボイスワープ」の転送案内機能がないなど、加入電話の付加サービスと、「ひかり電話サービス」の付加サービスでは一部機能が異なります。
- 「ひかり電話ネクスト」は、各電話会社との通話サービス契約の対象外です。
- 国際電話のかけ方は、「010+相手国番号+相手国内番号」です。また、「事業者識別番号(00XY)」等で電気通信事業者を指定した発信はできません。
- 「ひかり電話ネクスト」や付加サービス「追加番号」の電話番号をNTT西日本の加入電話などから同番移行せず新たに利用開始する場合、「ひかり電話」専用の電話番号になります。
- 「ひかり電話」専用電話番号は、「ひかり電話(※1)」、「ひかり電話オフィスタイプ(※1)」、「ひかり電話オフィスA(エース)(※1)」、「ひかり電話ネクスト(※1)」、「光回線電話」、「ワイヤレス固定電話」(いずれもIP電話サービス)以外のNTT西日本の加入電話などに同番移行して継続利用することはできません。

※1 一部の「コラボ光」を含む

*同番移行とは、ひかり電話専用番号や各固定電話サービス提供事業者の固定電話の契約時に取得した固定電話番号も含む全ての電話番号(技術的な困難性や利用者への影響などを勘案して除外されるものは除く)をご利用いただいているお客さまが、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することをいいます。「技術的な困難性や利用者への影響等を勘案して除外されるもの」は、NTT西日本がIP電話の提供を行う番号区画において、当該番号区画に対応する市外局番とは異なる市外局番を使用している場合や、当該番号区画に対応する市外局番を弊社の設備に収容することが困難な場合等をさします。該当の住所一覧は[<https://flets-w.com/user/support/service/hikaridenwa/pdf/address.pdf>]をご確認ください。

ご利用いただけない通信サービスがあります

以下のサービスは、「ひかり電話サービス」ではご利用いただけない場合がございます(ご契約の事業者により扱いが異なります)。現在ご利用中の場合は、ひかり電話工事日前にお客さまご自身で必ず契約している事業者(警備会社・ガス会社等)へお問い合わせください。

●電気・水道・ガスの遠隔検針

通話明細は送付されません

通話明細について、紙または媒体による提供はありません。「My ビリング」サービスを利用した Web による照会が可能です。

*「My ビリング」のご利用には、別途書面による事前のお申し込みが必要です。

従来の加入電話等は利用休止となります

- 現在ご利用中の電話番号をそのまま利用される場合、現在ご利用中 加入電話等は利用休止させていただきます。利用休止のお知らせは、 事完了後1週間程度でお送りいたします。
- 加入電話等の利用休止に伴い、定額料の発生する割引サービス等、他: 電話サービスについては利用終了の連絡を行ってください。サービス: 供会社へご連絡されない場合、ご利用如何に関わらず、料金が発生す ことがありますのでご注意ください。
- 加入電話等を利用休止して「ひかり電話サービス」をご利用いただく場 合、加入電話等に付随するNTT西日本にて提供するサービス・割引 原則解約となります。

ご利用いただけない電話機等があります

以下の電話機等のご利用いただけません。

- ISDN 専用電話機 ●ACR 機能付電話機
- G4FAX ●ISDN 回線用 CAT 端末

*一部 ISDN 対応機器について、別途アダプタをご用意いただくことで、 利用できる場合があります。

*ACR機能等のついた電話機でご利用の場合はACR機能をオフにし、 ご利用ください。

●通報機能を備えた情報機器(シルバーホンあんしんシリーズ等)

*一部機種は「ひかり電話サービス」に対応していますが、停電時はご利用 いただけません。

電話機の一部機能が利用できなくなる可能性があります。特に維持し、 い機能については電話機のメーカーに事前にご確認ください。

初期工事費割引(いずれも料金サービス)について

- 以下の移転工事費割引については、移転後サービスの工事費の割引(用後、ご契約中のサービスの解約の意思がないことを確認した場合、 割引を適用した契約料、工事費等を請求いたします。

割引の詳細については、弊社ホームページをご確認ください。

・移転工事費割引(フレッツ 光ネクスト マンションタイプ(VDSL/LAN 方式)/ひかり電話ネクスト(VDSL/LAN方式))

[https://flets-w.com/limited/vdlan_kouji/]

- 移転工事費割引の詳細については、弊社ホームページをご確認ください
- ・移転工事費割引

[<https://flets-w.com/limited/itenkouji/>]

その他の留意事項

- 停電時「ひかり電話サービス」はご利用いただけません。停電時は、携 電話またはお近くの公衆電話などをご利用ください。なお、別途お客さ みにて無停電電源装置(UPS)等をご用意の上、関連機器等を接続す ことでご利用可能となります。

- 緊急通報番号(110番、119番)へダイヤルした場合、ご契約者の住所 氏名・電話番号が接続先(警察・消防)へ通知されます(一部の消防 へ)。ただし、番号の前に「184」をつけてダイヤルした場合は通知されず 各機関からの呼び返しができない場合がありますのでご注意ください。

- 第三者による不正な国際電話利用等の被害にご注意ください。詳細[https://flets-w.com/kokusai_ryoukin/kisei/]をご参照ください。 なお、国際電話を使用しない場合は弊社にお申し出いただくことで「国 際電話の発信規制」をかけることも可能です。

- 「ひかり電話ネクスト」とあわせて「フレッツ・テレビ伝送サービス」をご 用されているお客さまが、「ひかり電話ネクスト」を解約した場合、「ひか 電話ネクスト」に付随するNTT西日本にて提供するサービス・割引は解 約となるため「フレッツ・テレビ伝送サービス」は廃止となります。なお、「フ レッツ・テレビ伝送サービス」の廃止とともにスカパーJSAT(株)が提供す 放送サービス「テレビ視聴サービス」もあわせて廃止となります。

サービスに関するその他のご案内 ＜「ひかり電話ネクスト」をご利用のお客さま＞

サービス提供事業者

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」): 登録番号(電気通信事業者): 234 号

工事実施前無償解約のお知らせ

サービスのご利用お申し込み後、工事実施前にご解約のお申し出をいただいた場合は、今回のご契約に関するNTT西日本へのお支払いは発生いたしません。ご解約をご希望される場合は、次の電話番号(0800-2002116)までご連絡願います。

なお、受付時間など詳しくは、下記の「お手続き・お問い合わせのご案内」をご覧ください。

お手続き・お問い合わせのご案内

<https://flets-w.com/rd/ins/>

- 契約情報の確認・変更
- 料金確認・お支払い方法変更
- お申し込み・お手続き
- サービスについて



Webで24時間受付中!



お申し込み内容・ご契約内容の変更
またはご解約に関するお問い合わせ

0800-2002116 (携帯電話からもご利用可能)

受付時間: 午前9時～午後5時(土日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

NTT西日本が提供しているサービスの
勧誘停止に関する登録・お問い合わせ
*フレッツ光など

0120-019390 お客さま相談センター(勧誘停止登録ダイヤル)

受付時間: 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

設定・トラブル等に関するサポート情報

<https://www.ntt-west.co.jp/trouble/rd/ins/>

- 故障時サポート
- 各種設定方法



Webで24時間受付中!



故障・設定等に関するお問い合わせ

0120-248995 (携帯電話からもご利用可能)

受付時間: 24時間受付(音声ガイダンスによる録音受付)

- オペレーターが録音内容を確認後、順次呼び返しにて対応いたします。
(一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります)
- 緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿って対応ください。
- 故障修理などの対応については、午前9時～午後5時とさせていただきます。
- NTT西日本エリア(北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区)以外からはご利用いただけません。

サービス提供役務・プライバシーポリシーに関するホームページ

NTT西日本各種サービス契約約款ホームページ

<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

NTT西日本プライバシーポリシーホームページ

<https://www.ntt-west.co.jp/share/privacy.html>

*電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

*ホームページ/お問い合わせ先電話番号につきましては変更させていただく場合があります。最新のお問い合わせ先につきましては、NTT西日本公式ホームページ[<https://www.ntt-west.co.jp>]にてご確認ください。

*本書面に掲載している内容については、特に断りがない場合は、発行日時点の情報に基づいています。

「特定商取引」に関する法律」に基づく表示(セットアップサービス)

● サービス提供者の名称

西日本電信電話株式会社

● 代表者

代表取締役社長 北村 亮太

● 所在地

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号

● お問い合わせ先

0120-116116

受付時間：午前9時～午後5時(土日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

●携帯電話からもご利用いただけます。電話番号をお確かめの上、お間違いのないようお願いいたします。

● 提供料金※1

メニュー名	作業内容	課金単位	技術費
インターネット 接続設定	ブロードバンドルーターへのプロバイダー情報(ID、PASS)の設定、設置済みパソコンに対するホームページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメーラー設定、弊社提供の「リモートサポートサービス」のための「リモートサポートツール」並びに「セキュリティ対策ツール」の各種ツールインストール(その他のウイルス対策ソフトがインストールされている場合はそのアンインストールを含みます)	ルーター・PC 1セット	3,300円※2
開梱設置設定	パソコンの開梱・設置またはOSの初期設定(OSのアカウント初期設定等を含む)	PC1台	4,070円
ルーター 詳細設定	ブロードバンドルーターへのプロバイダー情報(ID、PASS)の設定	ルーター1台	2,200円※2
Wi-Fi設定	Wi-Fi端末におけるWi-Fi設定 【対象機器】無線LAN内蔵PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、プリンター	機器1台	990円
追加PC設定	設置済みパソコンに対するホームページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメーラー設定、弊社提供の「リモートサポートサービス」のための「リモートサポートツール」並びに「セキュリティ対策ツール」の各種ツールインストール(その他のウイルス対策ソフトがインストールされている場合はそのアンインストールを含みます)	PC1台	2,200円※2
プリンター 設置設定	プリンターの開梱、設置、並びにパソコン(1台)への接続、設定・ドライバーのインストール	プリンター1台	4,840円※2
各種 アプリケーション 設定	スマートフォン/タブレット向けアプリケーションインストールおよび簡易設定 または 共有側：プリンターを接続したパソコンにおけるプリンターの共有設定 アクセス側：共有設定されたプリンター側のドライバーのインストールおよび設定	1アプリケーション または1共有設定	3,850円※2
その他 機器設定	機器の開梱、設置およびドライバーのインストール 【対象機器】ゲーム機、HUB、STB設定、PLC、Webカメラ&ヘッドセット設定、LANボード設定	機器1台 *PLCは親機と 子機の1セット	3,850円※2

※1 「セットアップサービス」はフレッツアクセスサービス[「フレッツ 光クロス」、「フレッツ 光ネクスト(ビジネスタイプを除く)」、「フレッツ 光マイタウン(ネクスト)ファミリータイプ」(いずれもFTTHアクセスサービス*)、「フレッツ・ADSL」(DSLアクセスサービス*)、「フレッツ・ISDN」(インターネット関連サービス(IP電話を除く)*)、「フレッツ 光マイタウン(ネクスト)ファミリーライトタイプ」(FTTHアクセスサービス*)]およびIP電話サービス[「ひかり電話ネクスト」の派遣を伴う回線工事(新規開通に伴う工事、サービス変更に伴う工事、プラン変更に伴う工事、移転に伴う工事)と同時に提供します。「フレッツ 光ネクスト」の新規契約には、契約料880円および工事料22,000円(「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」における代表的な工事の例であり、工事の内容によって工事料が異なる場合があります。)が別途必要です。詳しくは[<https://flets-w.com/price/initialcost/>]。

※2 Wi-Fiによる接続を行う場合は「Wi-Fi子機設定(990円)」が必要です。
★インターネットのご利用には、プロバイダーとの契約・料金が必要です。
*以下の移転工事費割引を適用の場合、「インターネット接続設定(ルーター・PC1セット)もしくはルーター詳細設定(ルーター1台)のいずれか」「Wi-Fi設定(機器2台)」が無料になります(コラボ光を除く)。詳細な条件については弊社ホームページをご確認ください。
●対象の移転工事費割引(いずれも料金サービス)
・移転工事費割引(フレッツ・ADSL/フレッツ・ISDN)
[https://flets-w.com/limited/ai_kouji/]
・移転工事費割引(フレッツ 光ネクスト マンションタイプ(VDSL/LAN方式)/ひかり電話ネクスト(VDSL/LAN方式))
[https://flets-w.com/limited/vdlan_kouji/]
*「ひかり電話ネクスト」ではインターネットへの接続はできません。
*「ひかり電話ネクスト」をご利用の場合、インターネットサービスプロバイダーのご契約は不要です。

● サービスの提供時期

●フレッツアクセスサービスの派遣を伴う回線工事(新規開通に伴う工事、サービス変更に伴う工事、プラン変更に伴う工事、移転に伴う工事)と同時に提供します。

「セットアップサービス」をお申し込みのお客さまへ

ご利用サービス内容

「セットアップサービス」とは、インターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器を利用するための設定作業を行うサービスです。本サービスは、フレッツアクセスサービス等の派遣を伴う回線工事（新規開通に伴う工事、サービス変更に伴う工事、プラン変更に伴う工事、移転に伴う工事）と同時にご提供します。

ご利用料金の詳細につきましては、以下のセットアップサービス公式ホームページをご確認ください。

URL: https://flets-w.com/opt/setup/service_menu/

（工事当日に料金については弊社担当者より改めてご説明させていただきます。）

＜ご利用にあたっての注意事項＞

インターネット接続設定をご希望される場合は、工事当日に**プロバイダから送付されるアカウント・パスワードが記載された書類をご用意ください。**設定に必要な環境や情報等が不足して作業を正常に終了できない場合、スタッフの判断で作業を中止することがあります。

* 「ひかり電話ネクスト」ではインターネットへの接続はできません。

政務活動費(事務所費)請求用紙

7月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃	8月	66,000	7/25支払い
電気代			参院選分で請求
ガス代			
水道代	4・5月	2599	7/19支払い 4/2-6/2
電話代	5月	5084	7/2支払い 5/1-5/31
インターネット利用料	6月	5995	6/30請求分
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		79,678	
うち、政務活動費分		39,839	



NTTファイナンス（NTT西日
本

2025/07/02 15:14 決済

決済金額

5,084円

d払い残高

5,084円

獲得dポイント合計

0P

ご利用状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額
のご案内と異なる場合やご利用金額へ反映されるまでに時間がか
かる場合があります。

決済状態

完了

決済番号



支払い方法

d払い残高

決済種別

d払い（バーコード）



東大阪市（上下水道料金）

2025年7月19日 13時26分

2,599円

198ポイントを支払いに使用しました

支払い完了

この取引ではポイントの付与がありません

④ 東大阪市水道料金等収納通知書

お客様番号			
氏名 長岡 嘉一			
請求年月	令和7年06月	使用期間	令和7年04月02日～令和7年06月02日
用途	家事用	口径	1 3 mm
水道使用量	1 m ³	水道料金	1,337 円
下水道使用量	1 m ³	下水道使用料	1,262 円
請求金額		2,599 円	
		(うち消費税 235 円)	

* 三菱UFJ銀行は令和6年4月以降、窓口の取り扱いを終了しています。

CVS収納用



(91)959909-4063392025070100039810

250805-0-002599-1

納期限 令和7年07月31日

上記のとおり収納しましたので通知します。
(※) 東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1

お客様番号	〒590-8794
口座番号	東大阪市上下水道事業推進課
加入者名	東大阪市上下水道事業推進課

振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先

④ 東大阪市水道料金等
納入票 (振替)

お客様番号			
使用人名 長岡 嘉一			
請求年月	令和7年06月	使用期間	令和7年04月02日～令和7年06月02日
用途	家事用	口径	1 3 mm
水道使用量	1 m ³	水道料金	1,337 円
下水道使用量	1 m ³	下水道使用料	1,262 円
請求金額		2,599 円	
		(うち消費税 235 円)	

納期限 令和7年07月31日

上記のとおり収納しました。

お客様番号	〒590-8794
口座番号	東大阪市上下水道事業推進課
加入者名	東大阪市上下水道事業推進課

上記のとおり収納しましたので通知します。
(※) 東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1

お客様番号	〒590-8794
口座番号	東大阪市上下水道事業推進課
加入者名	東大阪市上下水道事業推進課

振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先

④ 東大阪市水道料金等
納入票 (振替)

お客様番号			
使用人名 長岡 嘉一			
請求年月	令和7年06月	使用期間	令和7年04月02日～令和7年06月02日
用途	家事用	口径	1 3 mm
水道使用量	1 m ³	水道料金	1,337 円
下水道使用量	1 m ³	下水道使用料	1,262 円
請求金額		2,599 円	
		(うち消費税 235 円)	

納期限 令和7年07月31日

お客様番号	〒590-8794
口座番号	東大阪市上下水道事業推進課
加入者名	東大阪市上下水道事業推進課

上記のとおり収納しましたので通知します。
(※) 東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1
東大阪市上下水道事業推進課
〒590-8794 東大阪市中央1-1-1

お客様番号	〒590-8794
口座番号	東大阪市上下水道事業推進課
加入者名	東大阪市上下水道事業推進課

振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先
振込先 振込先 振込先

王 之 氏

附	日	収	領
---	---	---	---

以人印紙貼付

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6784-7252	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252 ◇NTT西日本で利用分	5,084		
	2,500	ひかり電話ネクスト (基本料)	5月 1日～ 5月31日 合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
	400	複数チャンネル使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
	100	追加番号使用料	5月 1日～ 5月31日 合 算
	1,152	ひかり電話 (通話料)	5月 1日～ 5月31日 合 算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	5月 1日～ 5月31日 合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	5月 1日～ 5月31日 2番号分 合 算
	462	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%
◇合計	5,084	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
--	---

支払期限が過
場合、当社指定の
払方法にて至急お
いください。なお、
支払期限後コンビニ
ストアでのお支
ができなくなる場
ございます。
支払期限後、金
関、ゆうちょ銀
郵便局でお支払
なられた場合
表面のお問合せ
までご連絡をお願
います。)

お支払い期限後
払われた場合、最
14.5%(NTTド
個別信用購入あっ
契約及び割賦販売
は法定利率)の割
計算した延滞利息
1算させていただきます。
があります。

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参
のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

- <店頭窓口>
- ・コンビニエンスストア
 - ・信用金庫
 - ・労働金庫
 - ・農協
 - ・漁協
 - ・銀行
 - ・信用組合
 - ・農工商中金
 - ・農協
 - ・郵便局
 - ・ドコモショップ
- <モバイル・インターネット>
- Pay-easyでお支払いいただけます。
- <スマートフォンを活用したお支払い>
- 下記のスマートフォンアプリでお支払いいた
できます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレジ

金融機関様(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)

お支払期限後に収納された場合は表面
の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、
折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機
付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込票を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員
にお預けになるときは、引
換えに預り証を必ずお受け
取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いた
だきました払込票に記載さ
れたおとこと、おなまえ等
は、加入者様へ通知する場
合があります。
- ・この受領証は、払込みの
証拠となるものですから大
切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上
貼付

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンス
ストアでお支払いいただけます。

コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。

※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意
ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

この場所には何も記載しないでください。

請求書

長岡 嘉一 様

(お客様番号:)

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
インボイス登録番号 T8010701005322

2025年 7月度 請求金額	13,595 円	(a)+(b)+(c)
----------------	----------	-------------

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の定めによる

1. 2025 年 7 月度 新規請求額

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	8,850 円	885 円	9,735 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	3,860 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			13,595 円 (a)

2. 2025 年 7 月度 前払い金額 (ポイント利用など)

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	0 円	0 円	0 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			0 円 (b)

3. 繰越請求

繰越請求の合計	0 円 (c)
---------	---------

<お知らせ>

ポイントで全額お支払いいただいたサービスについて税計算の都合で差額が発生する場合があります。

多くいただいている場合 : ポイント返却いたします。

少なくいただいている場合 : 差額を減額し、ご請求いたします。

請 求 書 (明細)

<税の取扱 欄について>

課税対象外 : 消費税法上の非課税・不課税のご請求。

譲渡/回収代行 : 弊社が債権を譲り受けている、または回収代行しているご請求。

該当サービスのインボイスはサービスの提供事業者にてご確認ください。

割賦 : 初回請求時に税計算を行った合計金額を月々の請求と合わせてご請求。

初回請求時のインボイスはマイページの「毎月のご請求以外のインボイス一覧」にてご確認ください
だけです。

1. 新規請求				
取引年月日	取引の内容	ご利用アカウント	税の取扱	本体価格
2025/6/30	So-net光 M 戸建 西日本		10%	5,450 円
2025/6/30	So-net 安心サポート		10%	300 円
2025/6/30	So-net 安心サポートプラスセット割		10%	-50 円
2025/6/30	So-net くらしのお守り ワイド		10%	450 円
2025/6/30	パレッドライフ for So-net		10%	500 円
2025/6/30	Benefit Station for So-net		10%	500 円
2025/6/30	So-net v6プラス対応ルーター (WSR-1500AX2L)		10%	600 円
2025/6/30	So-net 備えて安心 データ復旧		10%	500 円
2025/6/30	みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証		10%	600 円
2025/5/31	U-NEXT for So-net 月額利用料 (ビデオ見放題サービス)		譲渡/回収代行	1,260 円
2025/5/31	U-NEXT for So-net PPV購入費		譲渡/回収代行	2,600 円
*****	*****	*****	*****	*****
2. 前払金				
なし				
*****	*****	*****	*****	*****
3. 繰越請求	※繰越請求の消費税内訳は初回請求年月の請求書をご確認ください。			
なし				

政務活動費(事務所費)請求用紙

8月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃	9月	66,000	8/25支払い
電気代	8月	7954	7/14-8/17 8/26支払い
ガス代			
水道代			
電話代			
インターネット利用料			参院選分で請求 ※
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		73,954	
うち、政務活動費分		36,977	

※So-netでは、領収書の発行はおこなっておりません。必要な場合は、「請求書」の代用をお願いいたします。

大阪ガス 大阪ガス

2025年8月26日 22時52分

7,954円

66ポイントを支払いに使いました

支払い完了

政務活動費(事務所費)請求用紙

9月分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃	10月分	66,000	9/27支払い
電気代	9月分	5591	8/18-9/15(9/22支払い)
ガス代			
水道代			
電話代	7月分	5436	6/1-6/30(9/4支払い) ※8月請求分中7月分
インターネット利用料	8月	5995	8/31請求分 ※
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		83,022	
うち、政務活動費分		41,511	

※So-netでは、領収書の発行はおこなっておりません。必要な場合は、「請求書」の代用をお願いいたします。



NTTファイナンス (NTT西日
本

2025/09/04 22:50 決済

決済金額

14,209 円

←このうち6月1日~30日分
の 5436 円

d払い残高

14,209円

獲得dポイント合計

0P

ご利用状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額
のご案内と異なる場合やご利用金額へ反映されるまでに時間がか
かる場合があります。

決済状態

完了

決済番号

支払い方法

d払い残高

決済種別

d払い（バーコード）

99大阪ガス 大阪ガス

2025年9月22日 19時07分

5,591 円

40ポイントを支払いに使用しました

支払い完了

金沢経済一NTTファイナンス(CVS本部控)

請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252		7月分	
◇NTT西日本ご利用分	5,436	ひかり電話ネクスト (基本料)	合 算
	2,500	6月 1日～ 6月30日	
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	400	6月 1日～ 6月30日	
	100	複数チャネル使用料	合 算
	1,472	6月 1日～ 6月30日	
	64	追加番号使用料	合 算
	6	ひかり電話 (通話料)	合 算
		6月 1日～ 6月30日	
		ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
		6月 1日～ 6月30日	
		ユニバーサルサービス料他	合 算
		6月 1日～ 6月30日 2番号分	
		消費税等相当額 (合計)	
	494	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	5,436	(小計)	
		8月分	
◇NTT西日本ご利用分	8,773	ひかり電話ネクスト (基本料)	合 算
	2,500	7月 1日～ 7月31日	
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	400	7月 1日～ 7月31日	
	100	複数チャネル使用料	合 算
	4,504	7月 1日～ 7月31日	
	64	追加番号使用料	合 算
	8	ひかり電話 (通話料)	合 算
		7月 1日～ 7月31日	
		ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
		7月 1日～ 7月31日	
		ユニバーサルサービス料他	合 算
		7月 1日～ 7月31日 2番号分	
		消費税等相当額 (合計)	
	797	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	8,773	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

お支払い期限が過ぎ、当社指定の払方法にて至急お支払いください。なお、お支払期限後コンビニエンスストアでのお支払いができなくなる場合がございます。

お支払期限後、金銭関係、ゆうちょ銀行・郵便局でお支払になられた場合、お困りなさいましたら、お電話でお問い合わせください。

お支払い期限後、お支払われた場合、最も14.5%(NTT個別信用購入あっせん契約及び割賦販売)は法定利率)の割増計算した延滞利息を算させていただきます。

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

<店頭窓口>

・コンビニエンスストア
・信用金庫
・労働金庫
・農協
・銀行
・信用組合
・農林中金
・郵便局
・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>

Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>

下記のスマートフォンアプリでお支払いいただけます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレジ

金融機関様(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)

お支払期限後に収納された場合は表面の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、汚れたり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上貼付

印

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンスストアでお支払いいただけます。
コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。
※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)
この場所には何も記載しないでください。

請求書

長岡 嘉一 様

(お客様番号 :)

ソニーネットワークコミュニケーションズ
インボイス登録番号



2025年 9 月度 請求金額	8,184 円	(a)+(b)+(c)
-----------------	---------	-------------

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の定めによる

1. 2025 年 9 月度 新規請求額

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	5,450 円	545 円	5,995 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	2,189 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			8,184 円 (a)

2. 2025 年 9 月度 前払い金額 (ポイント利用など)

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	0 円	0 円	0 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			0 円 (b)

3. 繰越請求

繰越請求の合計	0 円 (c)
---------	---------

<お知らせ>

ポイントで全額お支払いいただいたサービスについて税計算の都合で差額が発生する場合があります。

多くいただいている場合 : ポイント返却いたします。

少なくいただいている場合 : 差額を減額し、ご請求いたします。

請求書（明細）

＜税の取扱 欄について＞

- 課税対象外：消費税法上の非課税・不課税のご請求。
- 譲渡/回収代行：弊社が債権を譲り受けている、または回収代行しているご請求。
該当サービスのインボイスはサービスの提供事業者にてご確認ください。
- 割賦：初回請求時に税計算を行った合計金額を月々の請求と合わせてご請求。
初回請求時のインボイスはマイページの「毎月のご請求以外のインボイス一覧」にてご確認ください
いただけます。

1. 新規請求				
取引年月日	取引の内容	ご利用アカウント	税の取扱	本体価格
2025/8/31	So-net光 M 戸建 西日本		10%	5,450 円
2025/7/31	U-NEXT for So-net 月額利用料（ビデオ見放題サービス）		譲渡/回収代行	2,189 円
*****	*****	*****	*****	*****
2. 前払金				
なし				
*****	*****	*****	*****	*****
3. 繰越請求	※繰越請求の消費税内訳は初回請求年月の請求書をご確認ください。			
なし				

政務活動費(事務所費)請求用紙

参院選分

長岡 嘉一

項目	請求月	金額	備考
家賃	7月	66,000	6/25支払い
電気代	7月	8146	6/13-7/13 7/23支払い
ガス代			
水道代		1262	6/3-7/2 10/2支払い
電話代		8773	7/1-7/31 6月分と合わせての請求書
インターネット利用料	7月	5995	7/31請求分
コピー機 (リース・トナー代等)			
その他			
合計		90,176	
うち、政務活動費分		22,544	

大阪ガス 大阪ガス

2025年7月23日 23時54分

8,146円

52ポイントを支払いに使用しました

支払い完了



この取引ではポイントの付与がありません



東大阪市（上下水道料金）

2025年10月2日 21時32分

1,262円

支払い完了



NTTファイナンス（NTT西日
本

2025/09/04 22:50 決済

決済金額

14,209円

←このうち7月1日～31日分
の 8773 円

d払い残高

14,209円

獲得dポイント合計

0P

ご利用状況（キャンセル処理含む）によっては実際のご利用金額
のご案内と異なる場合やご利用金額へ反映されるまでに時間がか
かる場合があります。

決済状態

完了

決済番号

支払い方法

d払い残高

決済種別

d払い（バーコード）

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6784-7252	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 8月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6784-7252		7月分	
◇NTT西日本ご利用分	5,436	ひかり電話ネクスト (基本料)	6月 1日～ 6月30日 合 算
	2,500	ナンバー・ディスプレイ使用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	400	複数チャネル使用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	400	追加番号使用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	1,472	ひかり電話 (通話料)	6月 1日～ 6月30日 合 算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	6月 1日～ 6月30日 合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	6月 1日～ 6月30日 2番号分 合 算
	494	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。
◇NTT西日本分 (小計)	5,436	(小計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本ご利用分	8,773	8月分	
	2,500	ひかり電話ネクスト (基本料)	7月 1日～ 7月31日 合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	7月 1日～ 7月31日 合 算
	400	複数チャネル使用料	7月 1日～ 7月31日 合 算
	100	追加番号使用料	7月 1日～ 7月31日 合 算
	4,504	ひかり電話 (通話料)	7月 1日～ 7月31日 合 算
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	7月 1日～ 7月31日 合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	7月 1日～ 7月31日 2番号分 合 算
	797	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。
◇NTT西日本分 (小計)	8,773	(小計)	合算表示の料金合計×10%

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
---	---

お支払期限が過
場合、当社指定の
支払方法にて至急お
いください。なお、
支払期限後コンビニ
エンスストアでのお支
いができなくなる場
合がございます。
支払期限後、金
銀、ゆうちょ銀
、郵便局でお支払
になられた場合
、店頭のお問合せ
までご連絡をお願い
します。)

3、お支払い期限後
に支払われた場合、最
多14.5% (NTTドコ
)個別信用購入あっ
、契約及び割賦販売
りは法定利率)の割
?計算した延滞利息
計算させていただきます
があります。

下記のお支払い場所にこの用紙をご持参
のうえ、表記の金額をお支払いください。

お支払方法

<店頭窓口>
・コンビニエンスストア ・銀行
・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金
・労働金庫 ・農林中金 ・農協
・漁協 ・郵便局 ・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>
Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>
下記スマートフォンアプリでお支払いいた
できます。
d払い・PayB・楽天銀行・エポス・モバイルレジ

金融機関様 (ゆうちょ銀行・郵便局を除く)
お支払期限後に収納された場合は表面
の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚れたり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込従能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込券を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込券に記載されたおと、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上
貼 付

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客さまは、お近くのコンビニエンス
ストアでお支払いいただけます。
コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。
※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
ミニストップ	セイコーマート	NewDays
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ポプラ	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意
ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。 (ゆうちょ銀行)
この場所には何も記載しないでください。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

TA

(お客様番号

内訳項目 金額(円)
CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)

内訳金額 (円)
AMOUNT (YEN)

請 求 内 訳 等 詳 細 [本内訳は、各サービス提供事業者が
DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 発行したものです。]

◇合計

14,209

14,209

合計

2か月分のご請求額です。

*C001027590909090

請求書

長岡 嘉一 様
(お客様番号:)

ソニーネットワークコミュニケーションズ
インボイス登録番号 T8010701005322



2025年 8月度 請求金額	8,184 円	(a)+(b)+(c)
----------------	---------	-------------

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の定めによる

1. 2025 年 8 月度 新規請求額

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	5,450 円	545 円	5,995 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	2,189 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			8,184 円 (a)

2. 2025 年 8 月度 前払い金額 (ポイント利用など)

税の取扱	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額
10%合計	0 円	0 円	0 円
8%合計	0 円	0 円	0 円
8%軽減合計	0 円	0 円	0 円
課税対象外合計	0 円	—	0 円
譲渡/回収代行合計	—	—	0 円
割賦合計	—	—	0 円
合 計			0 円 (b)

3. 繰越請求

繰越請求の合計	0 円 (c)
---------	---------

<お知らせ>

ポイントで全額お支払いいただいたサービスについて税計算の都合で差額が発生する場合があります。

多くいただいている場合 : ポイント返却いたします。

少なくいただいている場合 : 差額を減額し、ご請求いたします。

請求書 (明細)

＜税の取扱 欄について＞

- 課税対象外 : 消費税法上の非課税・不課税のご請求。
- 譲渡/回収代行 : 弊社が債権を譲り受けている、または回収代行しているご請求。
該当サービスのインボイスはサービスの提供事業者にてご確認ください。
- 割賦 : 初回請求時に税計算を行った合計金額を月々の請求と合わせてご請求。
初回請求時のインボイスはマイページの「毎月のご請求以外のインボイス一覧」にてご確認ください
ただけます。

1. 新規請求				
取引年月日	取引の内容	ご利用アカウント	税の取扱	本体価格
2025/7/31	So-net光 M 戸建 西日本		10%	5,450 円
2025/6/30	U-NEXT for So-net 月額利用料 (ビデオ見放題サービス)		譲渡/回収代行	2,189 円
*****	*****	*****	*****	*****
2. 前払金				
なし				
*****	*****	*****	*****	*****
3. 繰越請求	※繰越請求の消費税内訳は初回請求年月の請求書をご確認ください。			
なし				

④ 東大阪市水道料金等収納通知書

お客様番号 []

氏名	長岡 嘉一
期定年月	令和07年08月
使用期間	令和07年06月03日～令和07年08月01日
用途	家事用
口徑	13mm
戸数(家共)	****戸
水道使用量	2 ³ 水道料金 0円
下水道使用量	2 ³ 下水道使用料 1,262円
請求金額	1,262円 (うち消費税 114円)

物価高騰対策として1,337円減額しています。

CVS収納用



(91)959909-406392025090100039560

251005-0-001262-6

納期限 令和07年09月30日

上記のとおり減額しましたので通知します。
(あて先) 東大阪市上下水道事業管理者
〒539-8794 大阪府大阪市東淀川区
東大阪市上下水道事業センター
〒539-8794 大阪府大阪市東淀川区
東大阪市上下水道事業センター

取りまとめ係 7539-8794
大阪府東淀川区
口徑番号 00000-0-000000
納入者名 東大阪市上下水道事業センター

振込先 ▶ 長岡 嘉一 氏
▶ CVS収納用

振込先 日付印

振込先 日付印

④ 東大阪市水道料金等納入書 (原簿)

お客様番号 []

使用人名	長岡 嘉一
期定年月	令和07年08月
水道使用量	2 ³ 水道料金 0円
下水道使用量	2 ³ 下水道使用料 1,262円
請求金額	1,262円 (うち消費税 114円)

納期限 令和07年09月30日

上記のとおり通知します。

取りまとめ係 7539-8794
大阪府東淀川区
口徑番号 00000-0-000000
納入者名 東大阪市上下水道事業センター

振込先 日付印

振込先 日付印

④ 東大阪市水道料金等納入通知書

お客様番号 []

使用人名	長岡 嘉一
使用期間	令和07年06月03日～令和07年08月01日
期定年月	令和07年08月
戸数(戸)	**** 家共 ****
用途	家事用
水道使用量	2 ³ 水道料金 0円
下水道使用量	2 ³ 下水道使用料 1,262円
請求金額	1,262円 (うち消費税 114円)

物価高騰対策として1,337円減額しています。
下記納期限までに納入してください。
東大阪市上下水道事業管理者
〒539-8794 大阪府東淀川区
東大阪市上下水道事業センター
〒539-8794 大阪府東淀川区
東大阪市上下水道事業センター

納期限 令和07年09月30日

上記の金額を振込しました。

取りまとめ係 7539-8794
大阪府東淀川区
口徑番号 00000-0-000000
納入者名 東大阪市上下水道事業センター

振込先 日付印

振込先 日付印

